

# 第 6 章

---

## 防災指針の検討

- 6-1 基本的な考え方
- 6-2 災害ハザード情報等の収集・整理
- 6-3 災害リスクの高い地域等の抽出
- 6-4 地域ごとの防災上の課題の整理
- 6-5 防災まちづくりの将来像・取組方針
- 6-6 具体的な取組、取組スケジュール

## 6-1 基本的な考え方

### 6-1-1 防災指針とは

近年、全国各地で豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波等の大規模災害が発生しており、本市においても令和元年（2019年）7月の豪雨により、内水氾濫や土砂災害等が各所で発生し、被害が多数発生している。

我が国では、こうした頻発・激甚化する自然災害への総合的対策が喫緊の課題となっていることから、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、令和2年（2020年）6月の都市再生特別措置法改正によって、立地適正化計画の記載事項として、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が追加された。

本章では、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせ、本市における都市の災害リスクの「見える化」を行う等、各地域が抱える防災上の課題を分析したうえで、防災まちづくりの将来像や取組方針等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を整理している。



図 6-1 防災指針のイメージ  
出典：水害対策とまちづくりの連携 P5（令和2年5月 国土交通省）

## 6-1-2 防災指針の検討フロー

防災指針は、国土交通省の「立地適正化計画の手引き（令和4年4月改訂）」に基づき検討・策定した。検討フローを以下に示す。

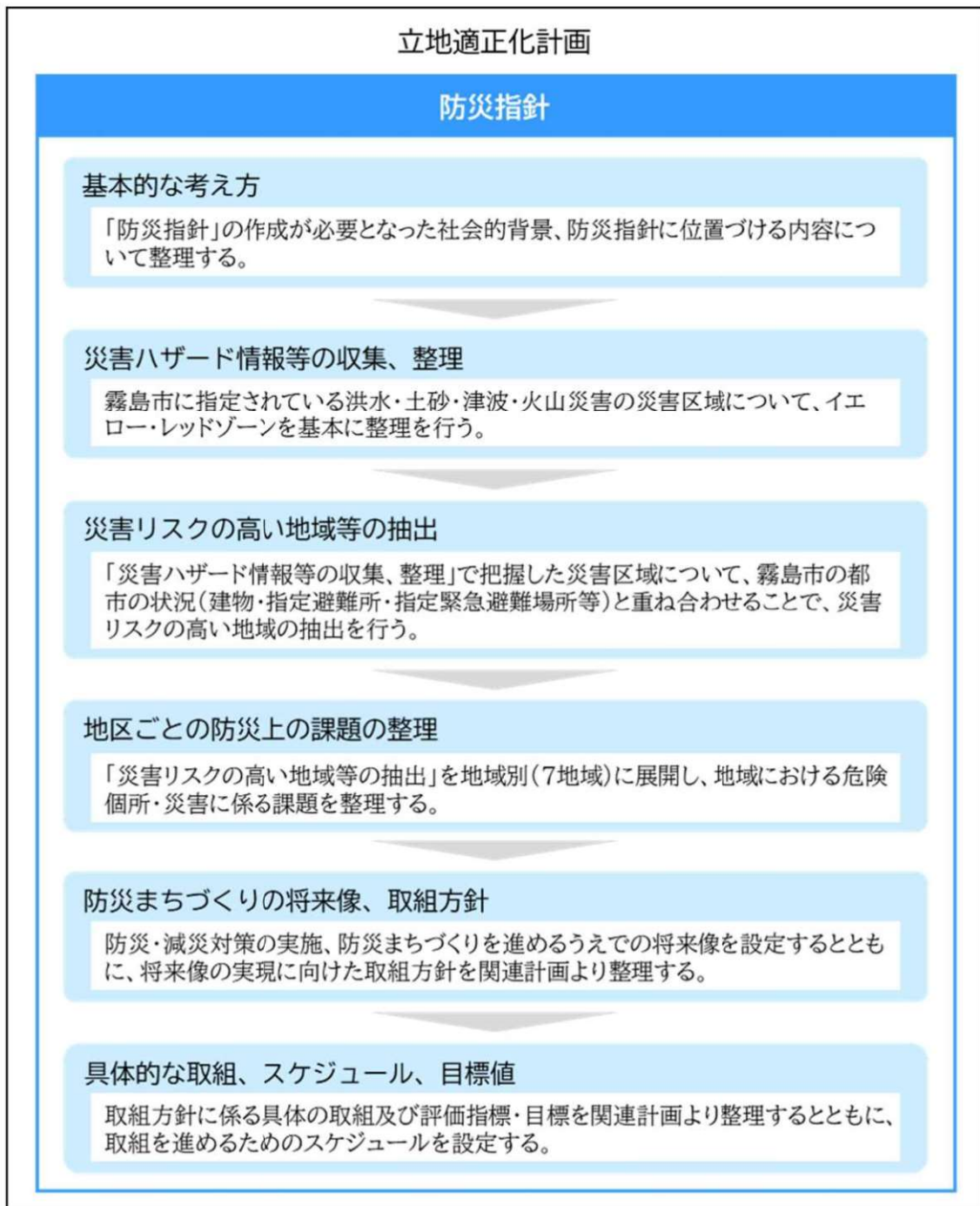


図 6-2 防災指針検討フロー



## 6-2 災害ハザード情報等の収集・整理

「立地適正化計画策定の手引き」では、洪水、土砂、津波災害等の災害要因ごとに検討することが必要とされている。

また、災害ハザードは、住宅等の建築や開発行為等の規制を伴う、いわゆる「レッドゾーン」と、建築や開発行為等の規制はないが警戒避難体制の整備等が求められる「イエローゾーン」がある。

そのため、本市で指定がある災害ハザード情報を下表のとおり収集し、市全域における災害ハザードの分布状況について次頁以降に整理する（表6-3、図6-3～図6-27）。

表 6-1 災害ハザード情報一覧

災害種別	ハザードデータ	出典
洪水	洪水浸水想定区域（計画規模L1） 洪水浸水想定区域（想定最大規模L2） 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模L2） 浸水継続時間（想定最大規模L2）	鹿児島県（2019年）
土砂	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ
	地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	国土数値情報（2021年）
	大規模盛土造成地	霧島市（2020年）
津波	津波浸水想定	国土数値情報（2021年）
火山	霧島山火山防災マップ	霧島山火山防災協議会（2020年）

表 6-2 参考：都市計画関連の規制等におけるレッドゾーン・イエローゾーン

	区域	指定	(参考) 行為規制等
<b>レッドゾーン</b> →住宅等の建築や開発行為等の規制あり	<b>災害危険区域</b> (崖崩れ、出水、津波等) <建築基準法(昭和25年法律第201号)>	地方公共団体	・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。(法第39条第2項)
	<b>地すべり防止区域</b> <地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)>	国土交通大臣、農林水産大臣	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m) など
	<b>急傾斜地崩壊危険区域</b> <急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)>	都道府県知事	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない、してはならない。(法第7条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m) など
	<b>土砂災害特別警戒区域</b> <土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)>	都道府県知事	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途：住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
	<b>浸水被害防止区域</b> <特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)>	都道府県知事	・浸水被害防止区域内において、特定開発行為あるいは特定建築行為をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第57条第1項、第66条第1項) ※住宅や要配慮者施設のほか条例で定める建築物及び当該建築物に係る開発行為
	<b>津波災害特別警戒区域</b> <津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)>	都道府県知事	・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項) ※制限用途：社会福祉施設、学校、医療施設、市町村の条例で定める用途
<b>イエローゾーン</b> →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	<b>浸水想定区域</b> <水防法(昭和24年法律第193号)>	(洪水) 国土交通大臣、都道府県知事 (雨水出水) 都道府県知事、市町村長 (高潮) 都道府県知事	なし
	<b>土砂災害警戒区域</b> <土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)>	都道府県知事	なし
	<b>津波災害警戒区域</b> <津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)>	都道府県知事	なし
	<b>津波浸水想定(区域)</b> <津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)>	都道府県知事	なし

出典：立地適正化計画作成の手引き P92（令和5年7月 国土交通省）



表 6-3 災害区域の概要

災害区域	区域の概要
洪水浸水想定区域	<p>大雨等による河川の氾濫により、住居等の建築物が浸水する恐れがある区域を指す。鹿児島県では「計画規模 L 1」と「想定最大規模 L 2」による洪水浸水想定区域図を策定している。</p> <p>＜補足＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「計画規模 L 1」は、河川整備の目標とする降雨量による浸水想定で、その規模を超える洪水が発生する確率が天降川では 60 年に 1 度程度となる。（厳密には、毎年 1/60（約 2 %）の確率で発生すると予測されるものとなる）</li> <li>・「想定最大規模 L 2」は、地域において過去に観測された最大の降雨量による浸水想定で、その規模を超える洪水が発生する確率が 1,000 年に 1 度程度となる。</li> <li>・「立地適正化計画作成の手引き」では、浸水深の目安を以下のように示しており、浸水深 0.5m では概ね大人の膝ぐらまで浸水し、浸水深 3.0 m では家屋の 2 階の床下ぐらまで、浸水深 5.0m では家屋の 2 階軒下ぐらまで浸水する恐れがあるとされており、2 階の床部分に相当する浸水深 3.0m を超えているかが一つの目安とならしている。</li> </ul>
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊の恐れがある区域である。
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊の恐れがある区域である。
急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊：がけ崩れ）	雨等の影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる恐れがある区域となる。発生し人・住居等を襲うと逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高い土砂災害となっている。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等の土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがある区域となる。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等の土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがある区域となる。
大規模盛土造成地	東北地方太平洋沖地震等において、盛土の大部分の変動や、盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）が生じ、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による被害が発生した。このような大規模盛土の滑動崩落への人的・経済的被害の恐れがある区域となる。
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずる恐れがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」として鹿児島県知事が指定している。

## 6-2-1 洪水災害

### (1) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深）

国分地域、隼人地域の市街地を含む広い範囲が洪水浸水想定区域（L2）に含まれており、国分駅や市役所など主要な施設周辺も洪水浸水想定区域（L2）に含まれている（図6-3）。

また、用途地域内でも天降川と手籠川の合流部周辺では浸水深が3.0mを超える区域が見られる（図6-4）。

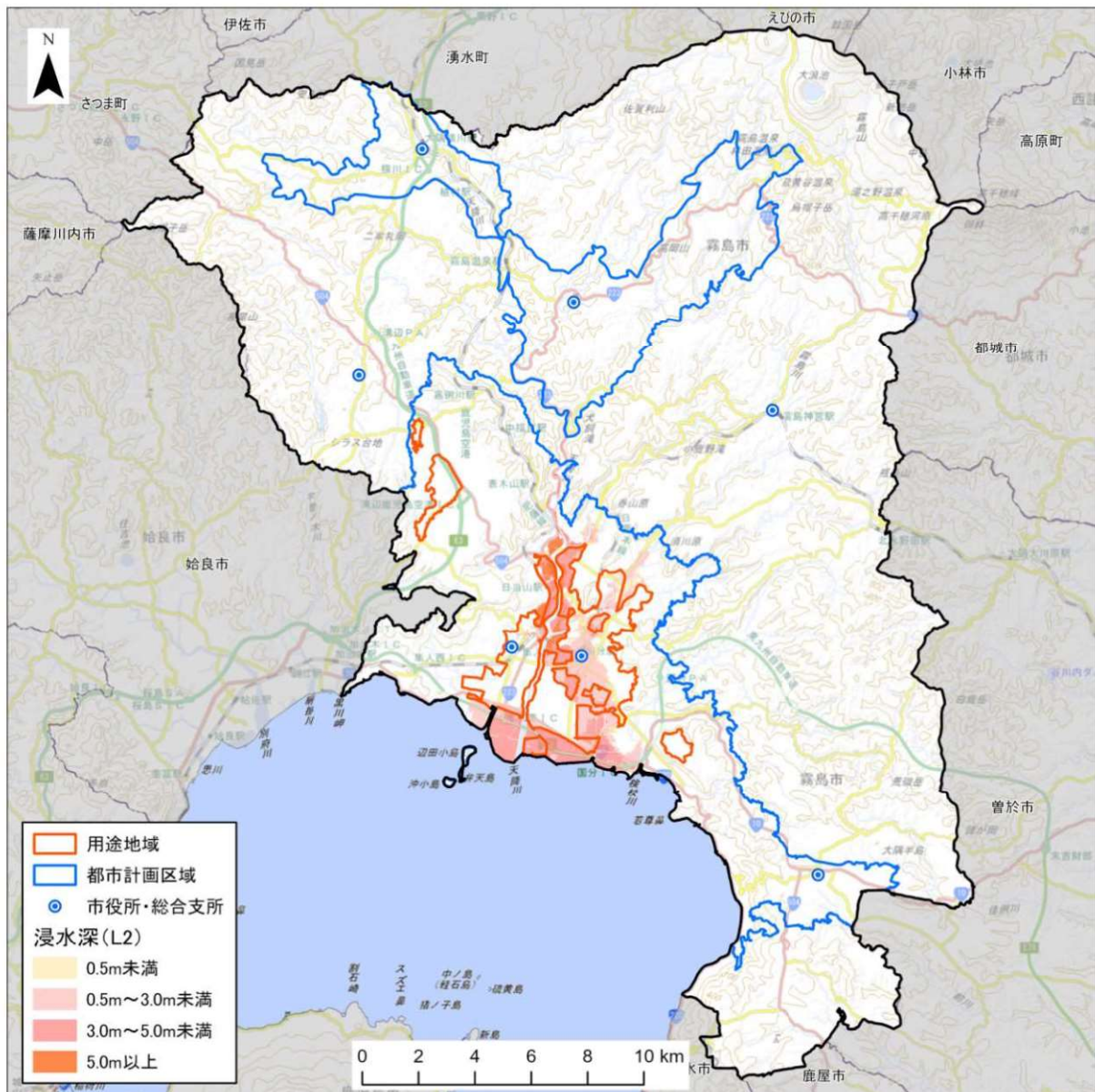


図 6-3 洪水浸水想定区域（L2：浸水深）

出典：鹿児島県資料



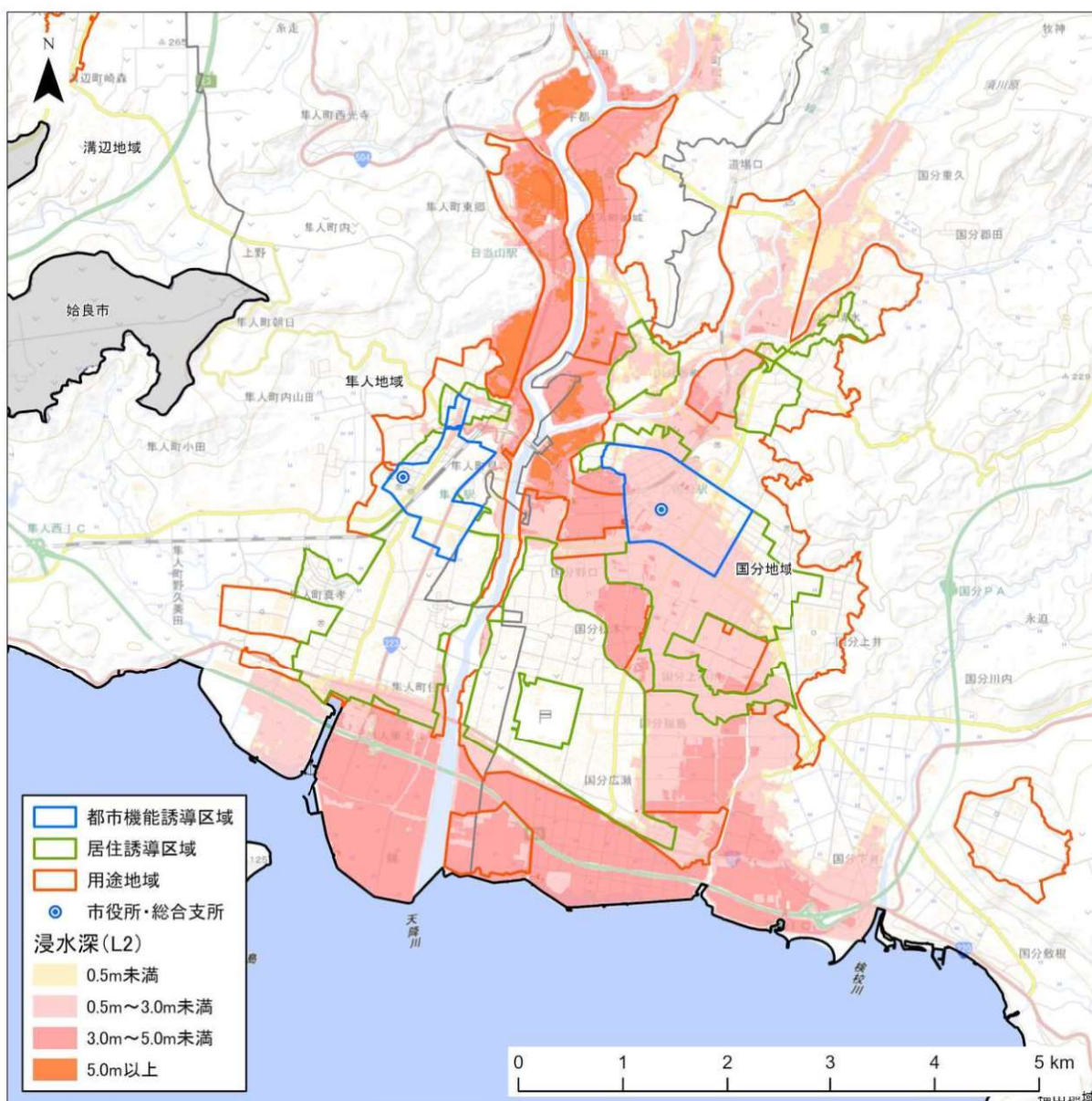


図 6-4 洪水浸水想定区域 (L2: 浸水深) (用途地域)

出典: 鹿児島県資料



## (2) 洪水浸水想定区域 (L1: 浸水深)

計画規模 (L1) でも市街地を含む広い範囲での浸水が想定されており、用途地域内でも市役所周辺が洪水浸水想定区域 (L1) に含まれている (図6-5、図6-6)。

また、天降川と手籠川の合流部周辺では浸水深 3.0m を超える区域がみられる。

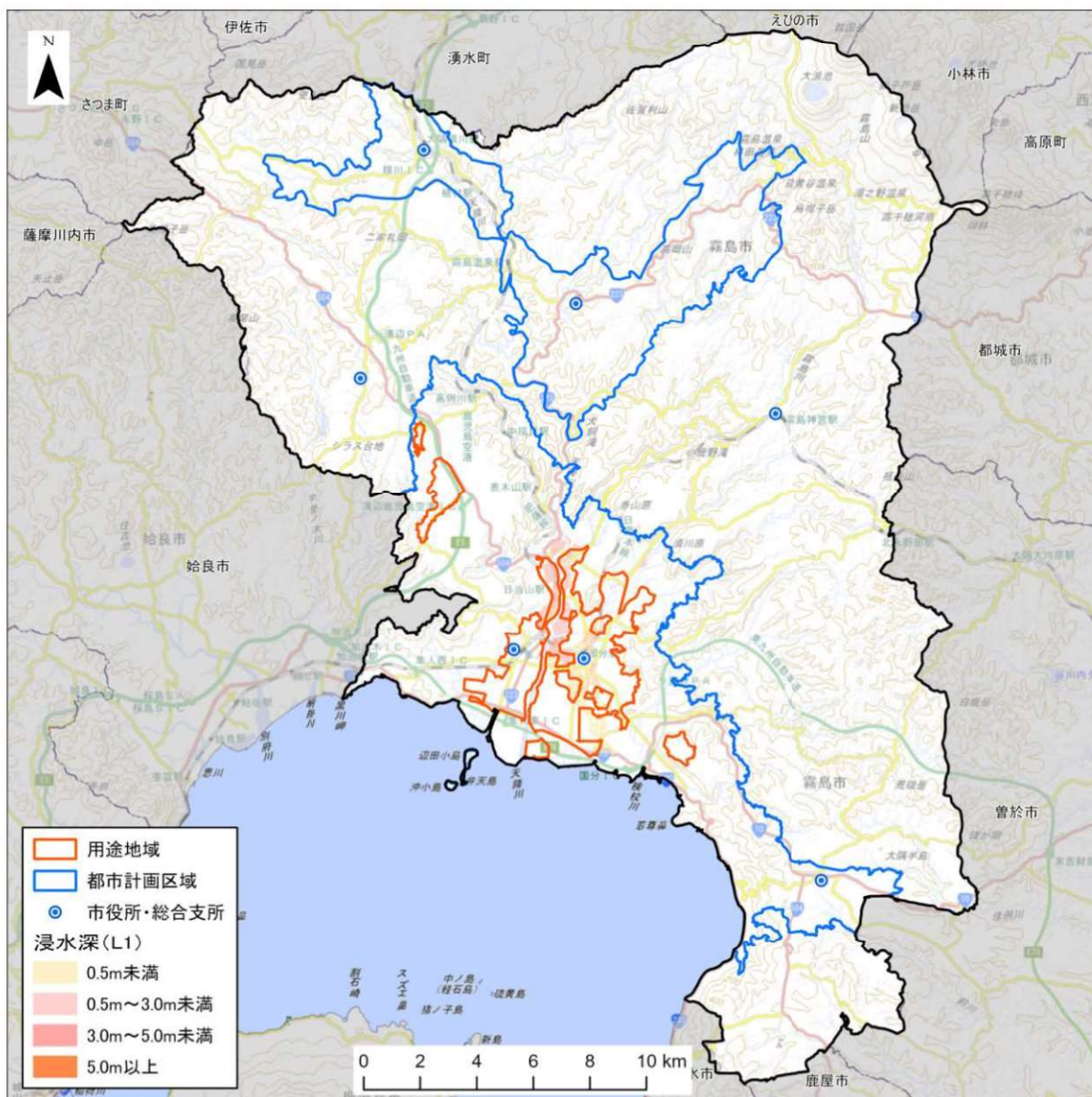


図 6-5 洪水浸水想定区域 (L1: 浸水深)

出典：鹿児島県資料

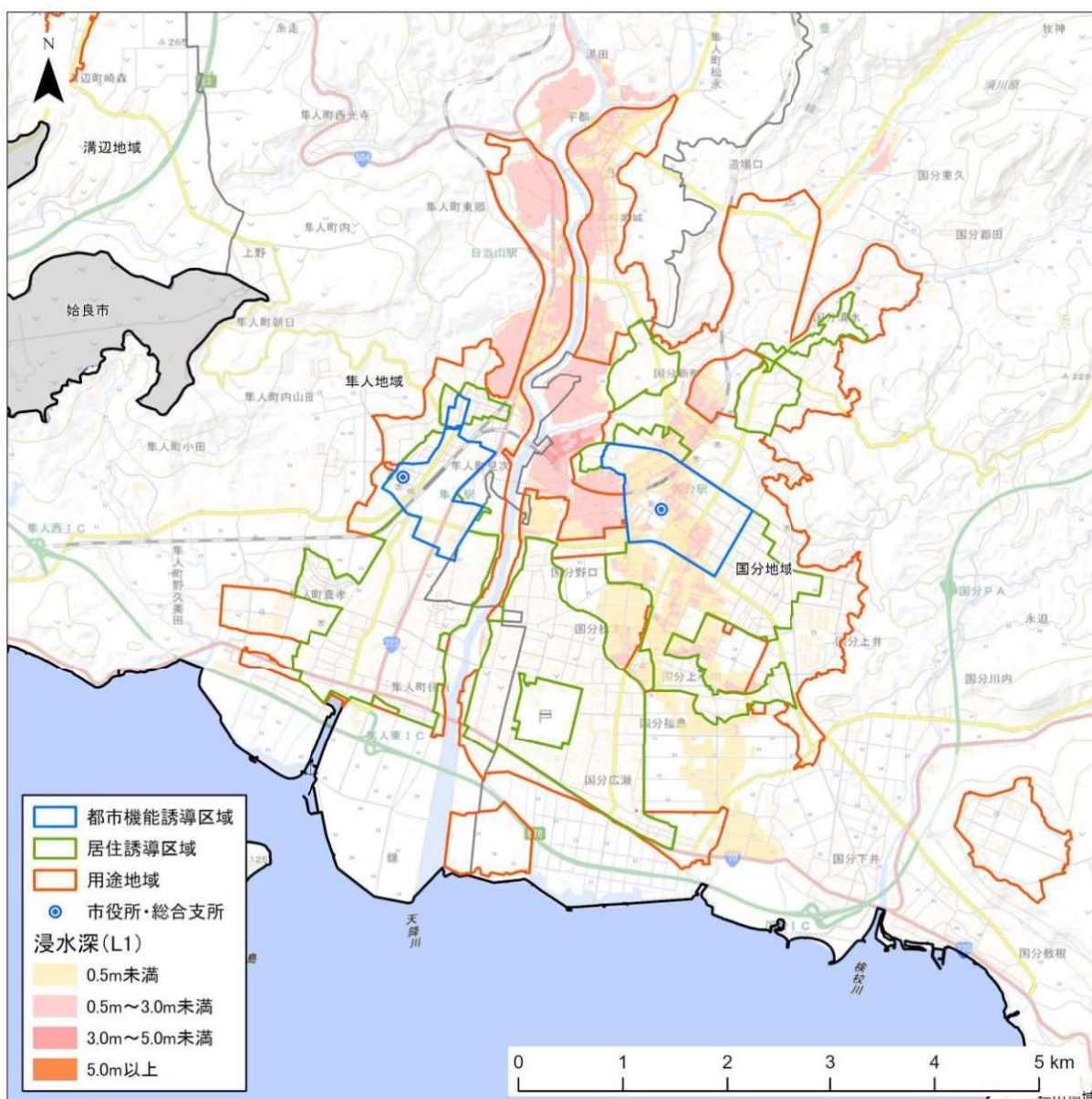


図 6-6 洪水浸水想定区域 (L1: 浸水深) (用途地域)

出典：鹿児島県資料



(3) 洪水浸水想定区域（L2：家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））

天降川と手籠川沿いの区域が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に指定されている（図6-7）。

用途地域内では、天降川と手籠川、郡田川の川沿いの区域が家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に指定されている（図6-8）。

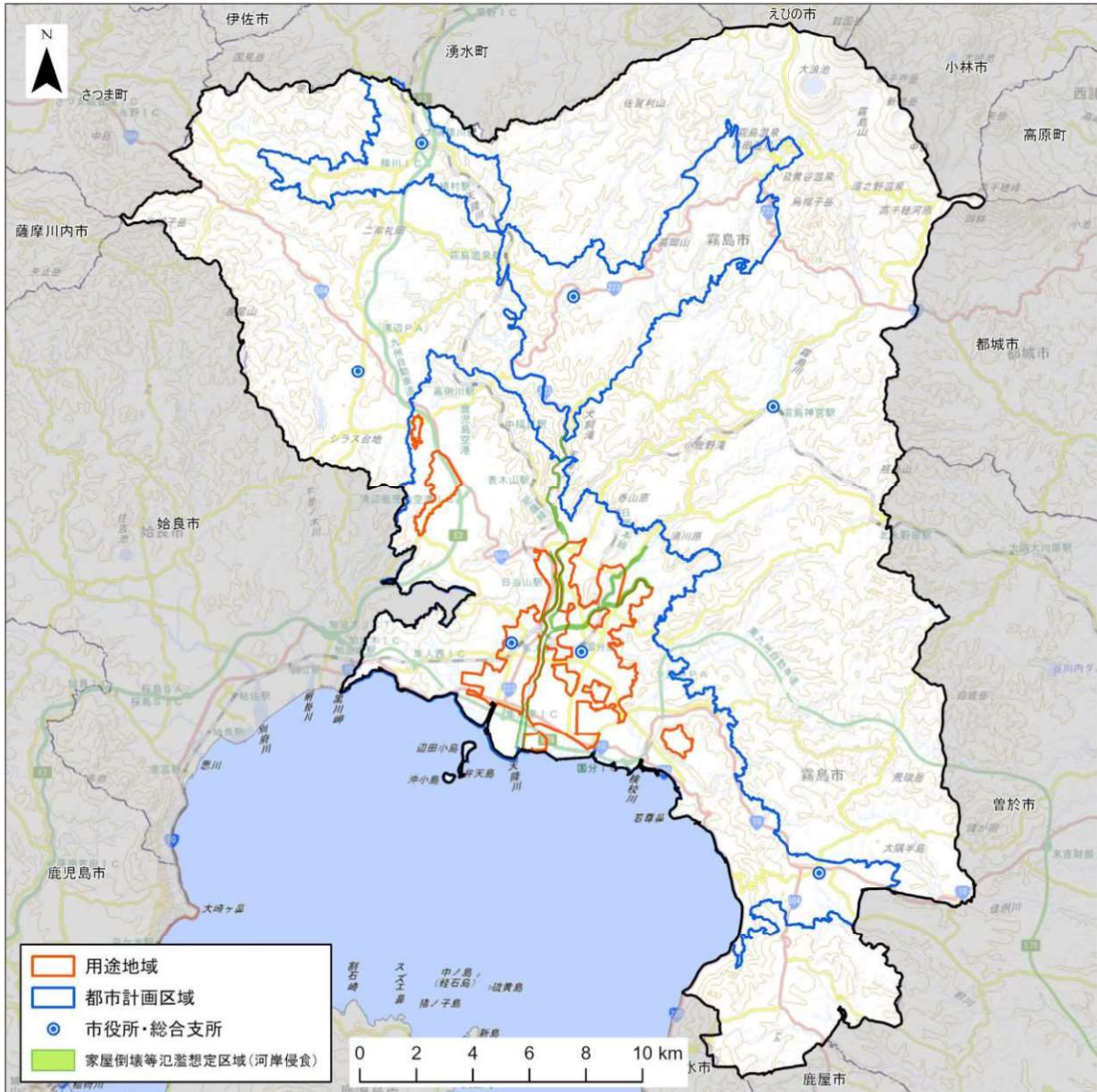


図 6-7 洪水浸水想定区域（L2：家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））

出典：鹿児島県資料



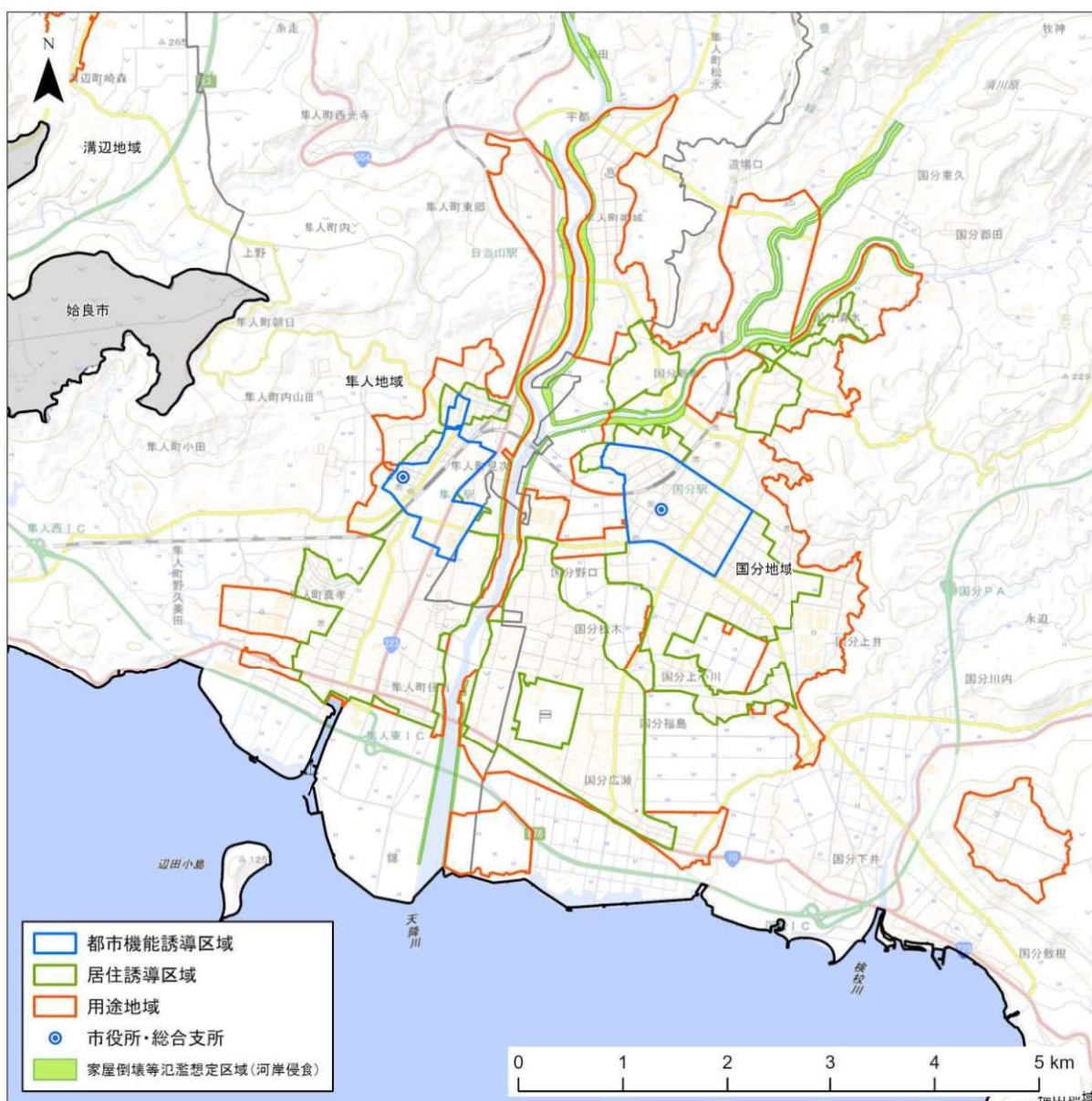


図 6-8 洪水浸水想定区域 (L2: 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)) (用途地域)

出典: 鹿児島県資料





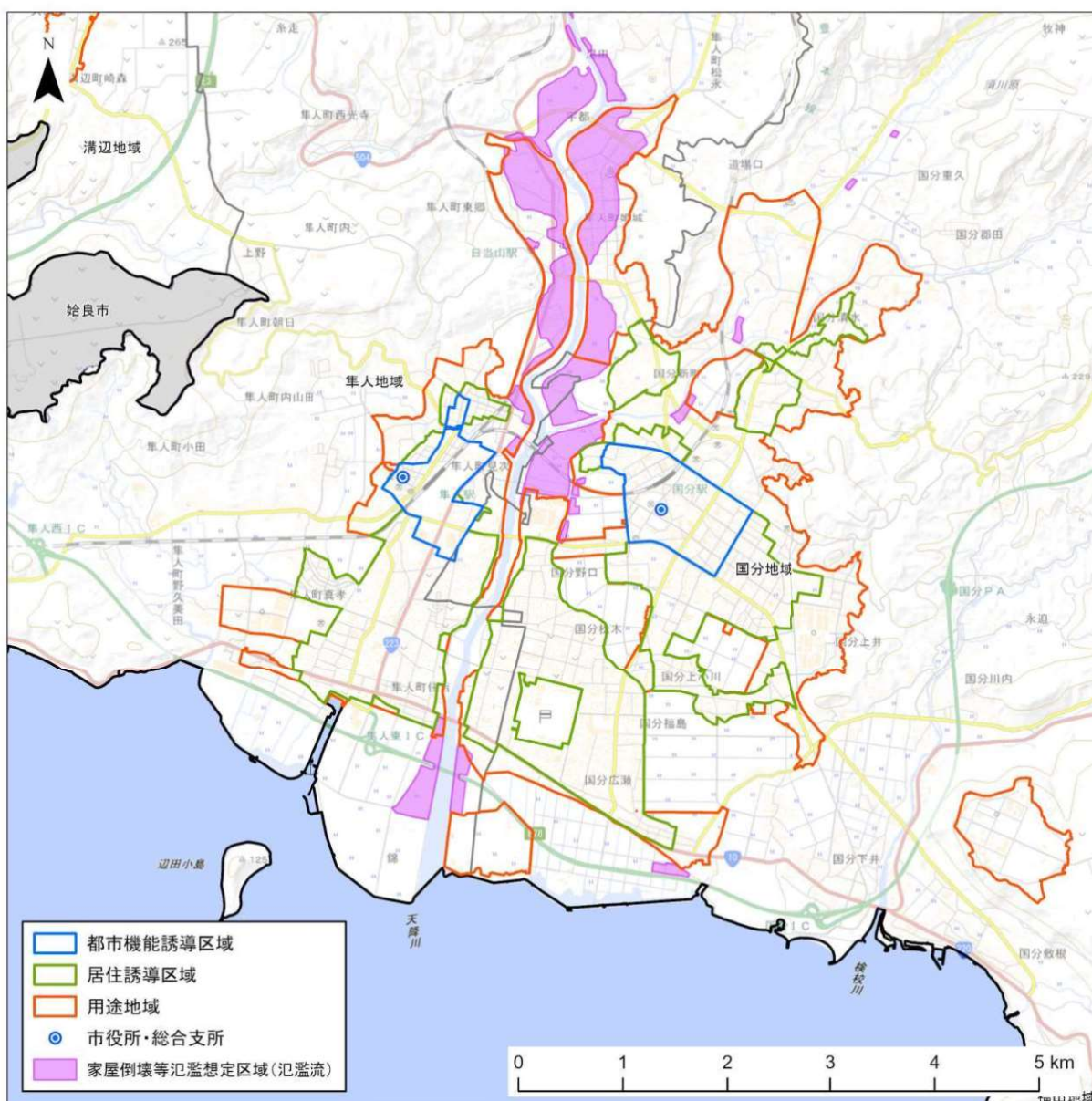


図 6-10 洪水浸水想定区域 (L2: 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) (用途地域)

出典: 鹿児島県資料



(5) 洪水浸水想定区域 (L2: 浸水継続時間)

天降川河口部では、浸水継続時間1日～3日未満と長期間にわたって浸水が継続する区域が見られる(図6-11)。用途地域内でも、国分駅周辺や天降川と手籠川の合流部周辺では、浸水継続時間12時間～1日未満の区域が見られる(図6-12)。

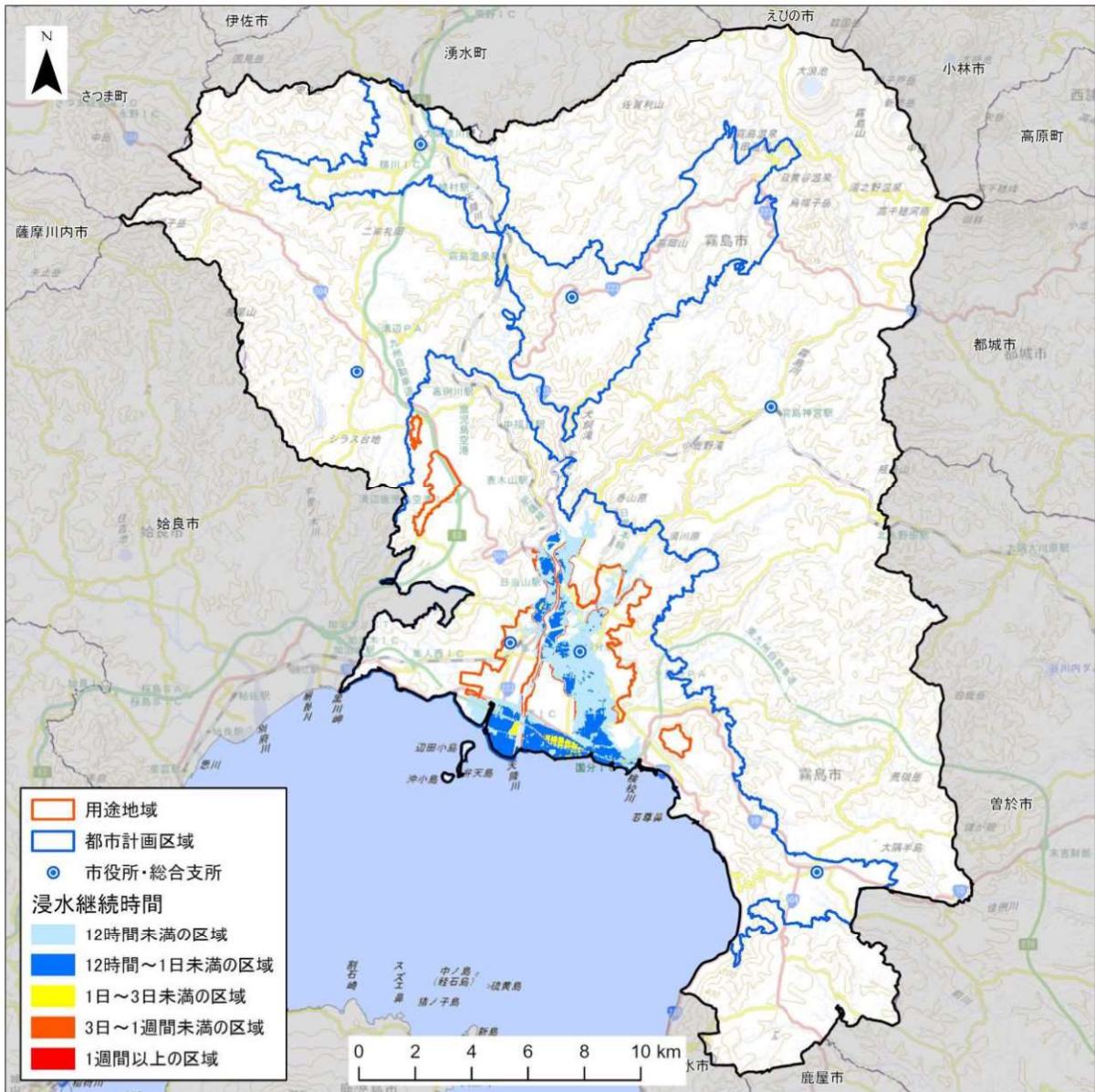


図 6-11 洪水浸水想定区域 (L2: 浸水継続時間)

出典：鹿児島県資料

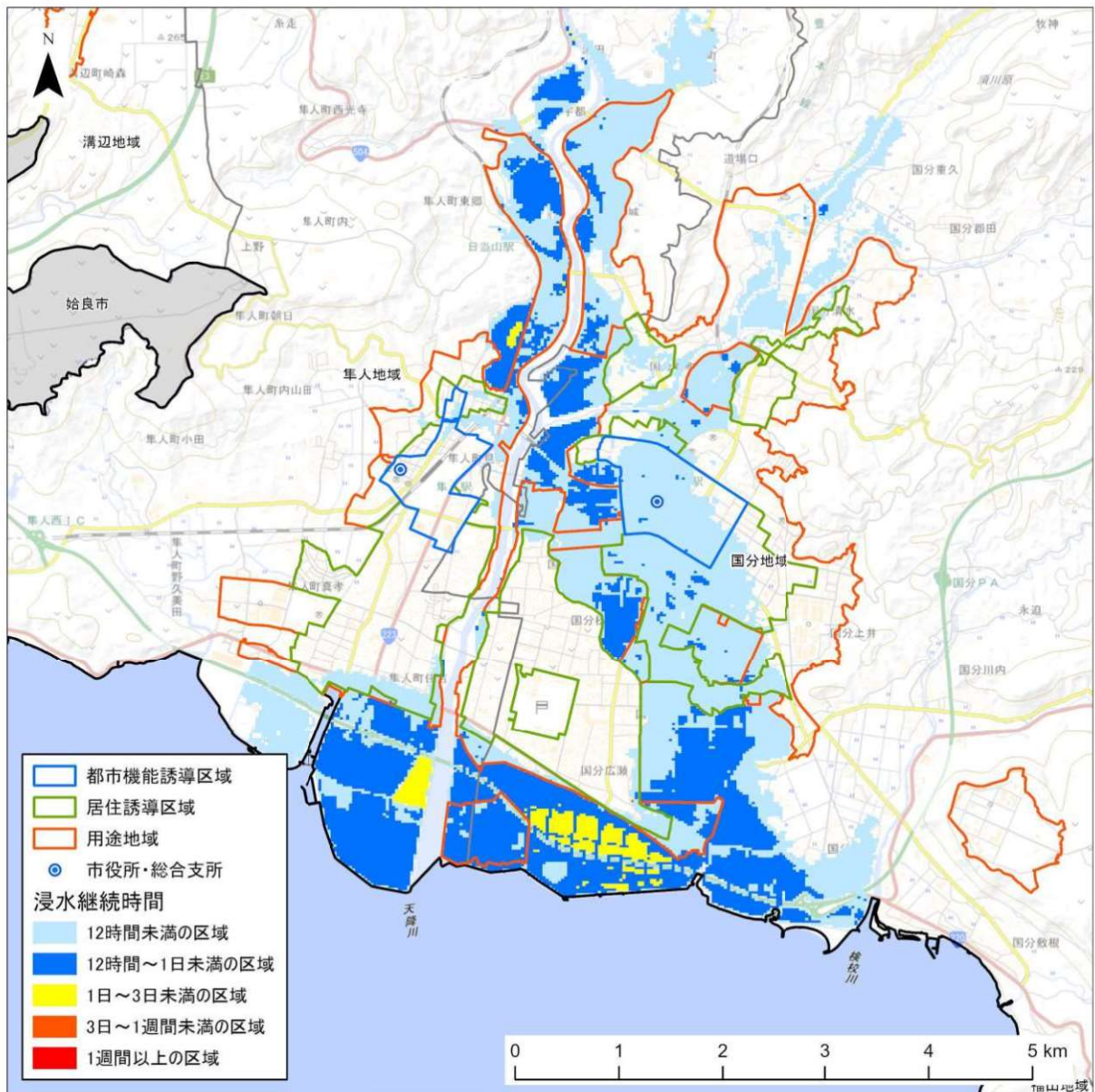


図 6-12 洪水浸水想定区域 (L 2 : 浸水継続時間) (用途地域)

出典：鹿児島県資料



## 6-2-2 津波災害

### (1) 津波浸水想定区域

鹿児島湾沿岸部一帯が津波浸水想定区域に指定されており、特に国分地域、隼人地域では内陸部まで浸水が予測されている（図6-13）。用途地域内では、国分地域の一部が津波浸水想定区域に指定されている（図6-14）。

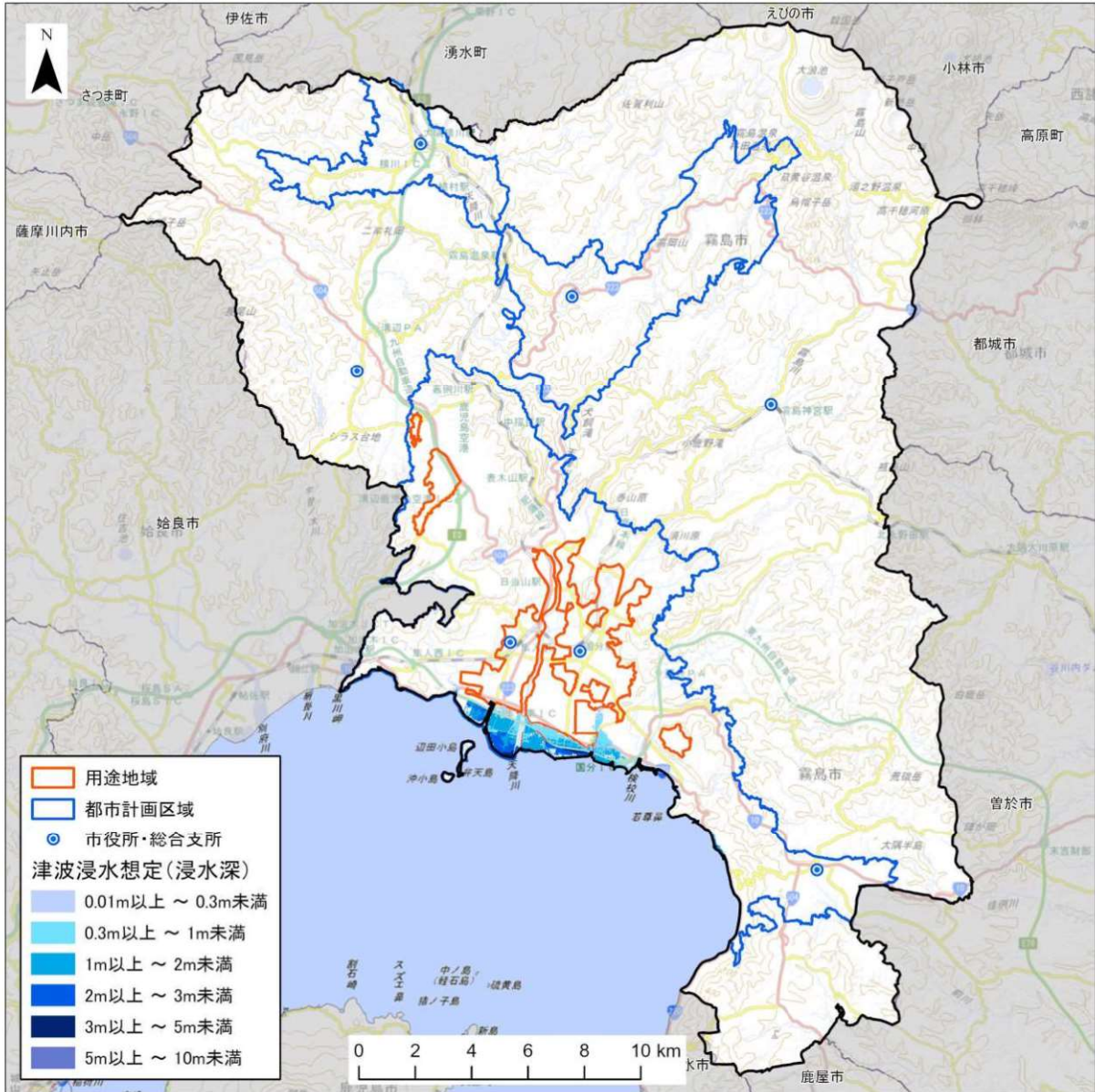


図 6-13 津波浸水想定区域

出典：国土数値情報 津波浸水想定（令和3年4月時点）



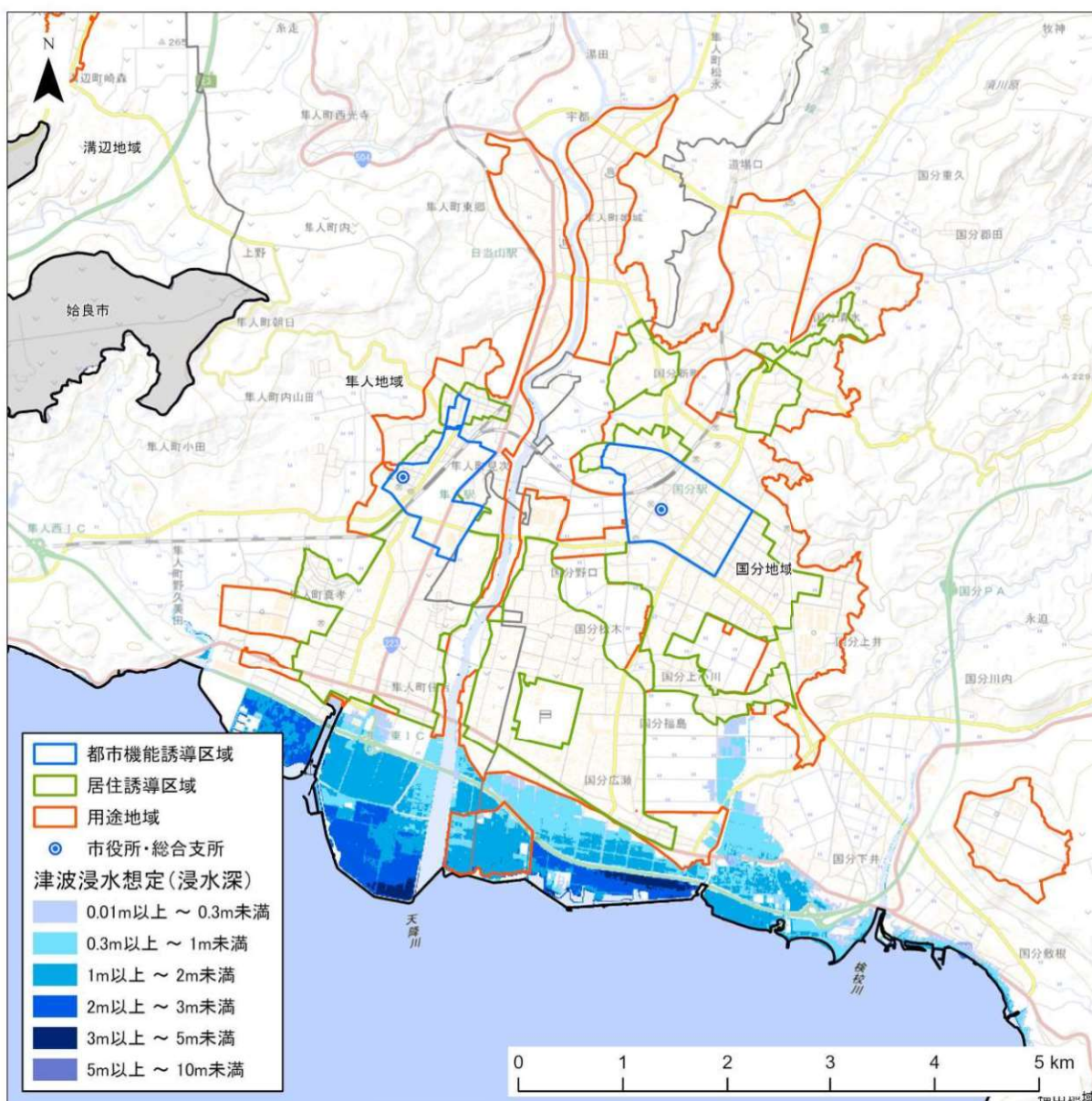


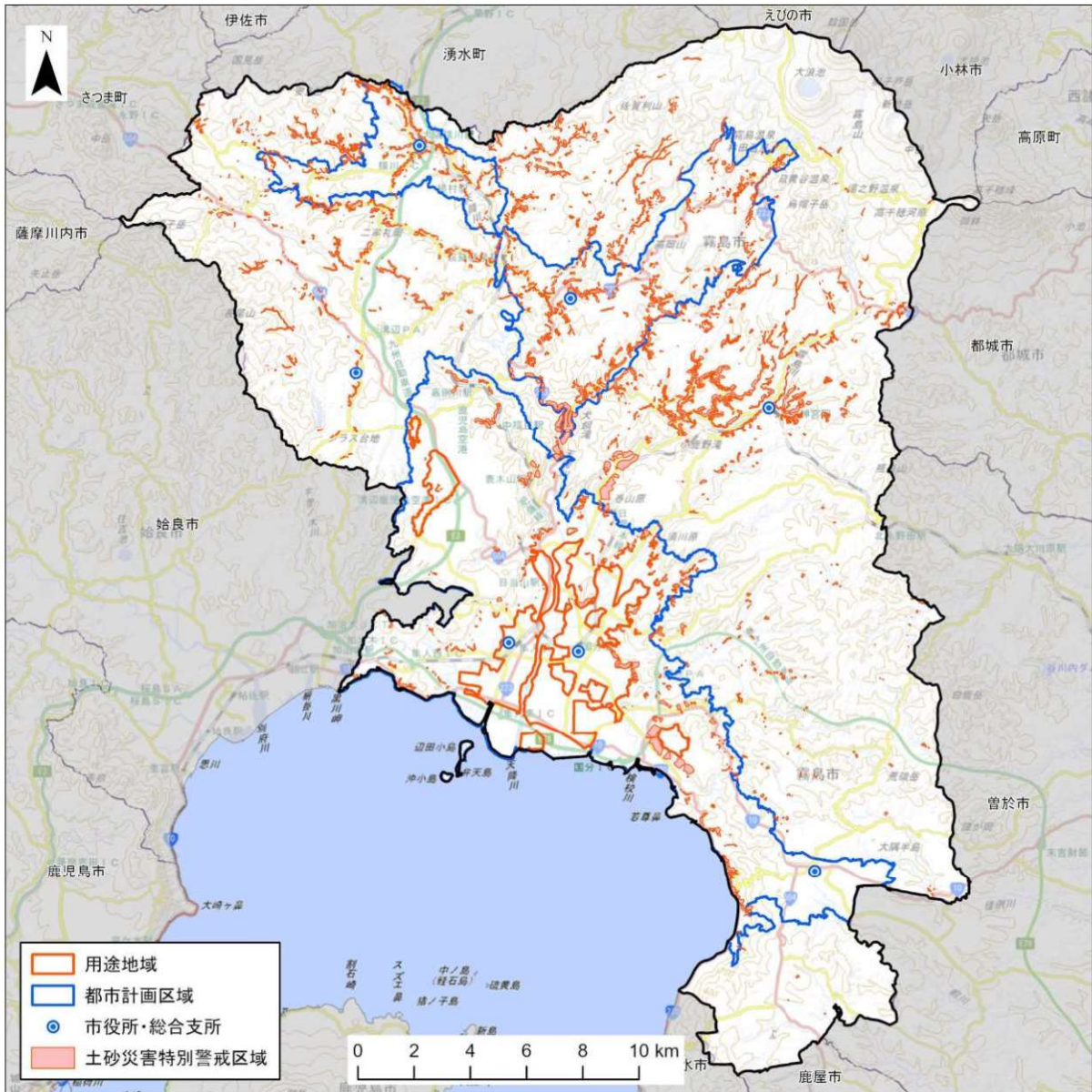
図 6-14 津波浸水想定区域（用途地域）

出典：国土数値情報 津波浸水想定（令和3年4月時点）

## 6-2-3 土砂災害

### (1) 土砂災害特別警戒区域

山間部を中心に市全域に土砂災害特別警戒区域が指定されている（図6-15）。用途地域内では、国分地域の国分一丁目などに土砂災害特別警戒区域が指定されている（図6-16）。





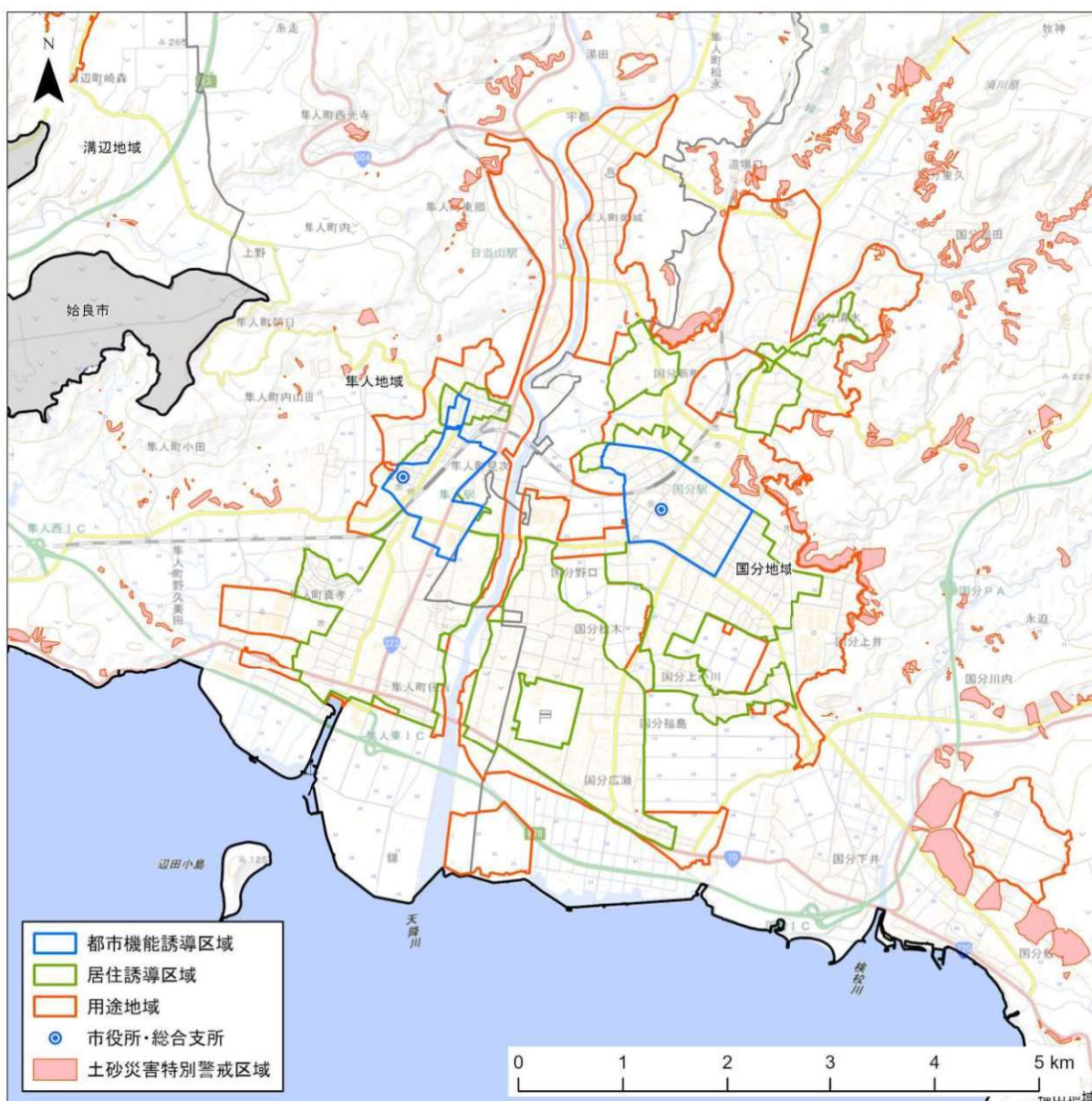


図 6-16 土砂災害特別警戒区域（用途地域）

出典：鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ

## (2) 土砂災害警戒区域

市全域の山間部を中心に多数の土砂災害警戒区域が指定されており、特に市北部の山間部に面的に広がっている（図6-17）。用途地域内では、国分地域の国分清水、国分城山町等で広域に土砂災害警戒区域が指定されている（図6-18）。

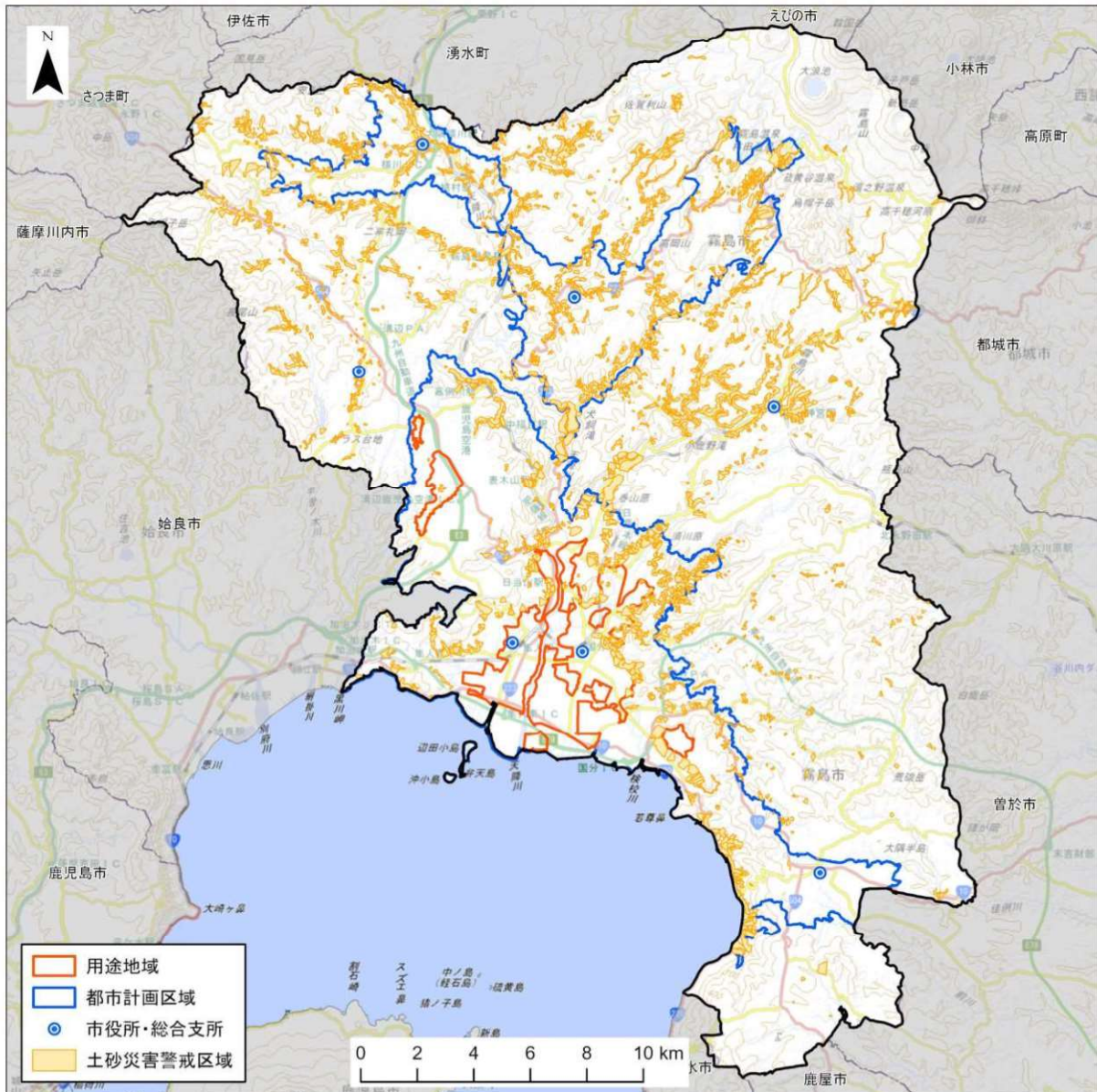


図 6-17 土砂災害警戒区域

出典：鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ



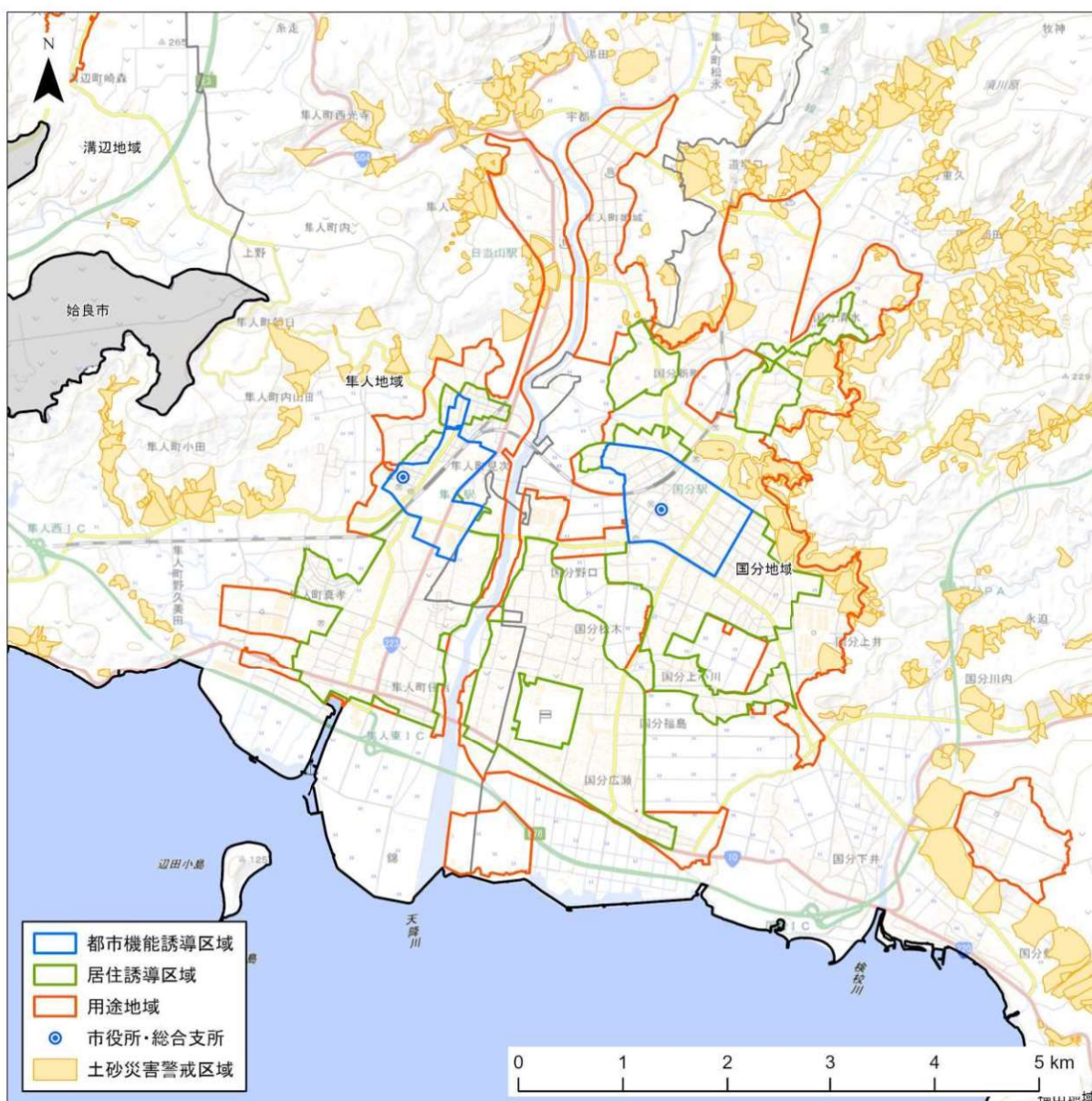


図 6-18 土砂災害警戒区域（用途地域）

出典：鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ

### (3) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域は市全域に点在しており（図6-19）、用途地域内では国分地域の国分姫城南や国分清水、国分名波町で急傾斜地崩壊危険区域が指定されている（図6-20）。

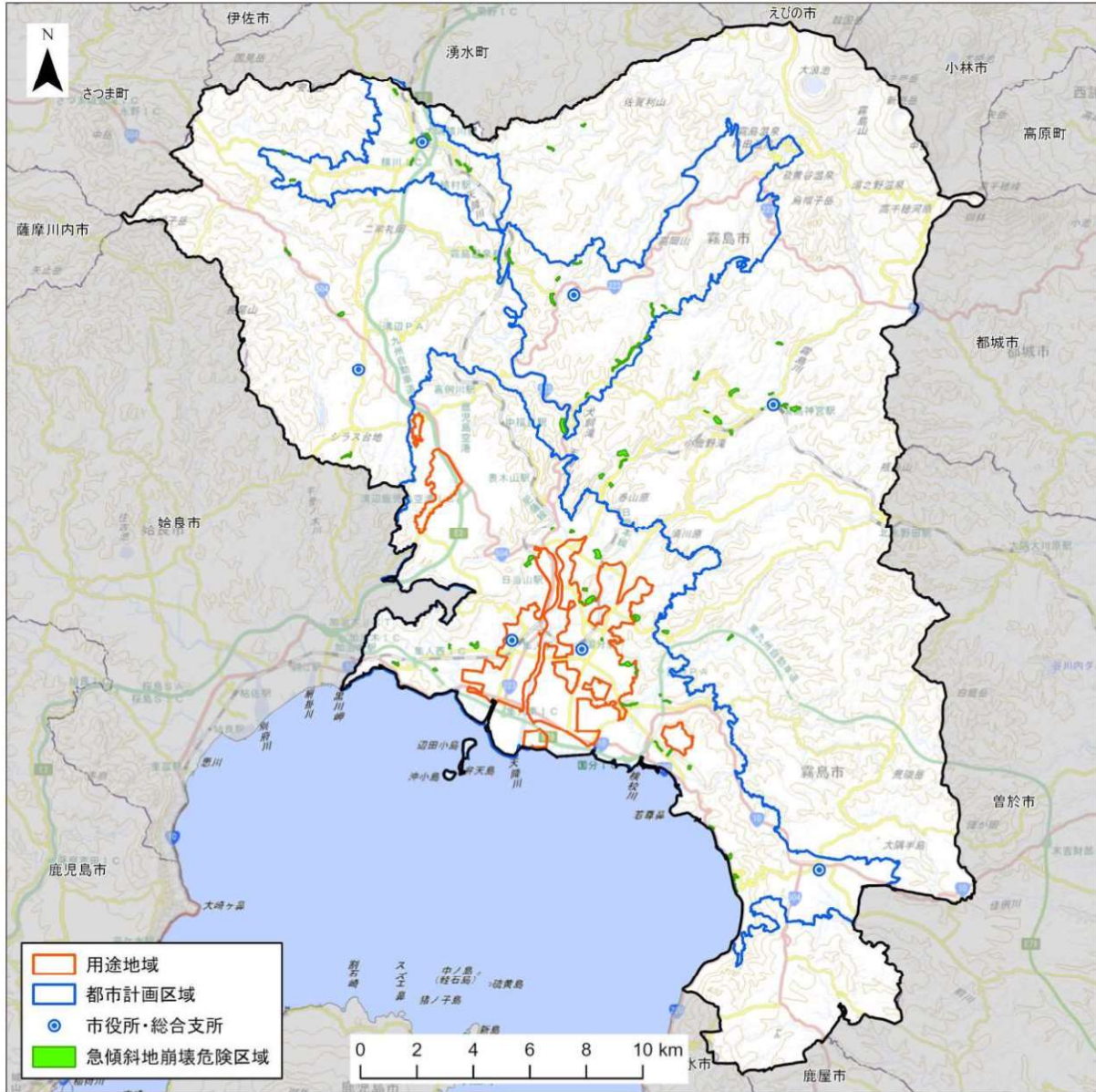


図 6-19 急傾斜地崩壊危険区域

出典：国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域（令和3年度）



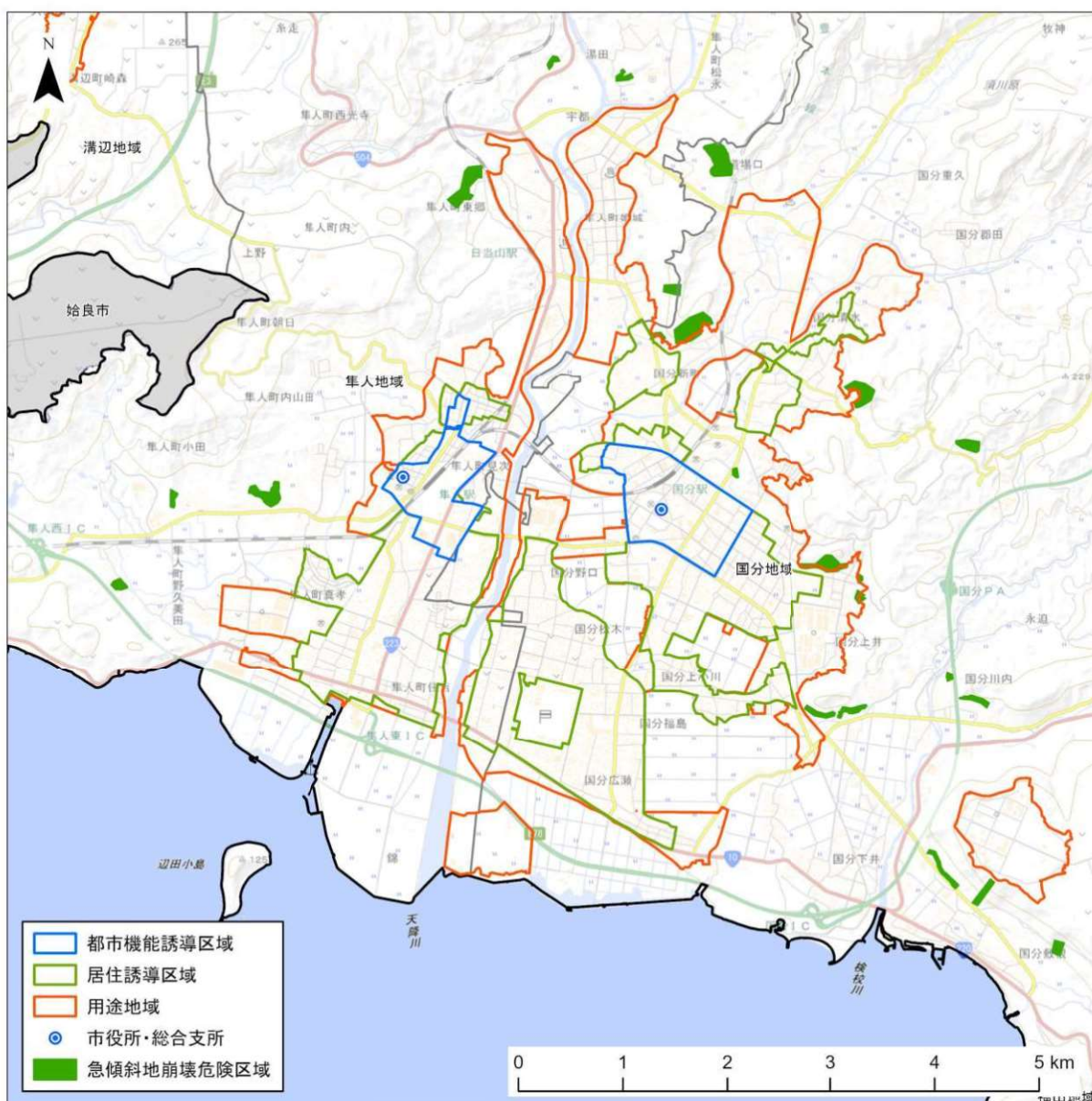


図 6-20 急傾斜地崩壊危険区域（用途地域）

出典：国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域（令和3年度）

#### (4) 地すべり防止区域

地すべり防止区域は、牧園地域、福山地域の一部で指定されている。

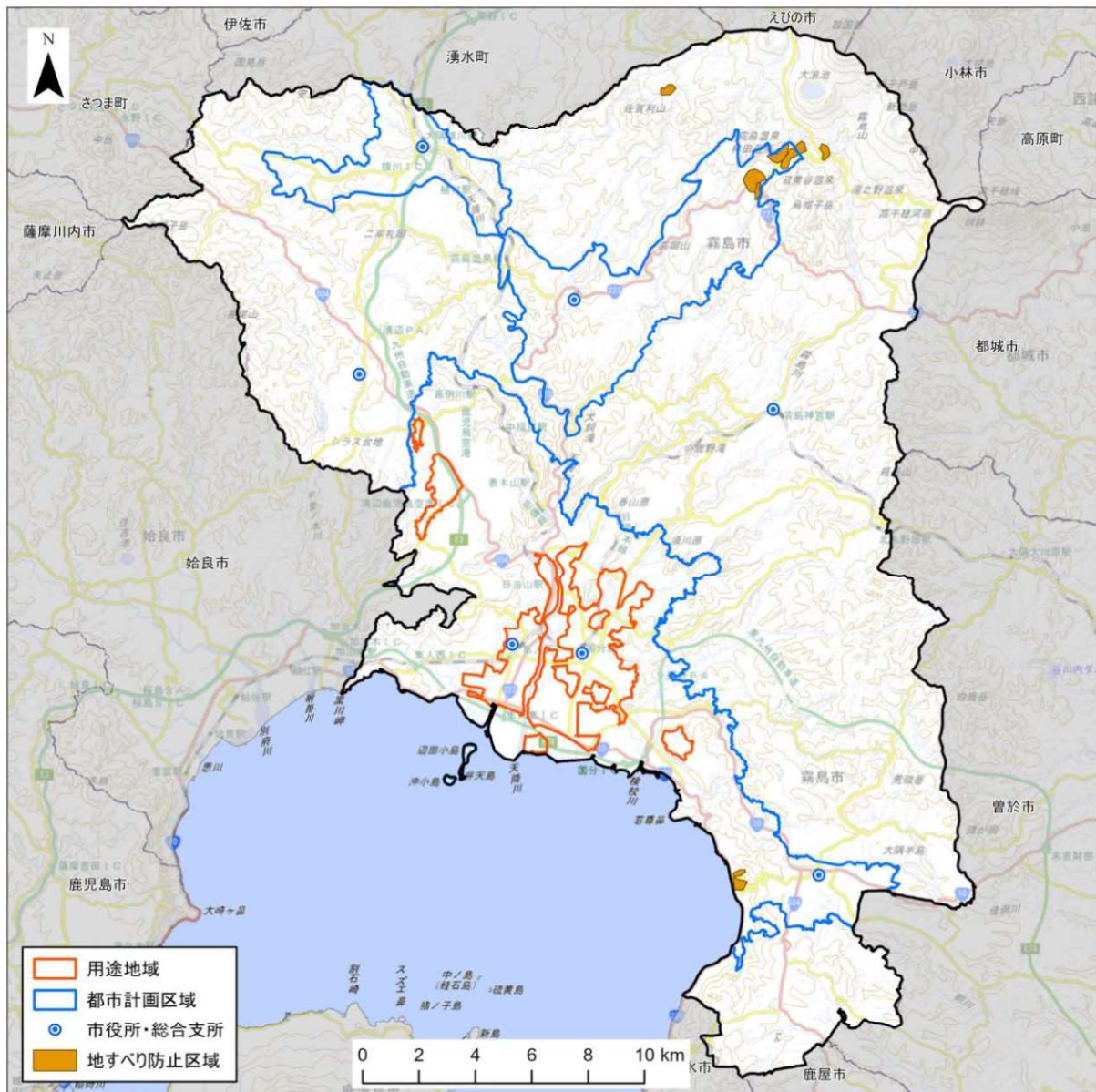


図 6-21 地すべり防止区域

出典：国土数値情報 地すべり防止区域（令和3年度）



### (5) 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地は、市全域に点在しており、特に横川地域、溝辺地域、霧島地域の広範囲に見られる（図6-22、図6-23）。用途地域内では国分地域の国分中央一丁目及び国分城山町に大規模盛土造成地が存在する。

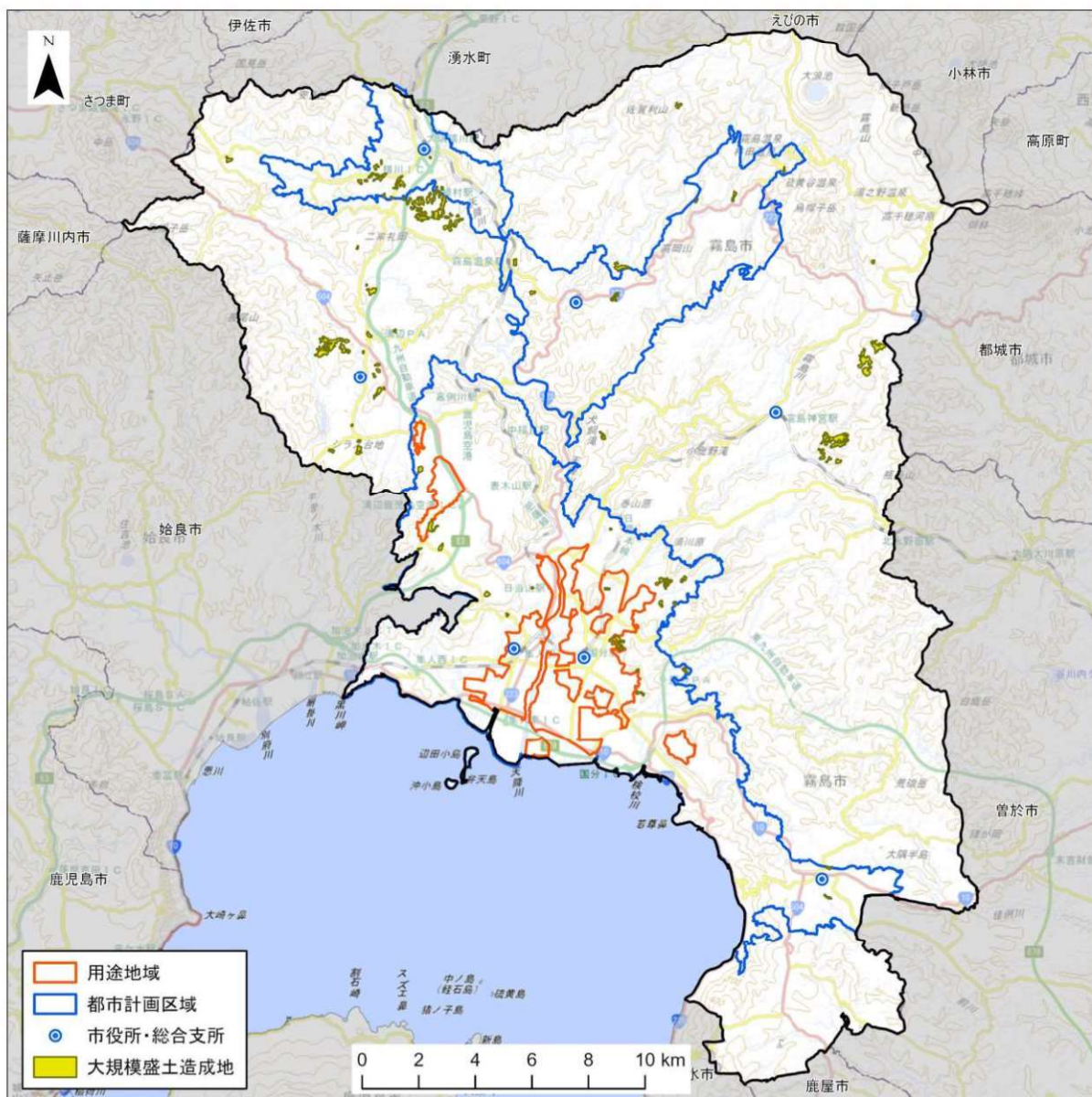


図 6-22 大規模盛土造成地

出典：霧島市資料

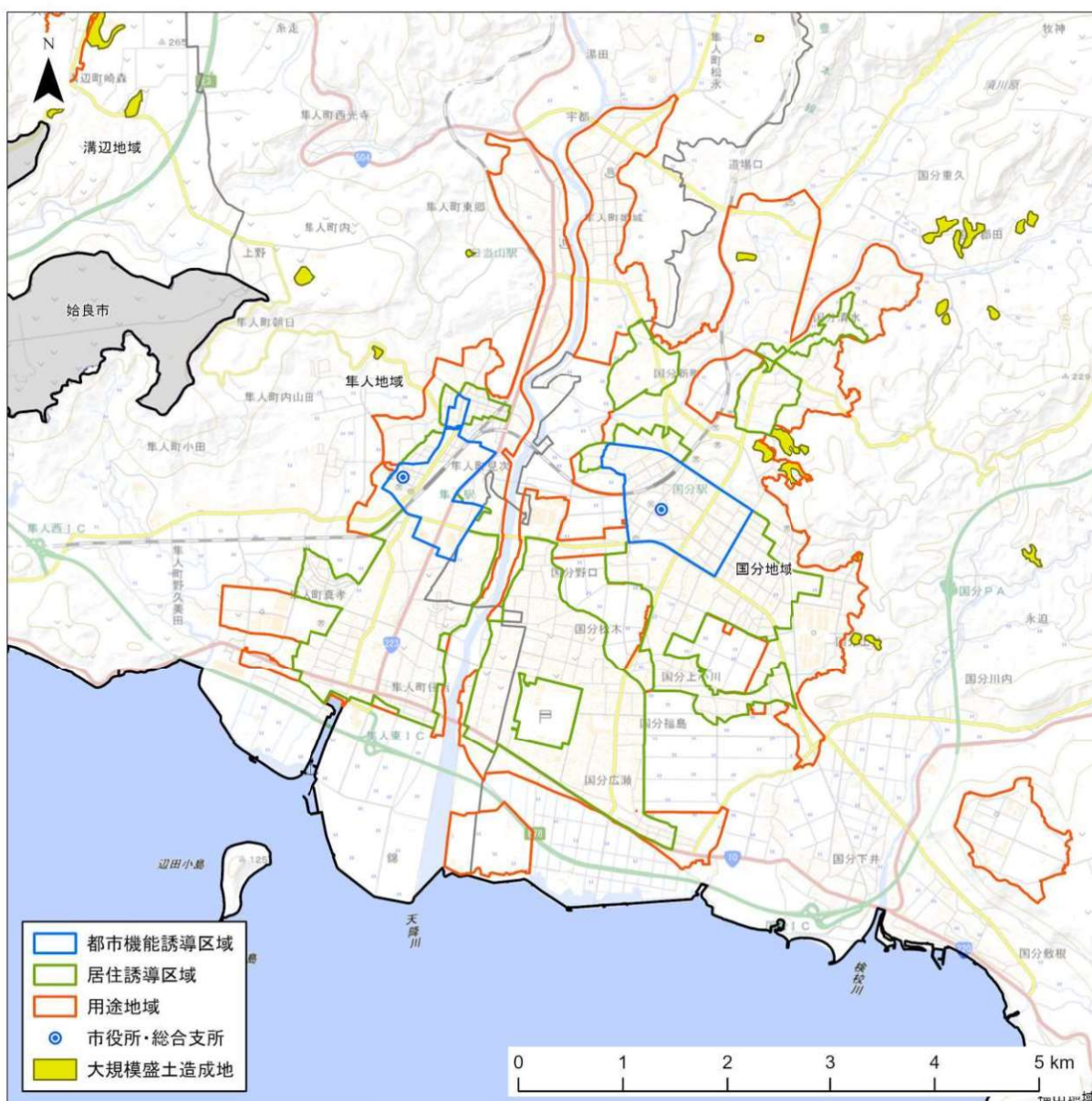


図 6-23 大規模盛土造成地（用途地域）

出典：霧島市資料



## 6-2-4 火山災害

霧島山（硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢）の大噴火による影響をみると、牧園地域、霧島地域の北部が影響範囲に含まれている（図6-24～図6-27）。

また、牧園地域、霧島地域の一部が新燃岳、御鉢の火砕流や熱風の範囲に含まれている。

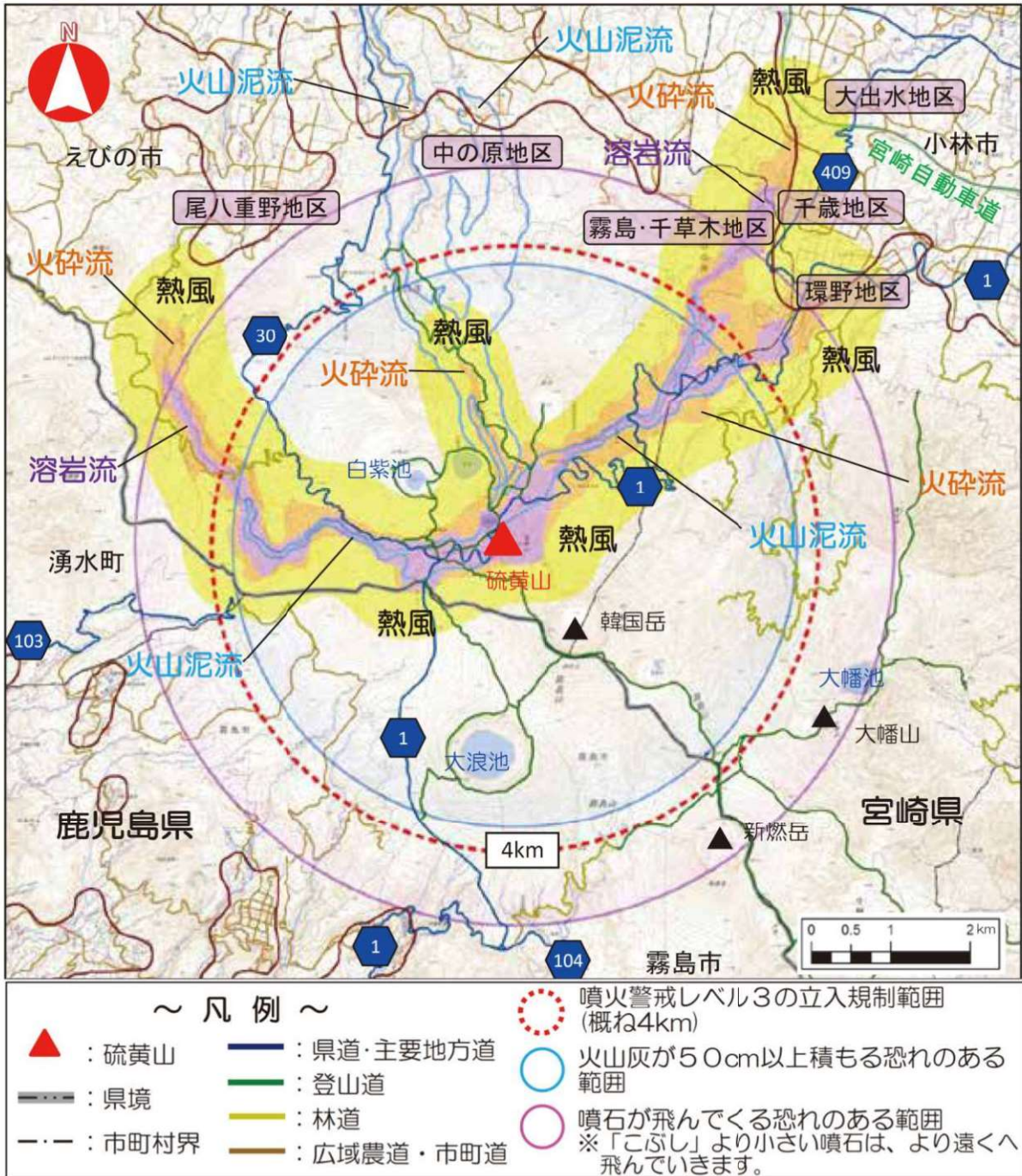


図 6-24 大噴火時の影響範囲（硫黄山）

出典：霧島山火山防災マップ





図 6-25 大噴火時の影響範囲 (大幡池)

出典：霧島山火山防災マップ



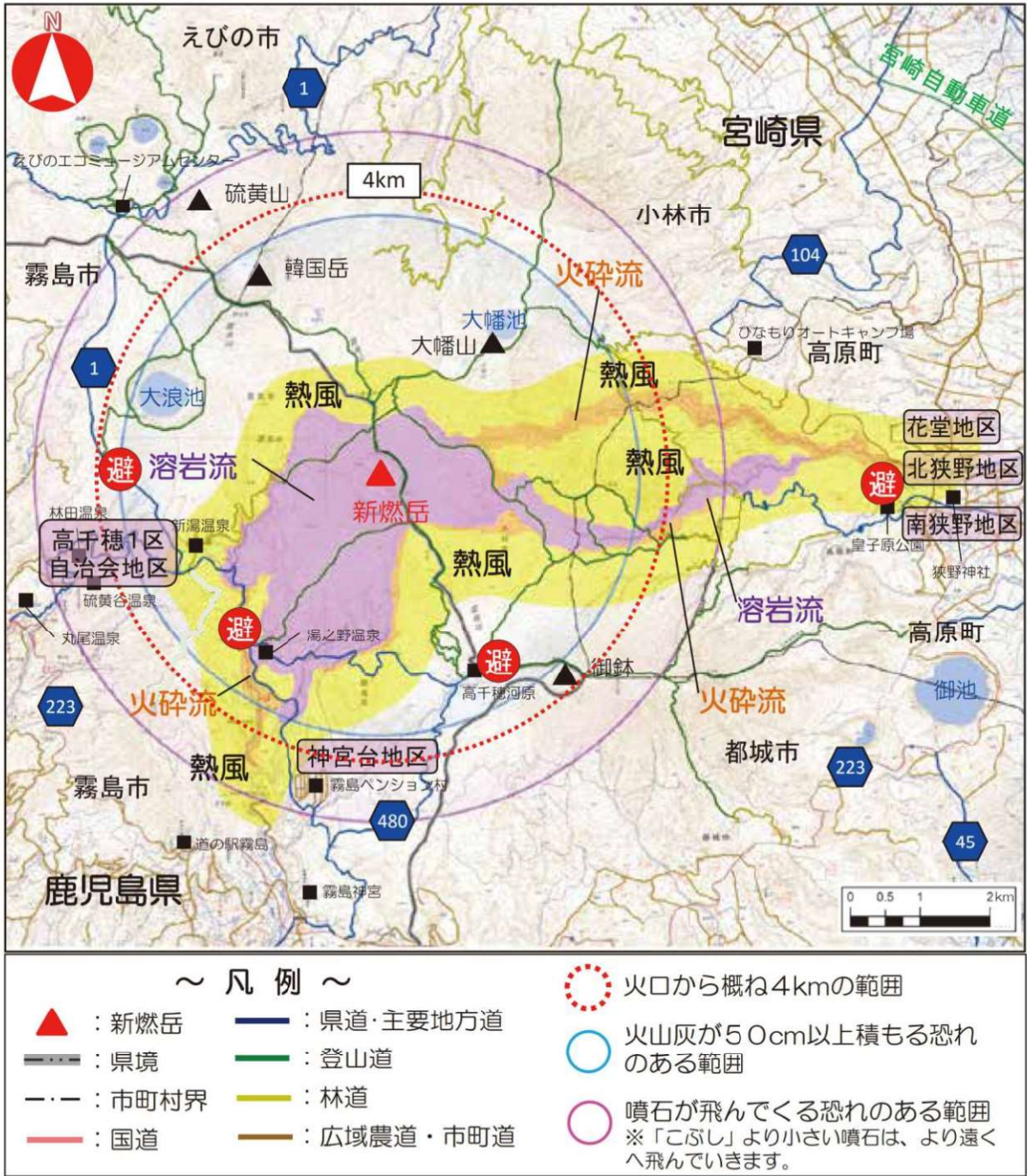


図 6-26 大噴火時の影響範囲（新燃岳）

出典：霧島山火山防災マップ



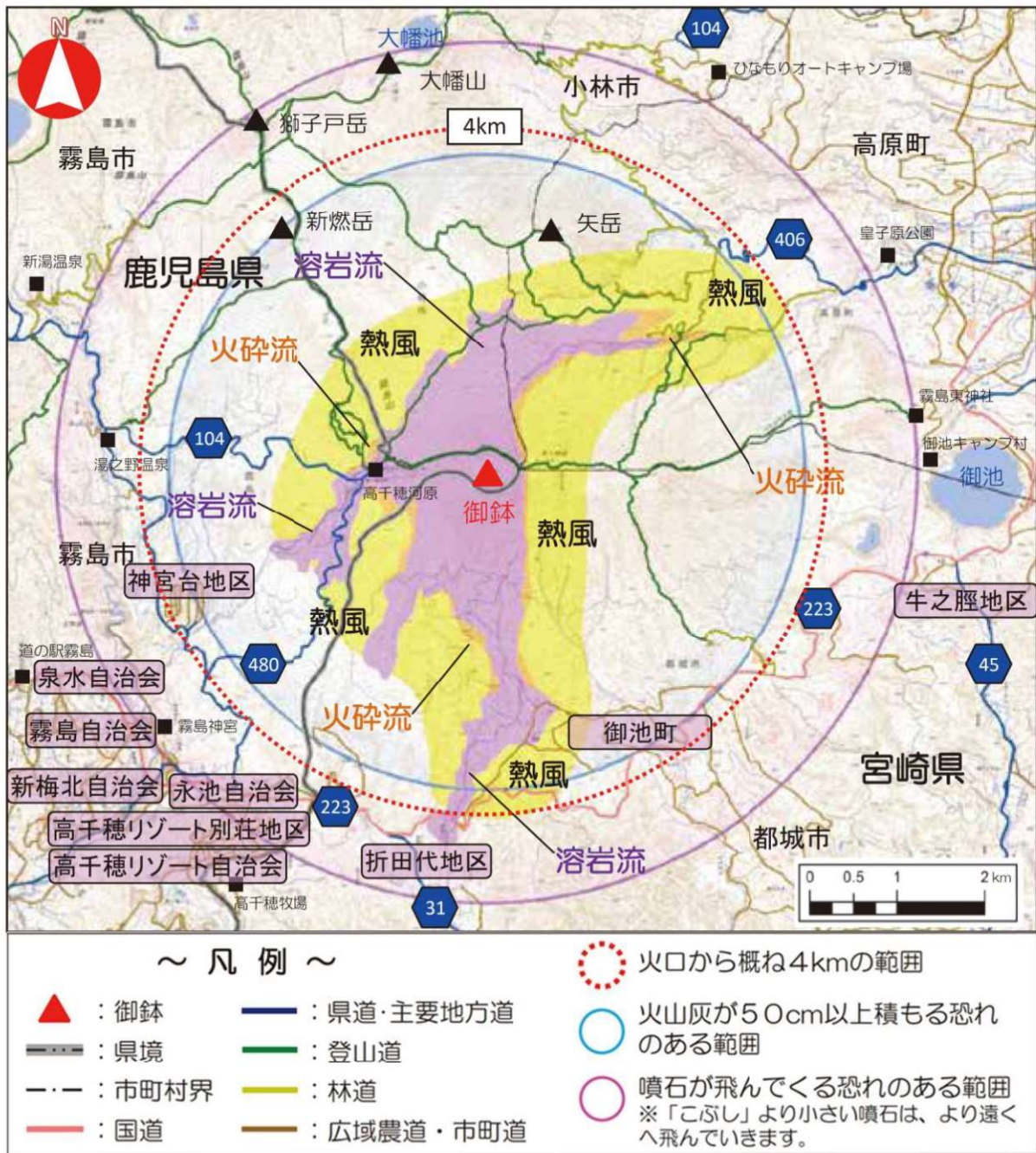


図 6-27 大噴火時の影響範囲（御鉢）

出典：霧島山火山防災マップ



## 6-3 災害リスクの高い地域等の抽出

### 6-3-1 ハザード情報・都市の情報の重ね合わせ

前項で収集・整理した災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせるにより、災害リスクの高い地域の抽出を行う。各種災害ハザード情報に重ねる情報及び分析の視点は下表のとおりとする。

表 6-4 重ね合わせる都市の情報

重ねる情報	出典
建物	平成 30 年度霧島市都市計画基礎調査
要配慮者利用施設	霧島市資料
指定避難所・指定緊急避難場所	霧島市 HP（霧島市指定避難場所・指定避難所）
緊急輸送道路	国土数値情報（R 3 時点）

表 6-5 重ね合わせるハザード情報

ハザード情報	都市の情報	分析の視点
洪水浸水想定区域（L 2） ・浸水深 ・家屋倒壊等氾濫想定区域	建物階数	垂直避難に対応できるか
	要配慮者利用施設	施設が継続的に利用できるか
	指定避難所・指定緊急避難場所	避難施設が活用できるか
	緊急輸送道路	緊急輸送道路として活用可能か
洪水浸水想定区域（L 1） ・浸水深	建物階数	垂直避難に対応できるか
	要配慮者利用施設	施設が継続的に利用できるか
	指定避難所・指定緊急避難場所	避難施設が活用できるか
	緊急輸送道路	緊急輸送道路として活用可能か
津波浸水想定区域	建物分布	垂直避難に対応できるか
	要配慮者利用施設	施設が継続的に利用できるか
	指定避難所・指定緊急避難場所	避難施設が活用できるか
	緊急輸送道路	緊急輸送道路として活用可能か
土砂災害特別警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	建物分布	家屋の損壊や倒壊の恐れがあるか
	要配慮者利用施設	施設が継続的に利用できるか
土砂災害警戒区域	指定避難所・指定緊急避難場所	避難施設が活用できるか
	緊急輸送道路	緊急輸送道路として活用可能か

#### ○本市の指定緊急避難場所・指定避難場所

本市では災害種別ごとに「1次避難所」を指定するとともに、長期の避難が必要な場合等を想定した「2次避難所」、また津波発生時に緊急的に避難するための「つなみ避難場所」を設定している。

- ✓ 1次避難所（指定緊急避難場所兼指定避難所）：災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所
- ✓ 2次避難所（指定避難所）：避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった方が一時的に滞在する施設
- ✓ つなみ避難場所：津波発生時の迅速な避難を確保するための、緊急一時的な避難場所



## 6-3-2 洪水災害によるリスク分析

### (1) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×建物階数

洪水浸水想定区域内の建物は垂直避難が可能である2階以上が多いものの、市役所を中心に国分地域の用途地域内では浸水深 0.5m～3.0m未満の区域にも平屋建てが点在している。

また、隼人地域の東郷や姫城の一部区域では、浸水深 3.0m～5.0m未満の区域に建物が点在しているため、迅速な避難が必要となる。

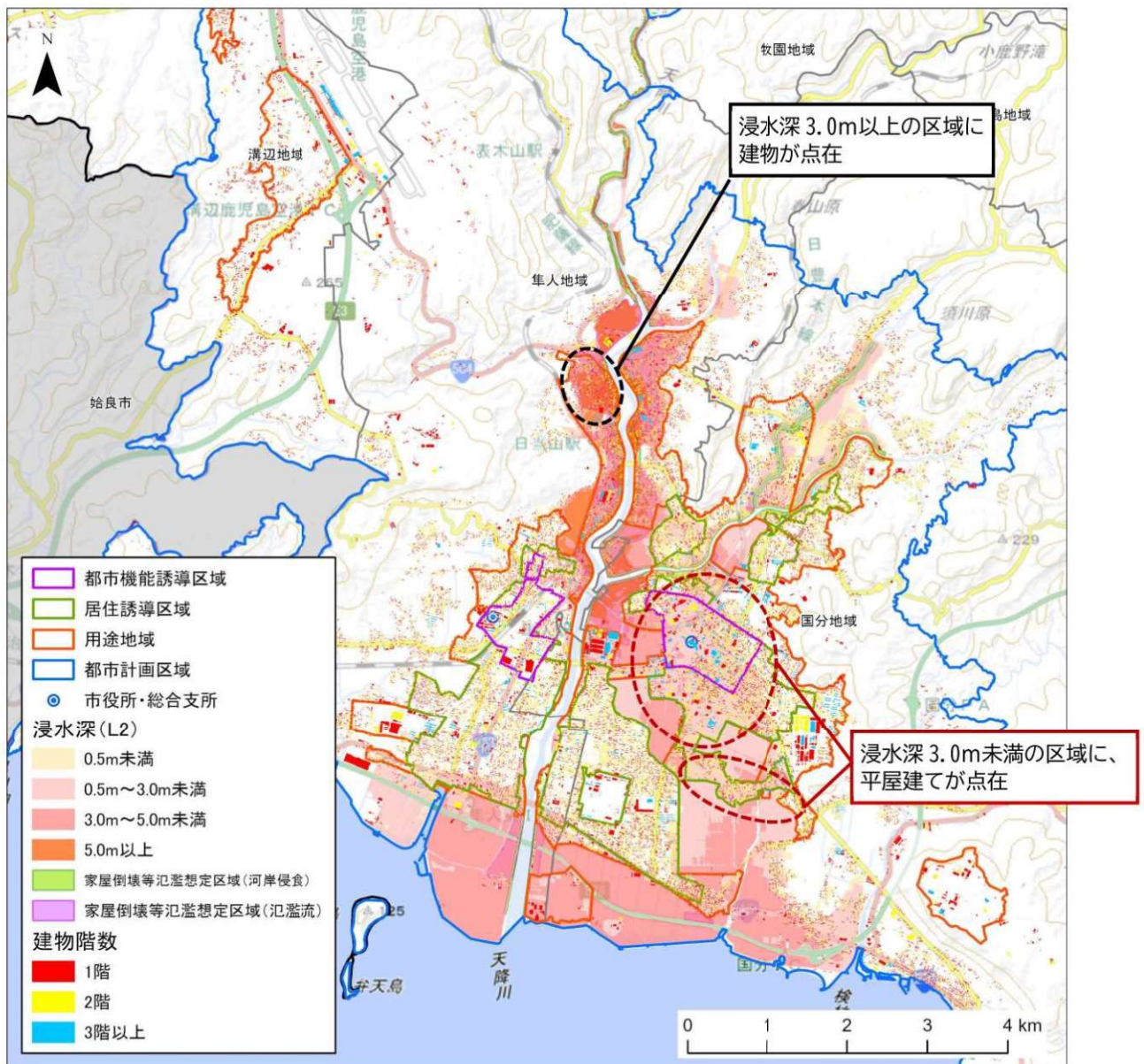


図 6-28 洪水浸水想定区域（L2）と建物階数

出典：鹿児島県資料、平成30年度都市計画基礎調査



(2) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×要配慮者利用施設

浸水深0.5m～3.0m未満の区域に多数の要配慮者利用施設が立地しており、施設2階への垂直避難が必要となる。その他、浸水深3.0m～5.0m未満の区域においても、要配慮者利用施設が点在しており、迅速な避難が必要となる。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）にも、要配慮者利用施設の立地が見られる。

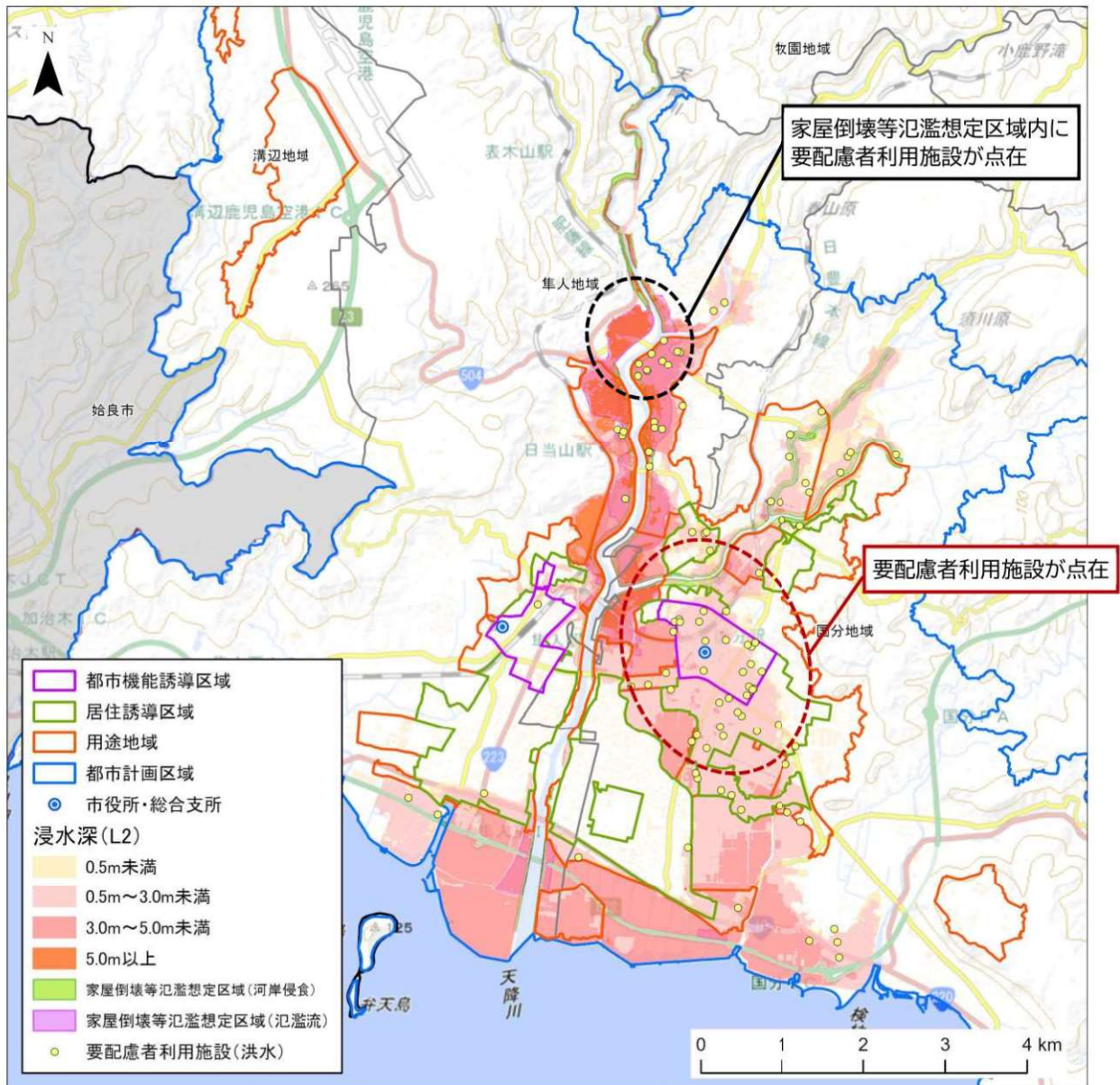


図 6-29 洪水浸水想定区域（L2）と要配慮者利用施設

出典：鹿児島県資料、霧島市資料

(3) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×指定避難所・指定緊急避難場所

洪水浸水想定区域内には1次避難所や2次避難所が立地しており、浸水深3.0m～5.0m未満での立地も見られる。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）にも、2次避難所の立地が見られる。

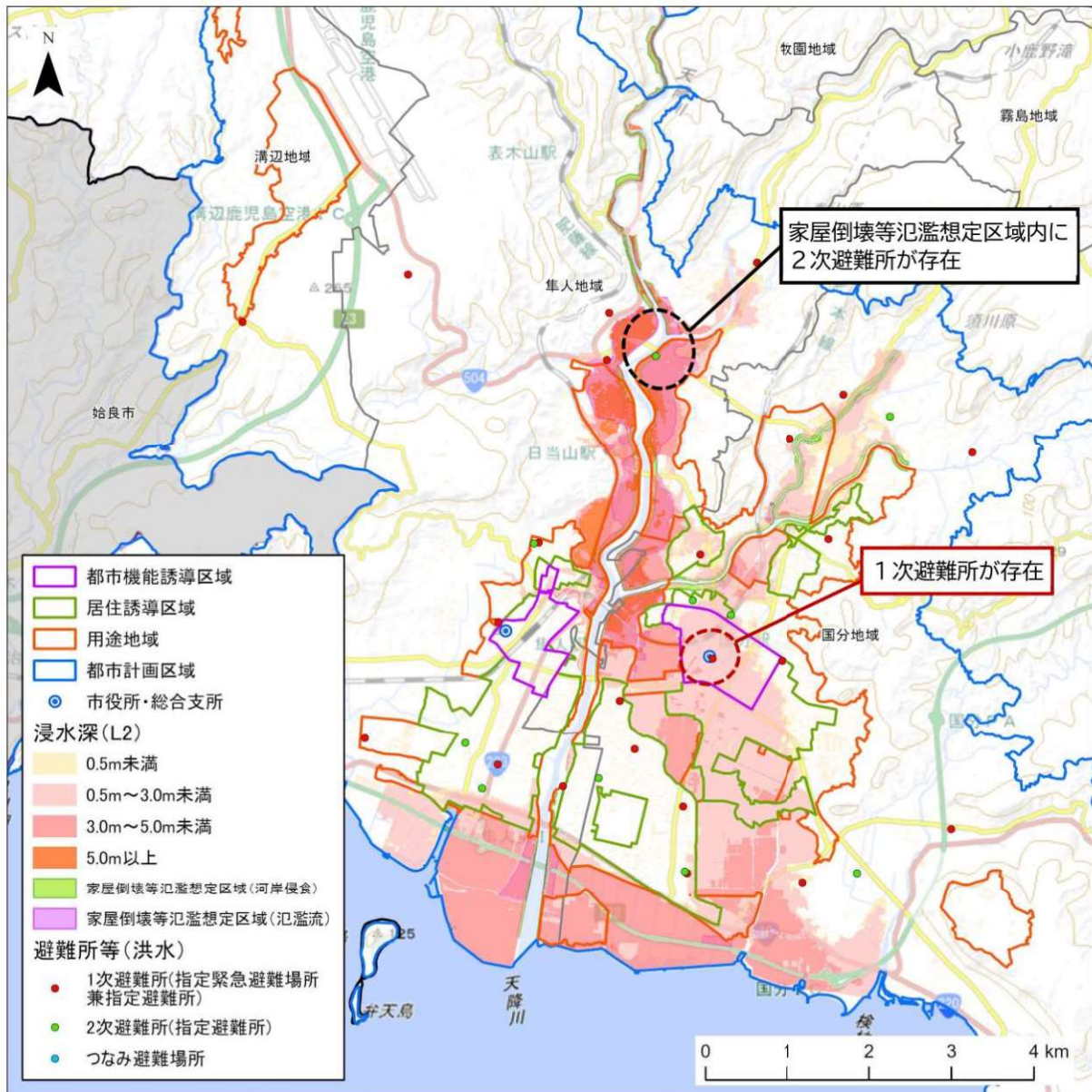


図 6-30 洪水浸水想定区域（L2）と指定避難所・指定緊急避難場所

出典：鹿児島県資料、霧島市HP（霧島市指定避難場所・指定避難所）



(4) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×緊急輸送道路

国道10号や県道2号、県道60号等、多数の緊急輸送道路が洪水浸水想定区域と重複している。

また、県道2号においては、浸水深5.0m以上の区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に重複しており、災害時に道路が通行不能になる恐れがある。

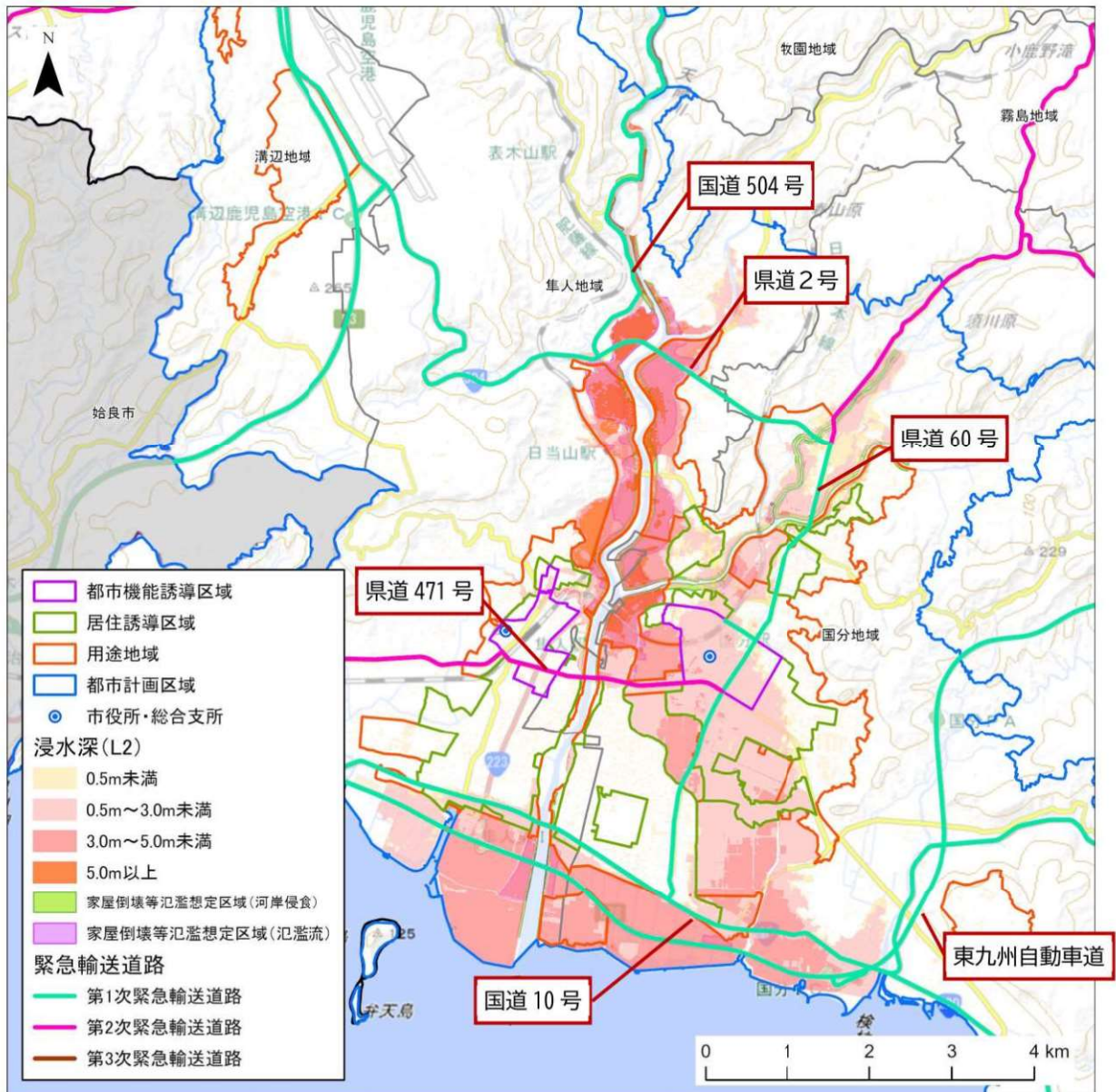


図 6-31 洪水浸水想定区域（L2）と緊急輸送道路

出典：鹿児島県資料、国土数値情報 緊急輸送道路（令和2年3月時点）

(5) 洪水浸水想定区域（L1：浸水深）×建物階数

洪水浸水想定区域内の建物は垂直避難が可能である2階建てが多くみられるが、浸水深0.5m～3.0m未満の区域にも平屋建てが点在しているため、早めの避難誘導等の対策が必要となる。

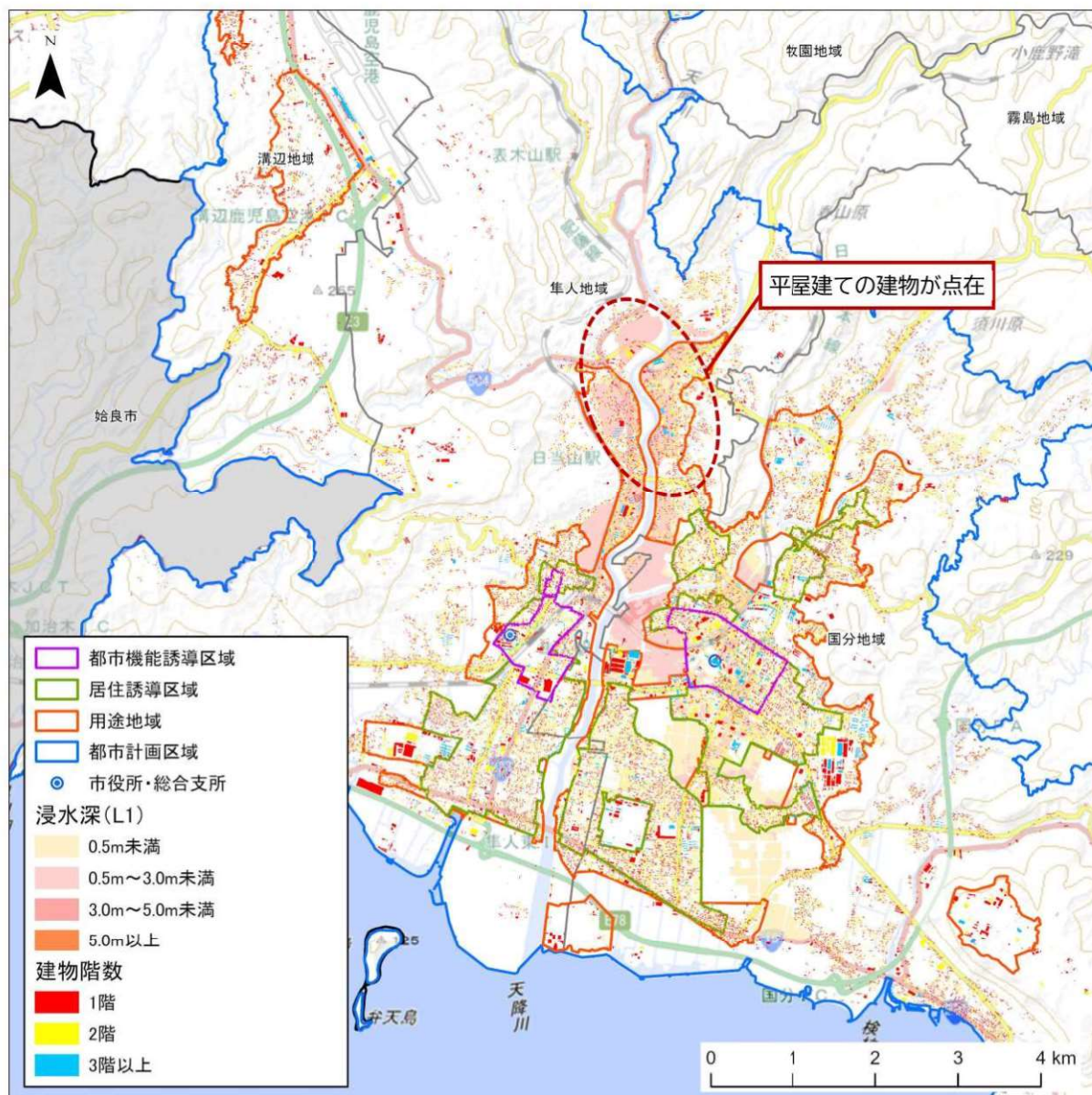


図 6-32 洪水浸水想定区域（L1）と建物階数

出典：鹿児島県資料、平成30年度都市計画基礎調査



(6) 洪水浸水想定区域（L1：浸水深）×要配慮者利用施設

国分地域の用途地域や隼人町姫城において、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設が多数立地しており、多くは浸水深 0.5m未滿の地域となっているものの、浸水深 0.5m～3.0m未滿の地域にも点在していることから、施設2階への垂直避難等の迅速な避難体制の構築が必要となる。

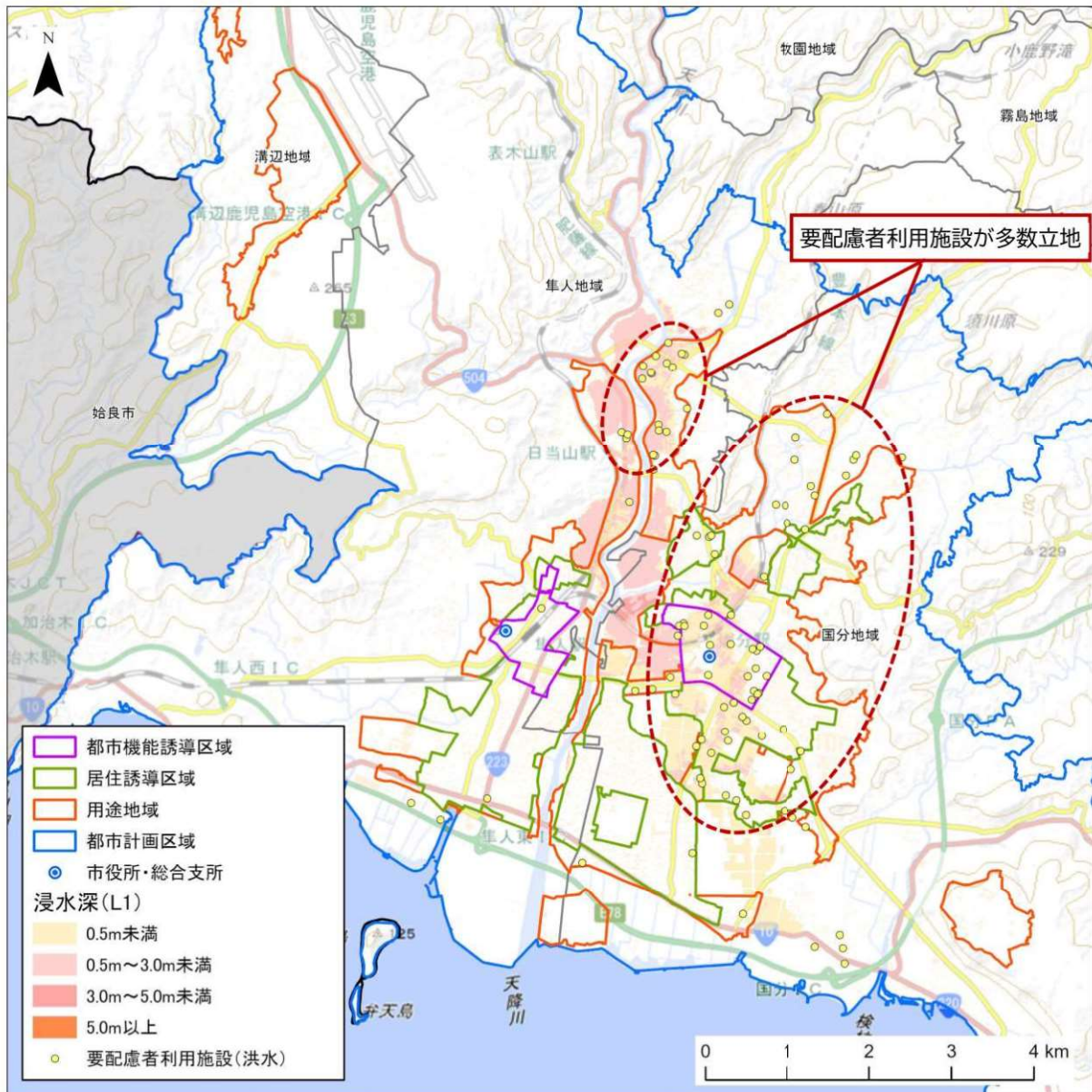


図 6-33 洪水浸水想定区域（L1）と要配慮者利用施設

出典：鹿児島県資料、霧島市資料

(7) 洪水浸水想定区域 (L1: 浸水深) × 指定避難所・指定緊急避難場所

用途地域内において、洪水浸水想定区域内に指定避難場所の立地が見られる。指定避難所については浸水深 0.5m未滿での立地が比較的多いものの、安全性を向上するための各種検討が必要となる。

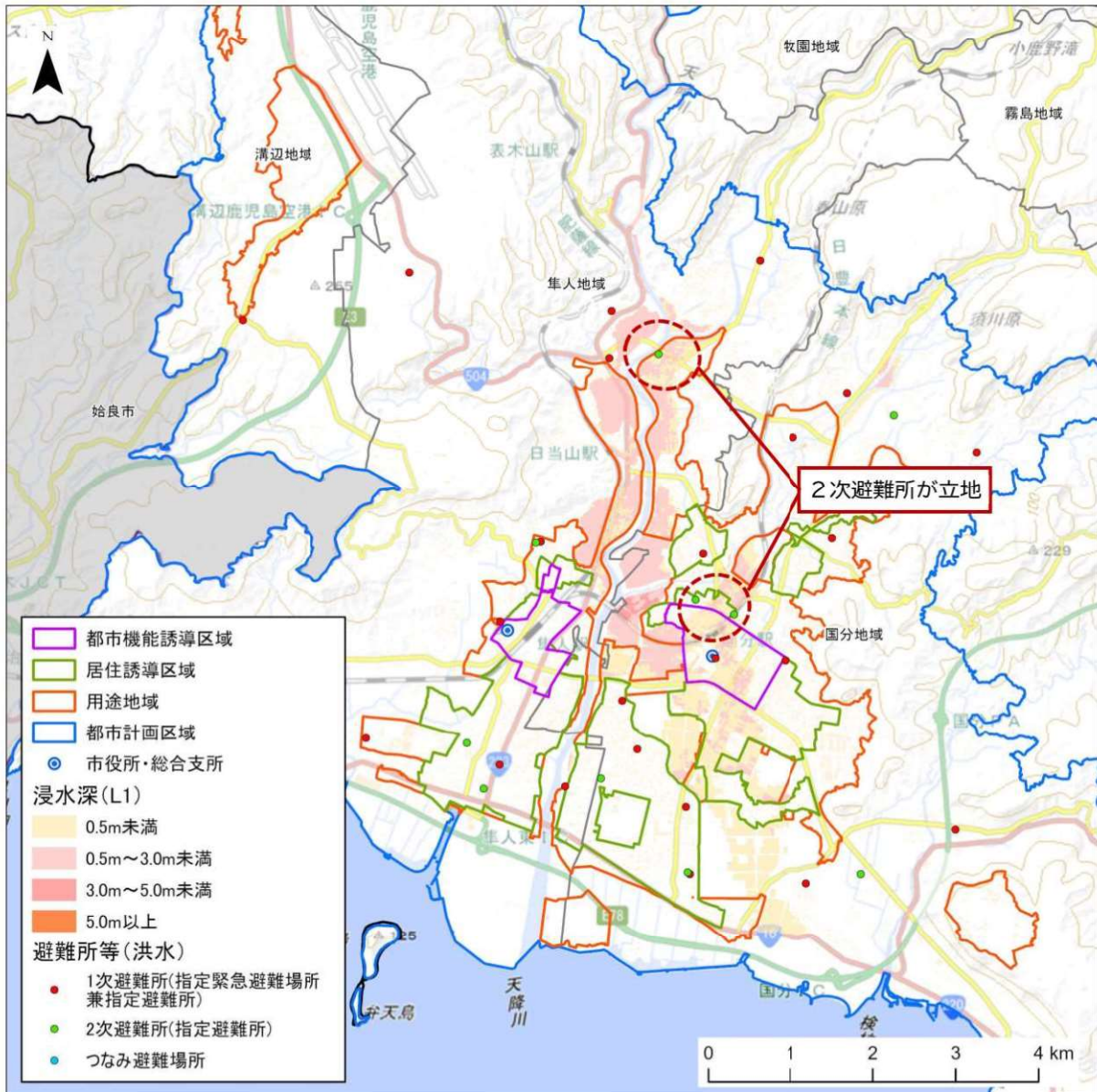


図 6-34 洪水浸水想定区域 (L1) と指定避難所・指定緊急避難場所

出典：鹿児島県資料、霧島市 HP (霧島市指定避難場所・指定避難所)



(8) 洪水浸水想定区域 (L1: 浸水深) × 緊急輸送道路

県道 2 号や県道 60 号等、一部の緊急輸送道路が洪水浸水想定区域と重複しており、災害時に道路が通行不能になる恐れがある。

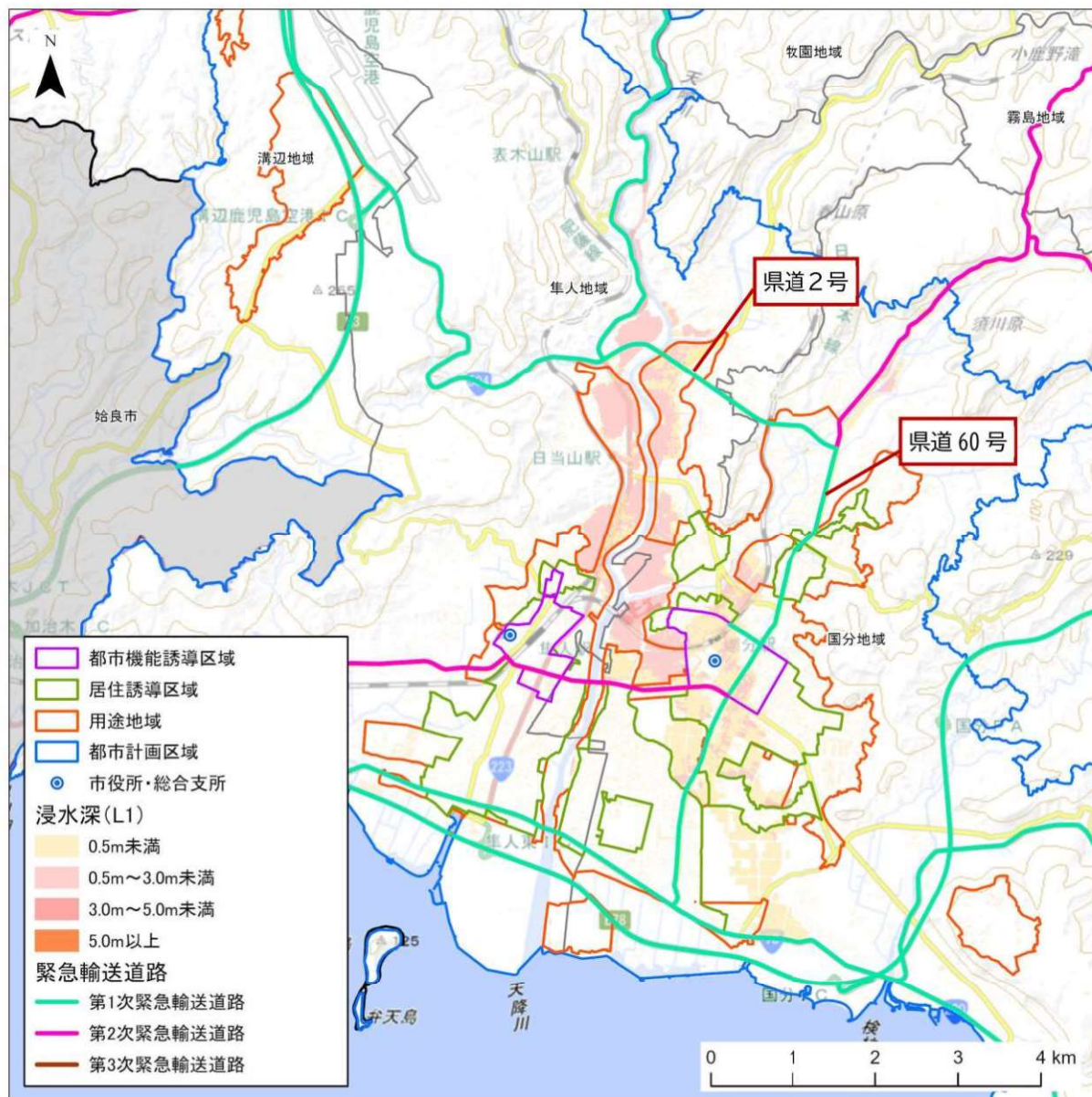


図 6-35 洪水浸水想定区域 (L1) と緊急輸送道路

出典：鹿児島県資料、国土数値情報 緊急輸送道路 (令和 2 年 3 月時点)

### 6-3-3 津波被害によるリスク分析

#### (1) 津波浸水想定区域×建物階数

国分広瀬、隼人町住吉、福山町福山等では、浸水深 1.0m～2.0m未満の区域に建物が立地しており、平屋建ての建物も点在している。

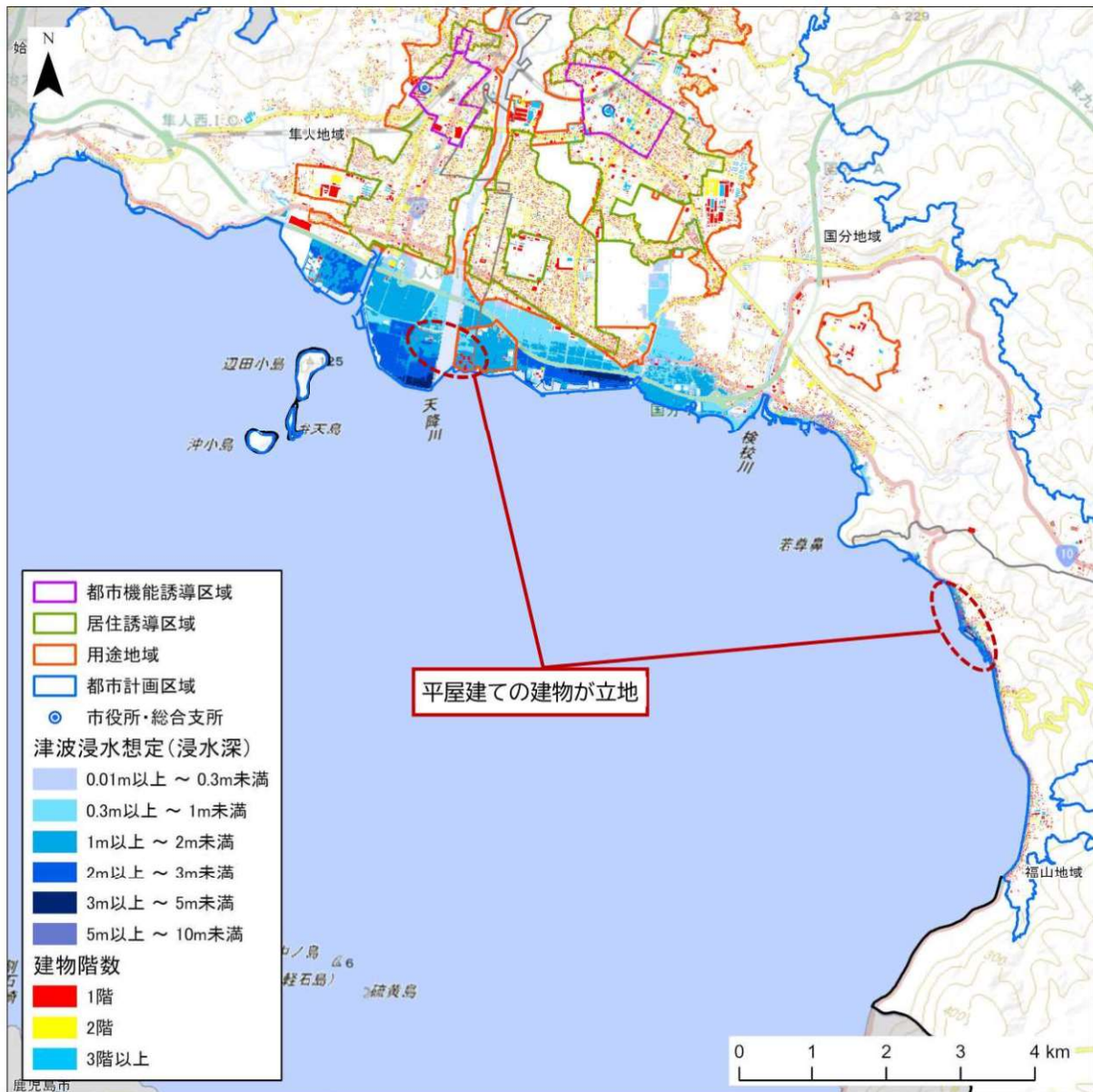


図 6-36 津波浸水想定区域×建物階数

出典：国土数値情報（津波浸水想定）、平成 30 年度都市計画基礎調査



## (2) 津波浸水想定区域×要配慮者利用施設

国分地域と福山地域の一部では、要配慮者利用施設が津波浸水想定区域内に点在しており、避難場所への迅速な避難等が必要となる。

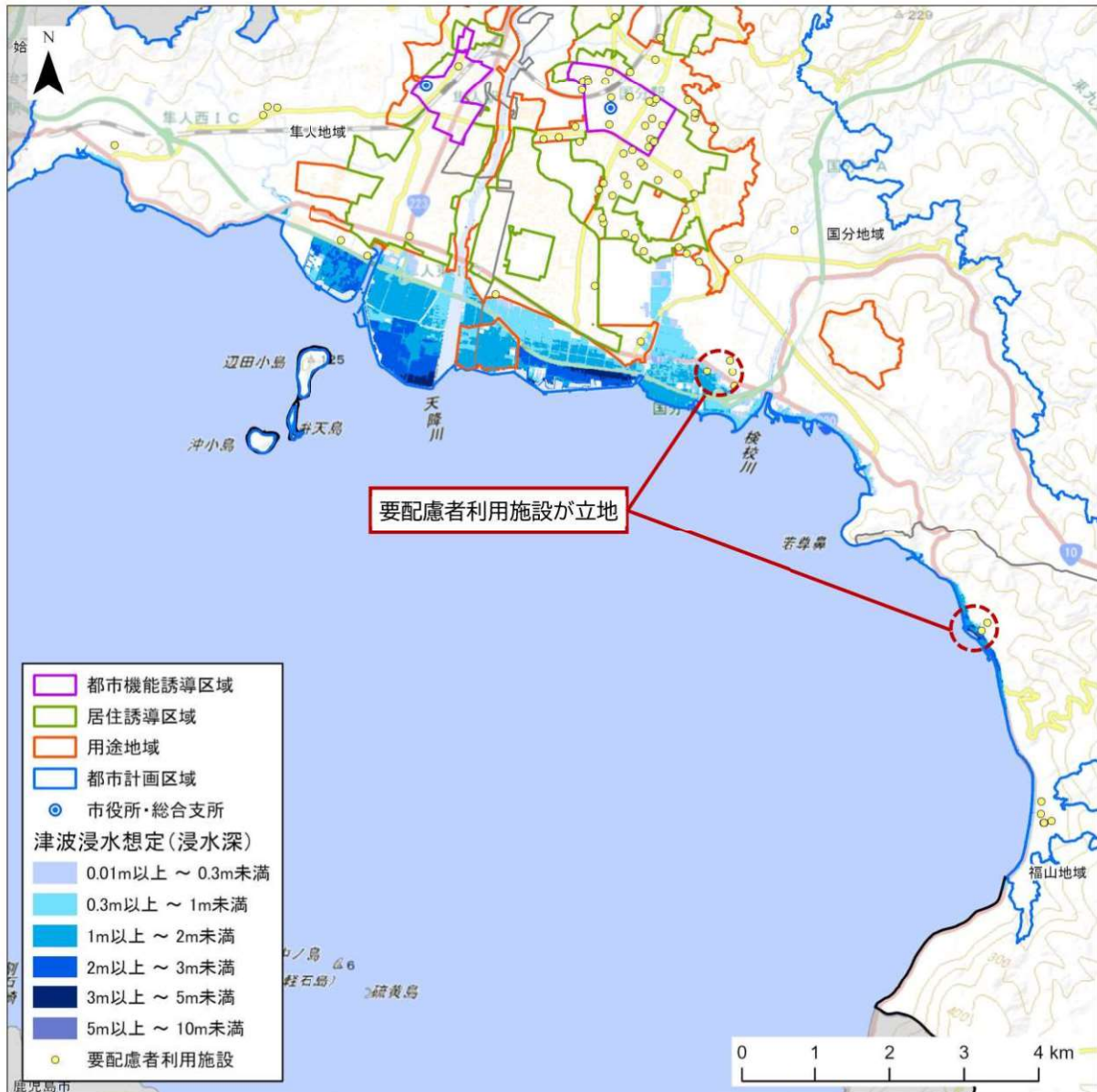


図 6-37 津波浸水想定区域×要配慮者利用施設

出典：国土数値情報（津波浸水想定）、霧島市資料

(3) 津波浸水想定区域×指定避難所・指定緊急避難場所

津波浸水想定区域内に避難所の立地はあるが、津波避難所ではない。

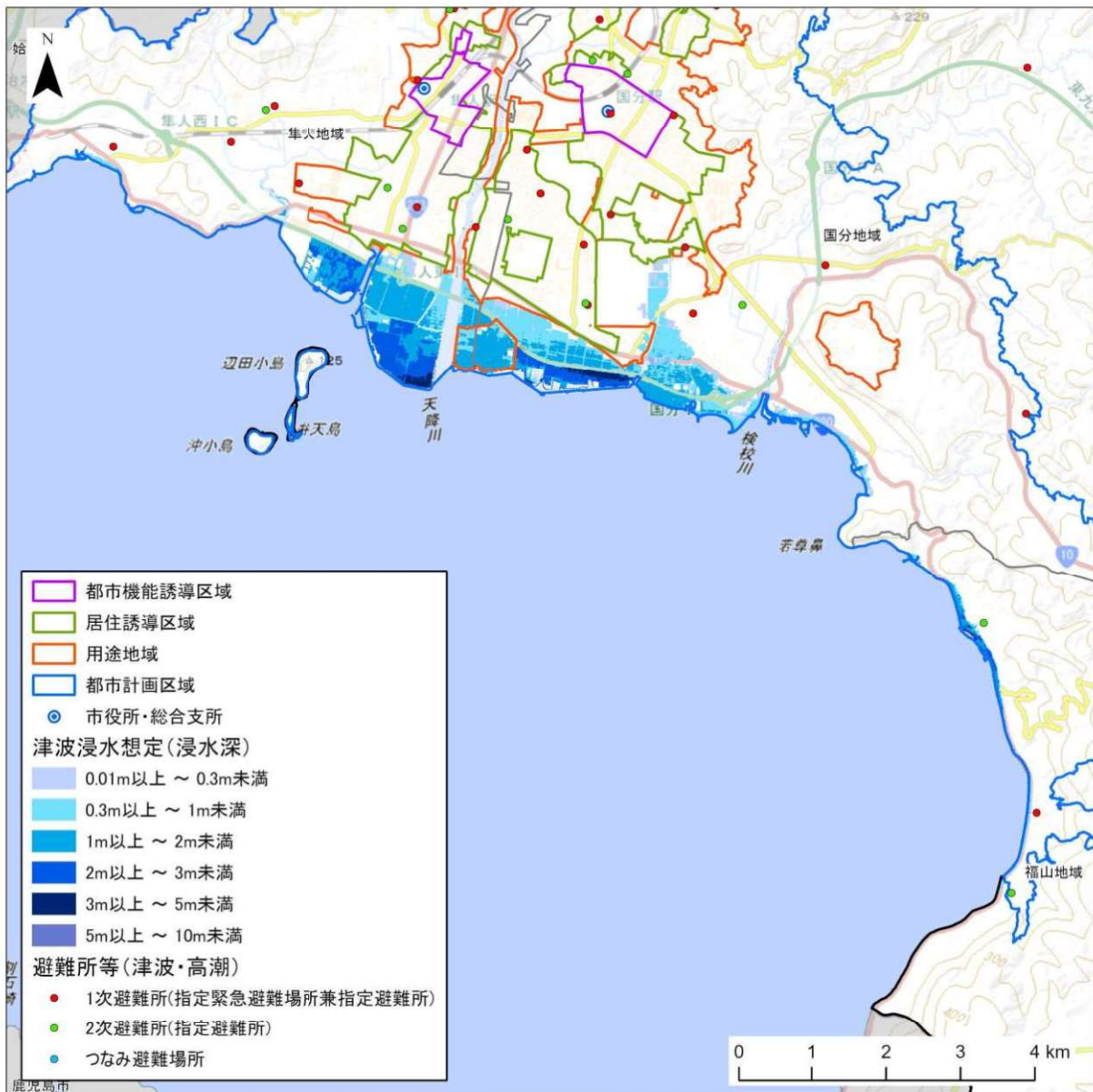


図 6-38 津波浸水想定区域×指定避難所・指定緊急避難場所

出典：国土数値情報（津波浸水想定）、霧島市 HP（霧島市指定避難場所・指定避難所）



#### (4) 津波浸水想定区域×緊急輸送道路

国分地域、隼人地域、福山地域海岸部の緊急輸送道路が津波浸水想定区域と重複しており、津波発生時に国道10号が通行不能となる恐れがある。

なお、東九州自動車道は盛土構造のため、津波浸水想定区域に含まれていない。

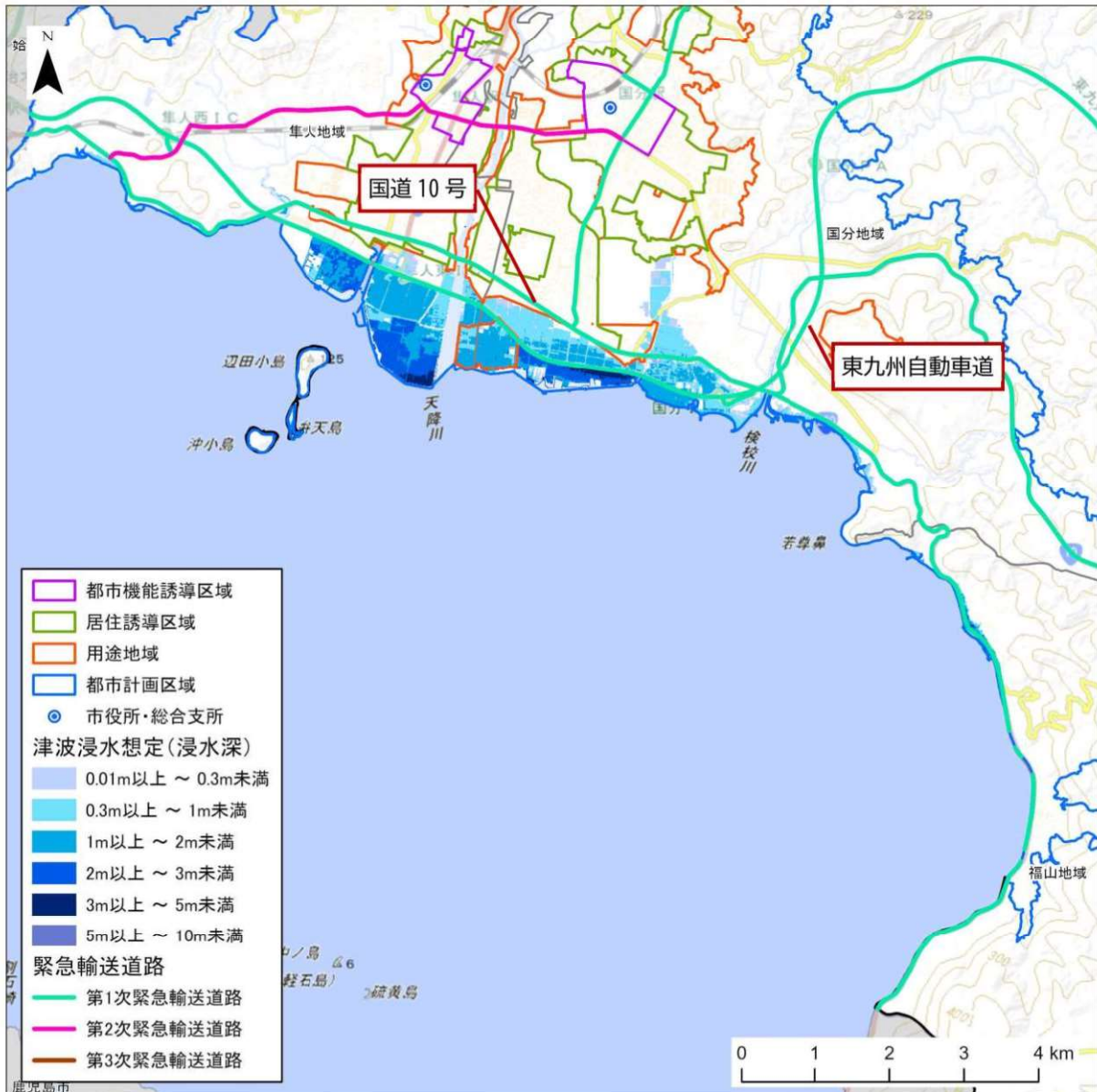


図 6-39 津波浸水想定区域×緊急輸送道路

出典：国土数値情報（津波浸水想定、緊急輸送道路）

## 6-3-4 土砂災害によるリスク分析

### (1) 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域×建物分布

市全域に土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が指定され、周辺や区域内に建物が立地するエリアが見られる。

また、霧島地域、牧園地域、横川地域の総合支所周辺及び福山市民サービスセンター周辺では、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域内に建物の立地が見られることから、迅速な避難等の対応が必要となる。

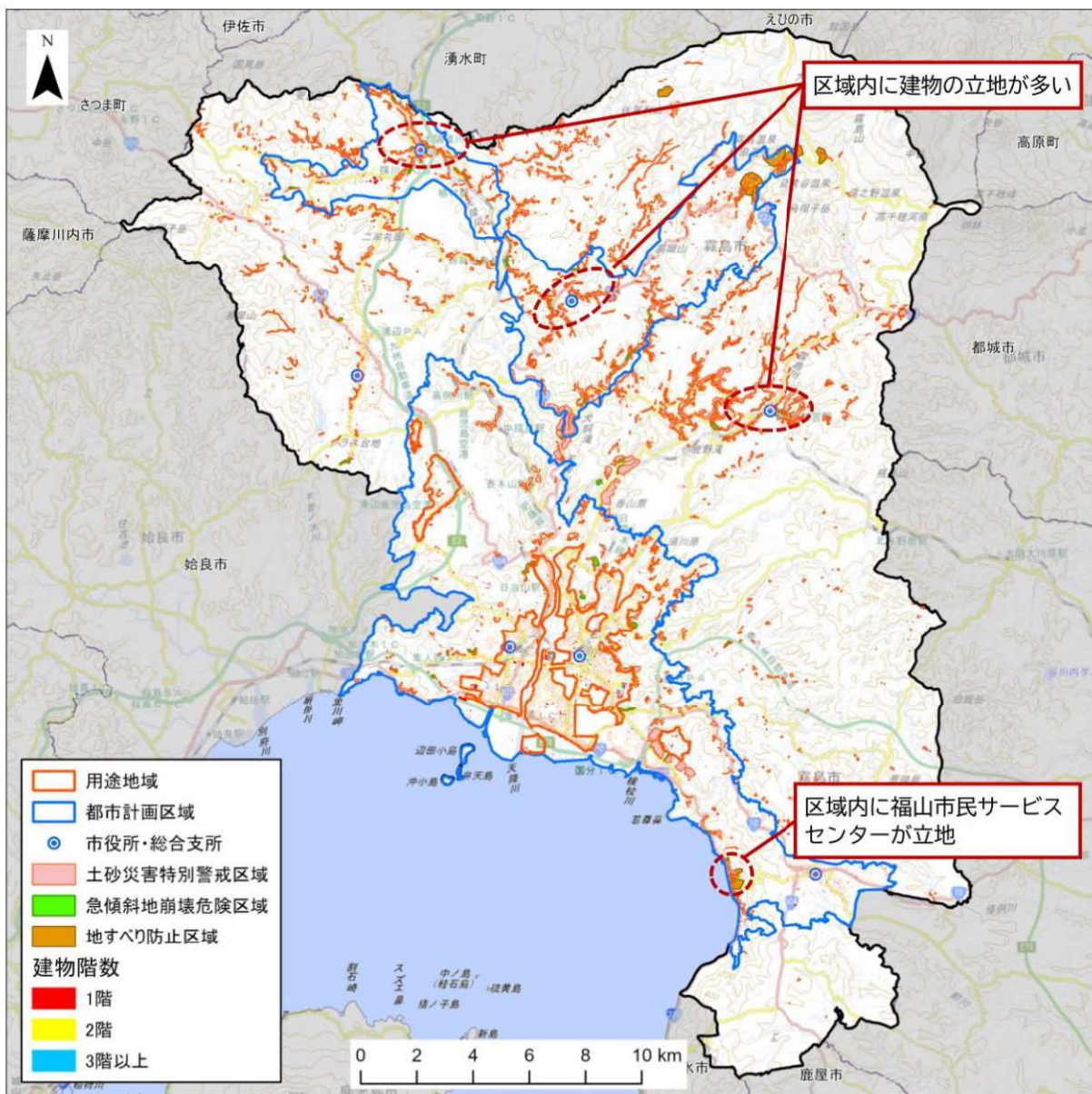


図 6-40 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域×建物階数

出典：国土数値情報（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）、  
鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ、平成 30 年度都市計画基礎調査



(2) 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域×要配慮者利用施設  
霧島地域、牧園地域では要配慮者利用施設の敷地の一部が土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域にかかる施設がわずかに存在していることから、安全性を確保するため、施設の移転等も含めた検討が必要となる。

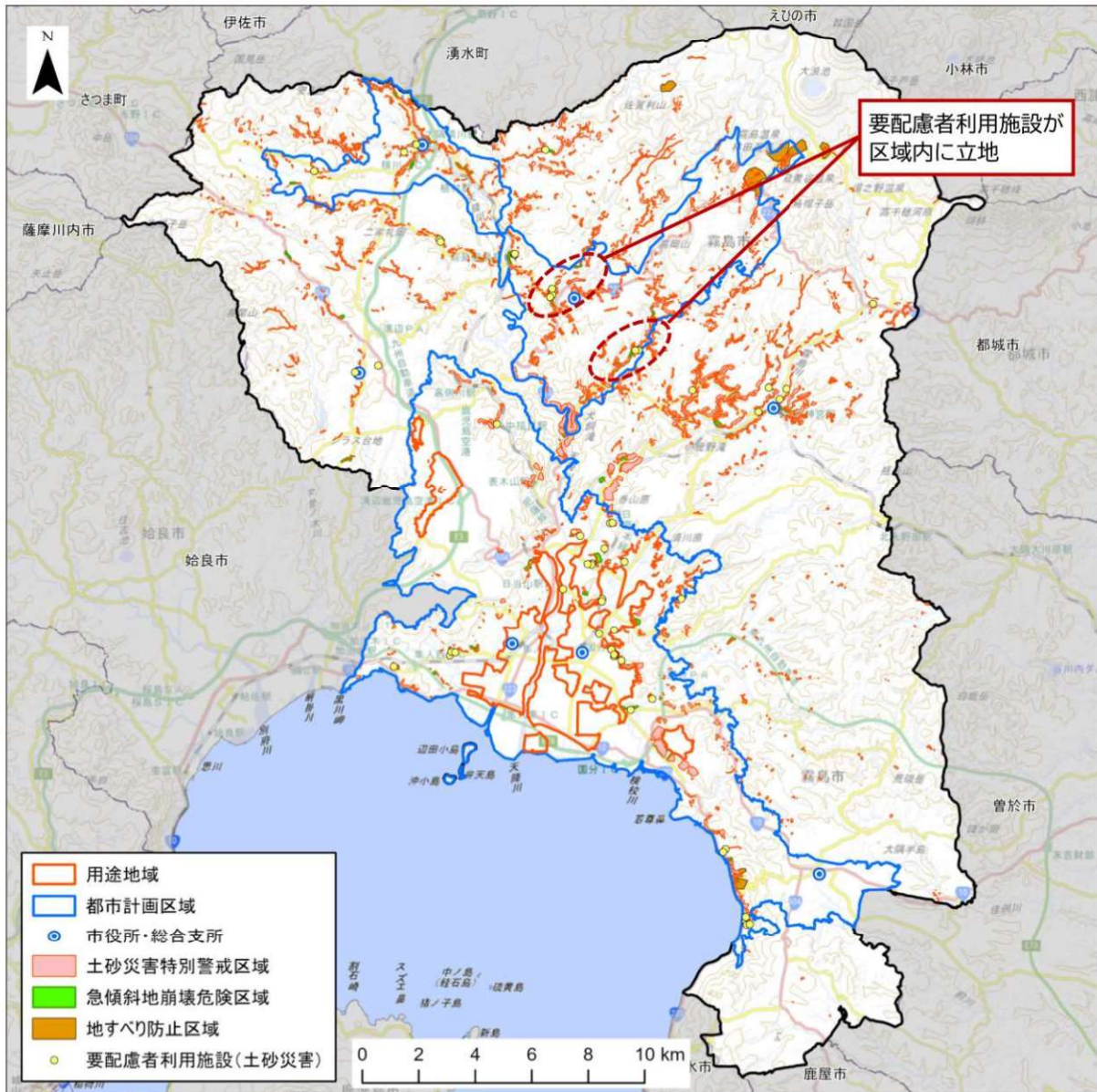


図 6-41

土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域×要配慮者利用施設

出典：国土数値情報（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）、  
鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ、霧島市資料



### (3) 土砂災害警戒区域×指定避難所・緊急避難場所

横川地域、福山地域では土砂災害警戒区域内への避難所がわずかだが立地し、1次避難所については災害種別に応じた対応を行っている。

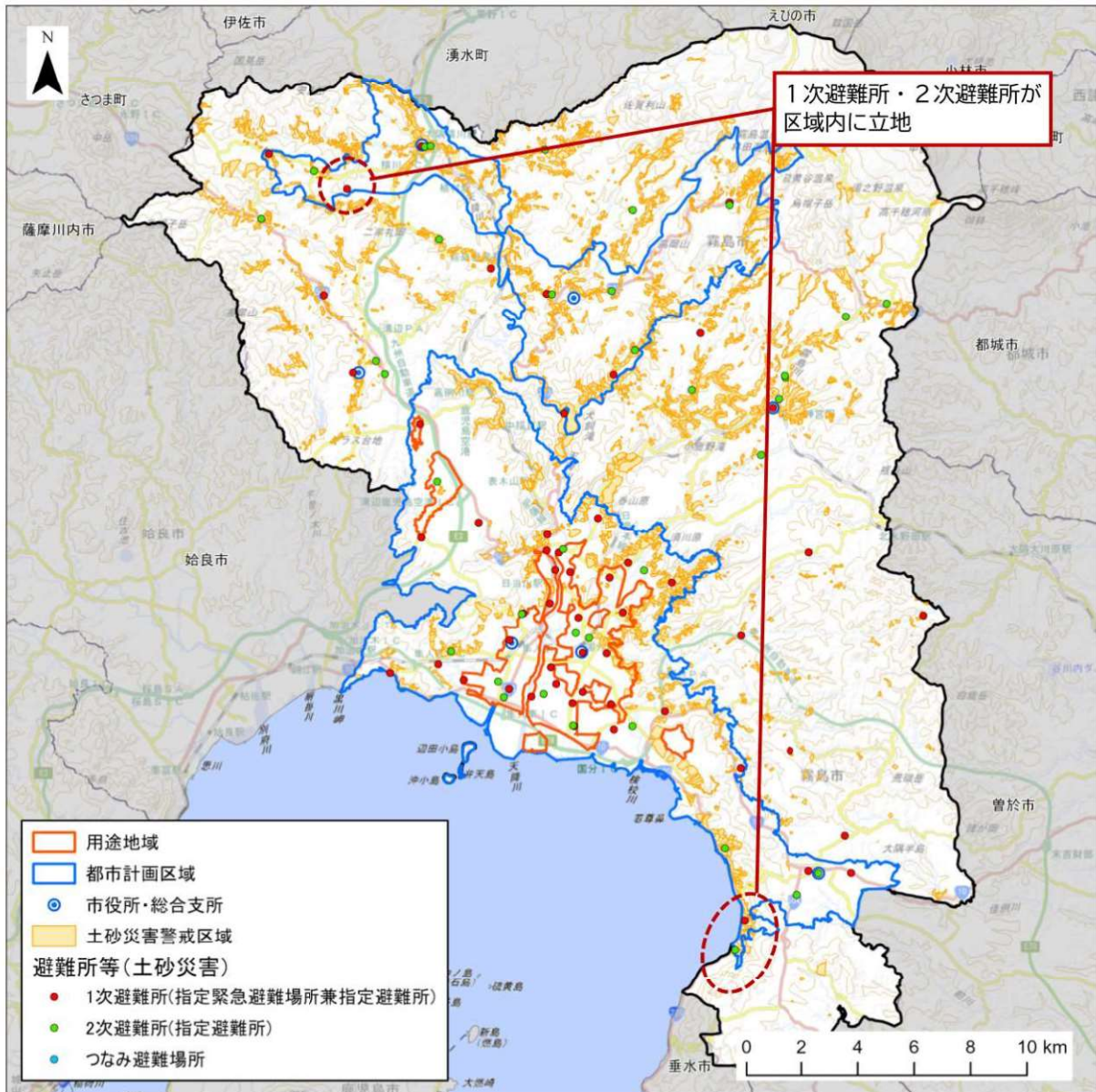


図 6-42 土砂災害警戒区域×指定避難所・緊急避難場所

出典：鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ、霧島市 HP (霧島市指定避難場所・指定避難所)



#### (4) 土砂災害警戒区域×緊急輸送道路

山間部の緊急輸送道路の一部区間において、土砂災害警戒区域と重複する部分が見られ、災害時に道路が通行不能になる恐れがある。

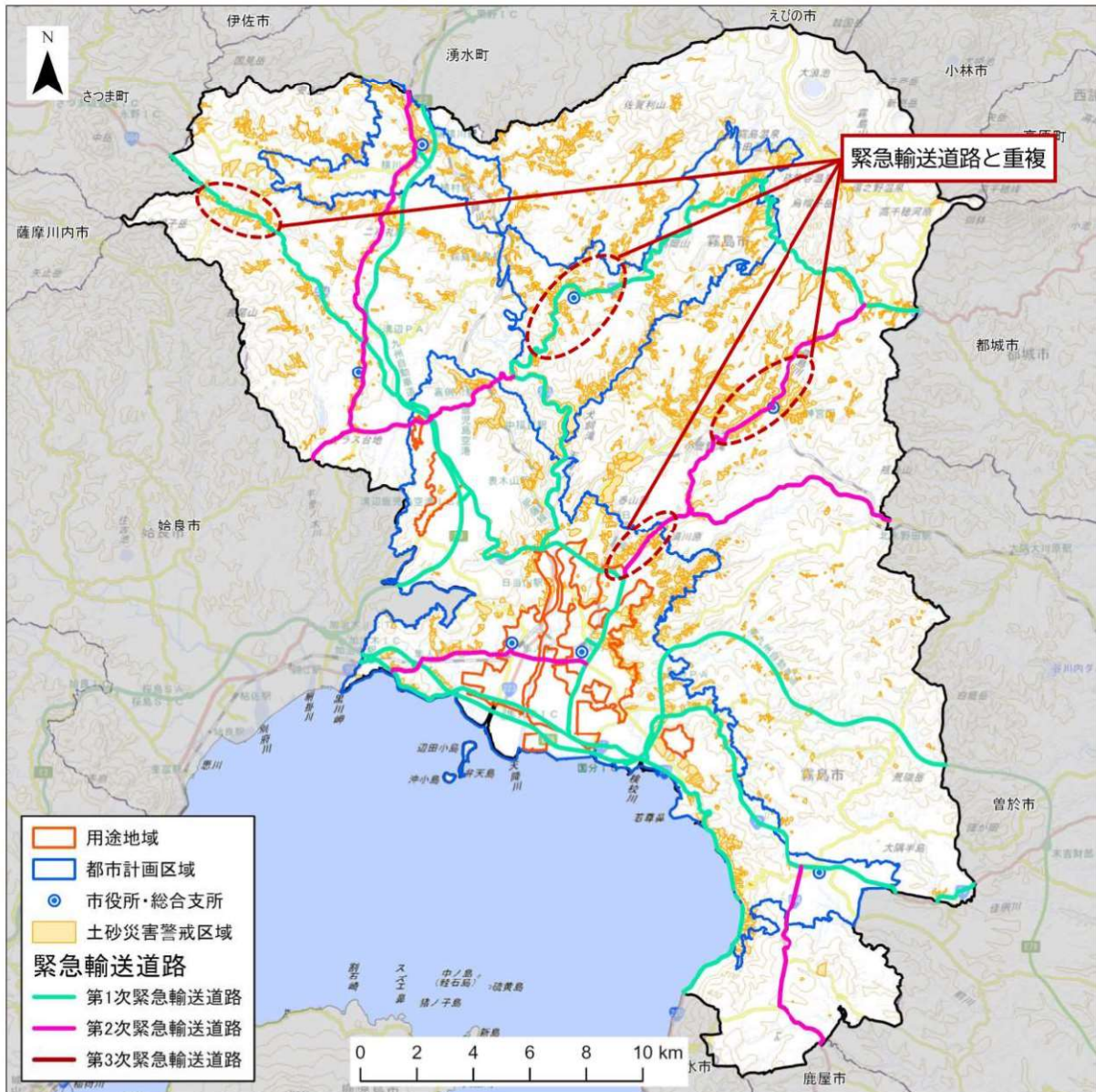


図 6-43 土砂災害警戒区域×緊急輸送道路

出典：国土数値情報（緊急輸送道路）、鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ

## 6-4 地域ごとの防災上の課題の整理

災害リスクの分析にあたっては、都市計画マスタープランにおける地域区分を踏襲し、本市を以下の7地域に区分して課題を整理する。

- ・ 国分地域
- ・ 溝辺地域
- ・ 横川地域
- ・ 牧園地域
- ・ 霧島地域
- ・ 隼人地域
- ・ 福山地域

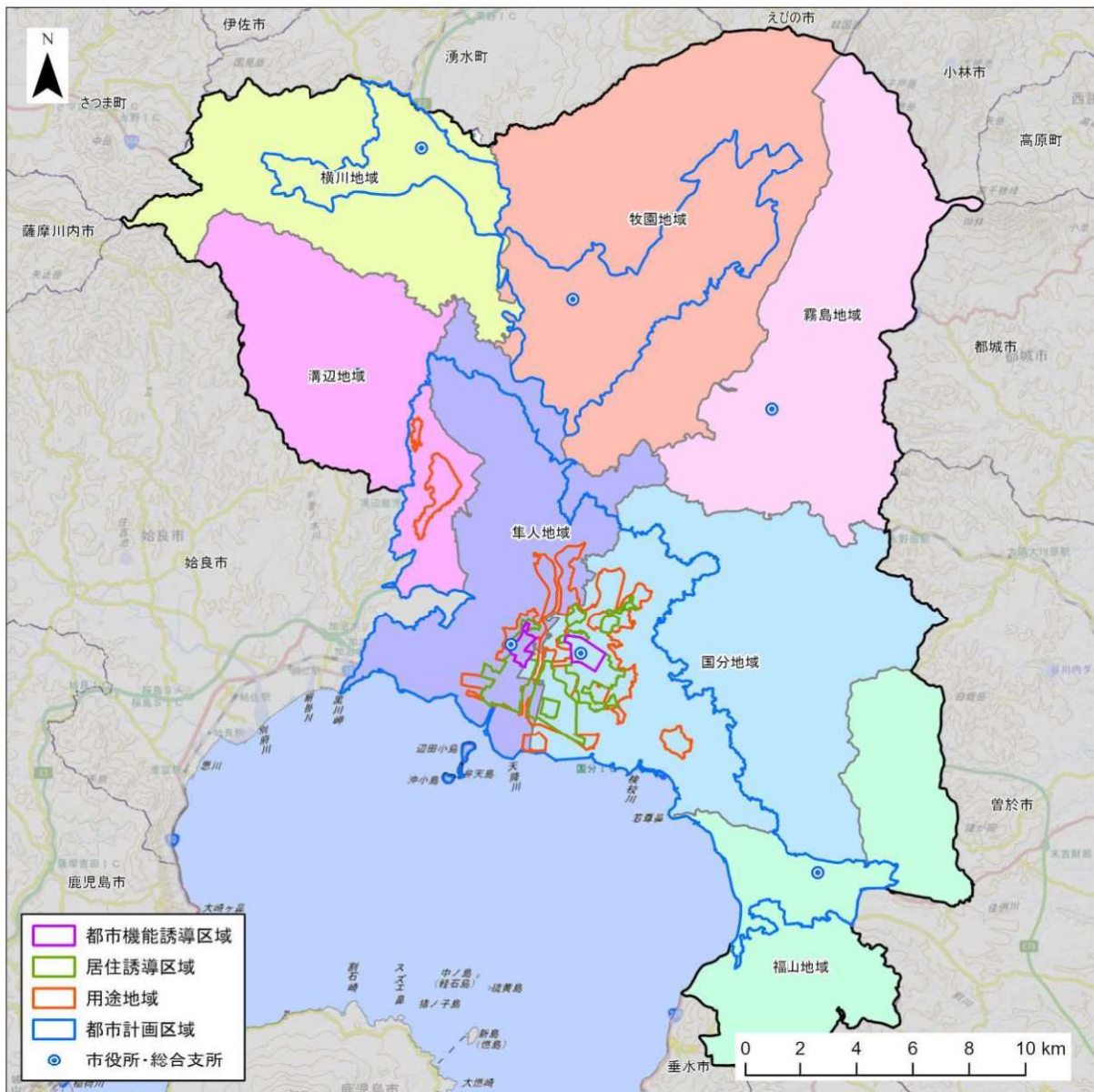


図 6-44 地域区分図



## 6-4-1 国分地域における課題

表 6-6 国分地域の課題一覧

洪水災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広い範囲に浸水深 0.5m～3.0m未満の場所が分布しているが、建物上層階への垂直避難により住民等の安全確保が期待できる。</li> <li>■ 平屋や多数の要配慮者利用施設が立地している。要配慮者利用施設については円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等を実施している。</li> <li>■ 洪水浸水想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、建物が立地しているため、迅速な避難が必要となる。</li> <li>■ 区域周辺に要配慮者利用施設がみられるが、円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等を実施している。</li> </ul>
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 津波浸水想定区域内に、工場等の建物や要配慮者利用施設の立地が見られる。要配慮者利用施設については円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等を実施している。</li> <li>■ 津波浸水想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。</li> </ul>

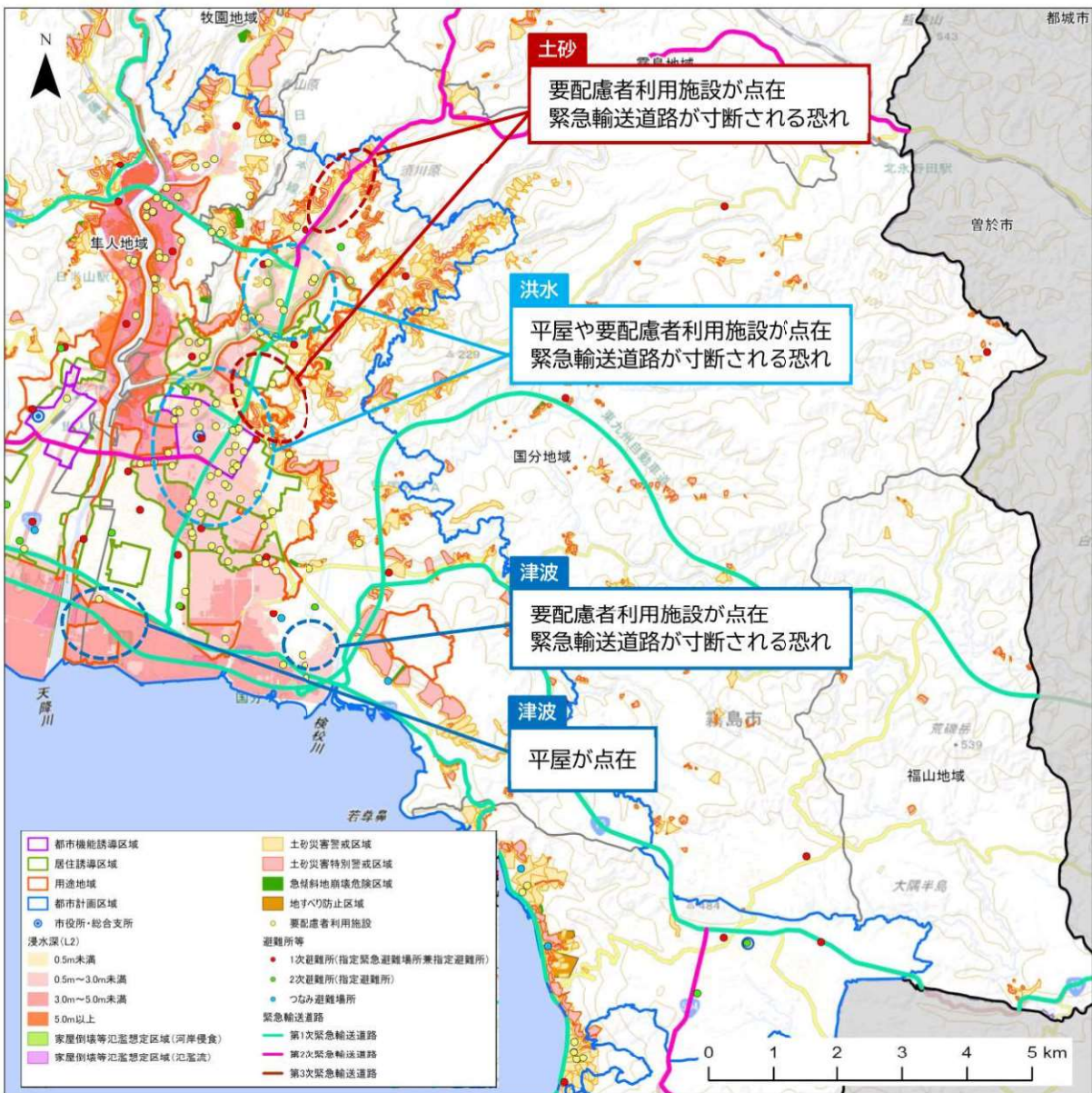


図 6-45 国分地域の課題



## 6-4-2 溝辺地域における課題

表 6-7 溝辺地域の課題一覧

土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、建物や要配慮者利用施設がみられるが、要配慮者利用施設については、円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等を実施している。</li> <li>■ 土砂災害警戒区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。</li> </ul>
------	--

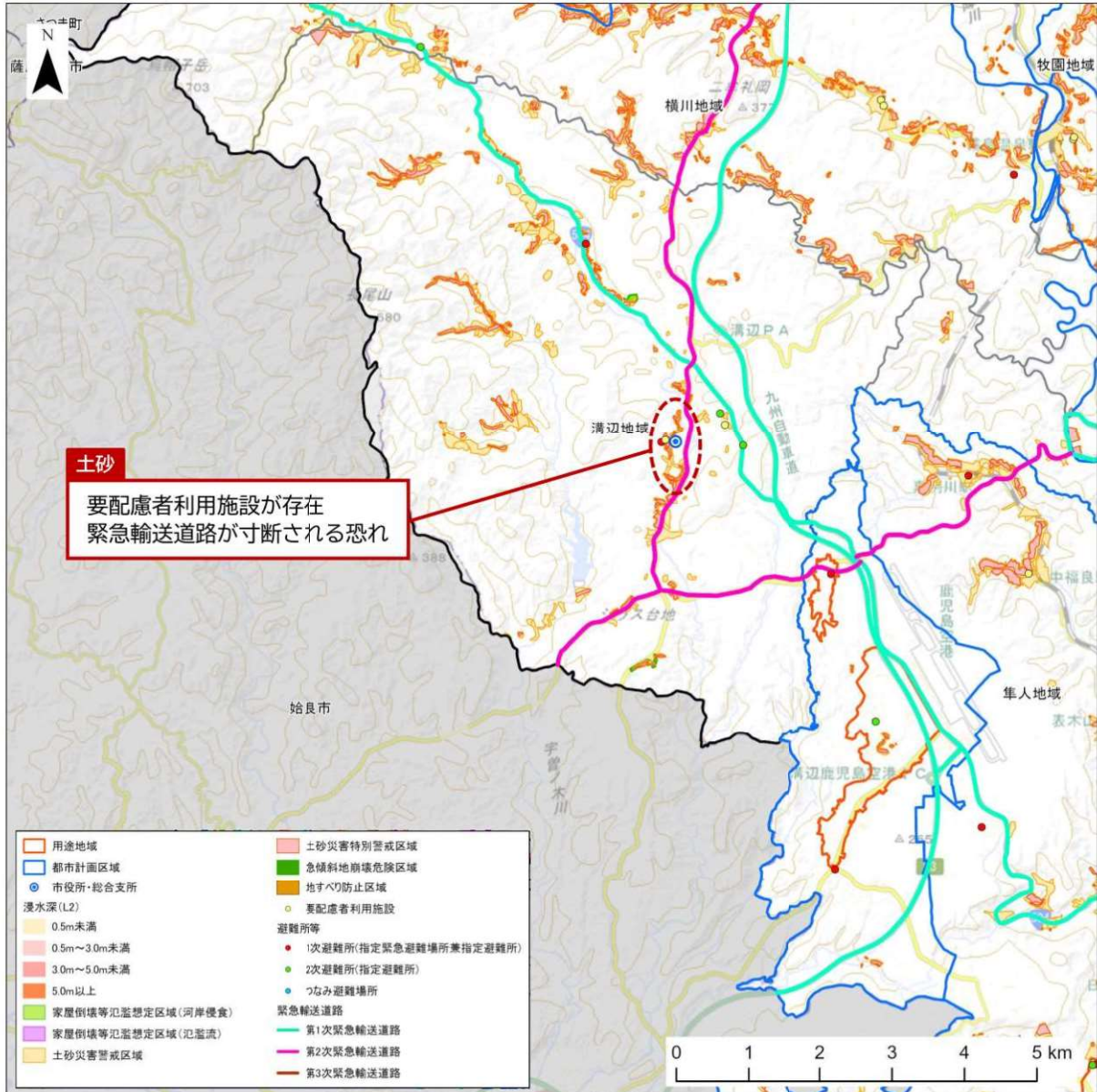


図 6-46 溝辺地域の課題



### 6-4-3 横川地域における課題

表 6-8 横川地域の課題一覧

土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、建物や要配慮者利用施設、指定避難所・指定緊急避難場所がみられる。要配慮者利用施設については円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等を実施しているとともに、1次避難所については災害種別に応じて検討のうえ、配置している。</li> <li>■土砂災害警戒区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。</li> </ul>
------	--

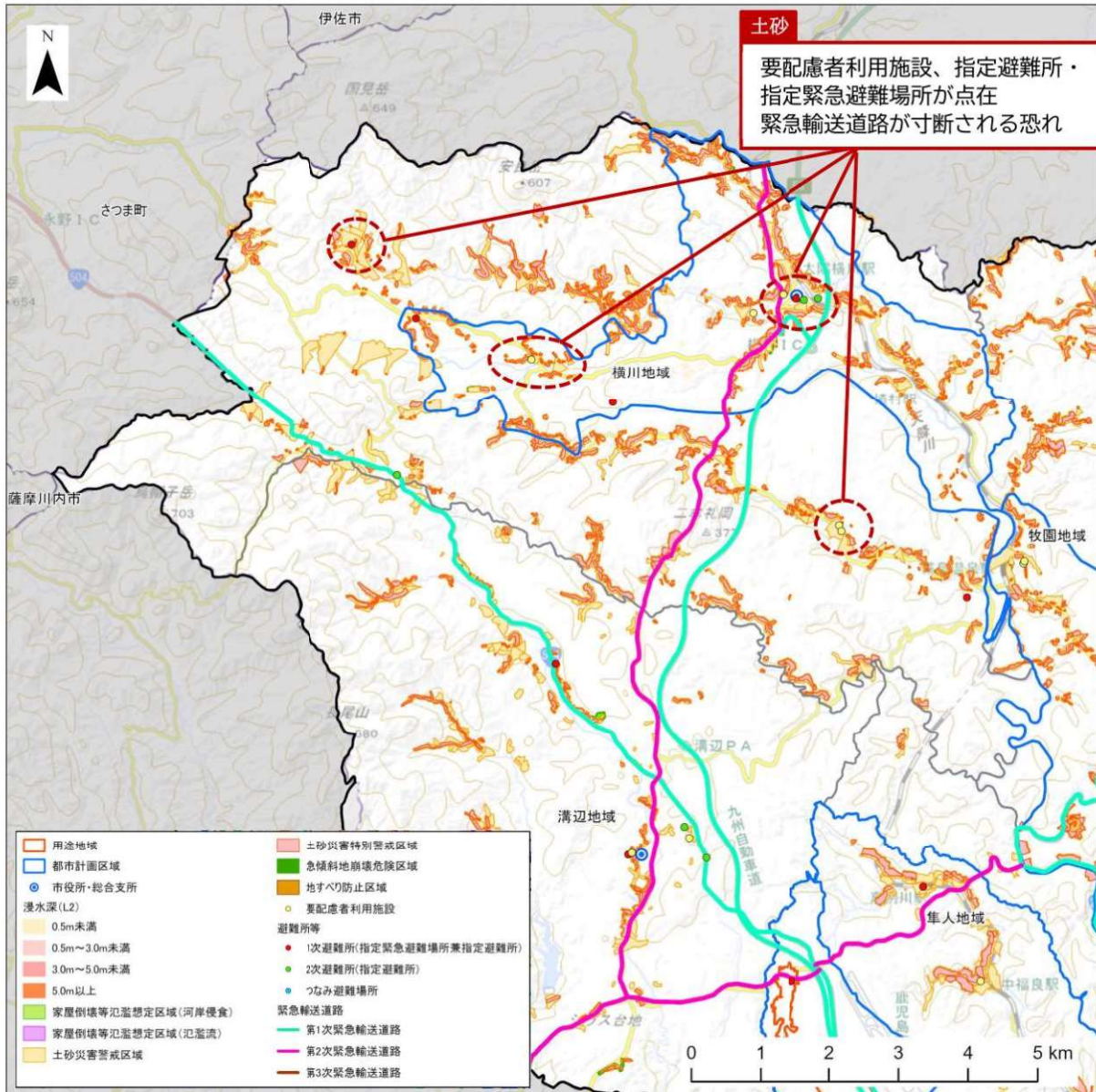


図 6-47 横川地域の課題



## 6-4-4 牧園地域における課題

表 6-9 牧園地域の課題一覧

土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が指定されており、建物や要配慮者利用施設がみられるが、円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等を実施している。</li> <li>■土砂災害警戒区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。</li> </ul>
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■噴火警戒レベル3以上で立入規制区域に含まれるため、緊急輸送道路が使用できなくなる恐れがある。</li> </ul>

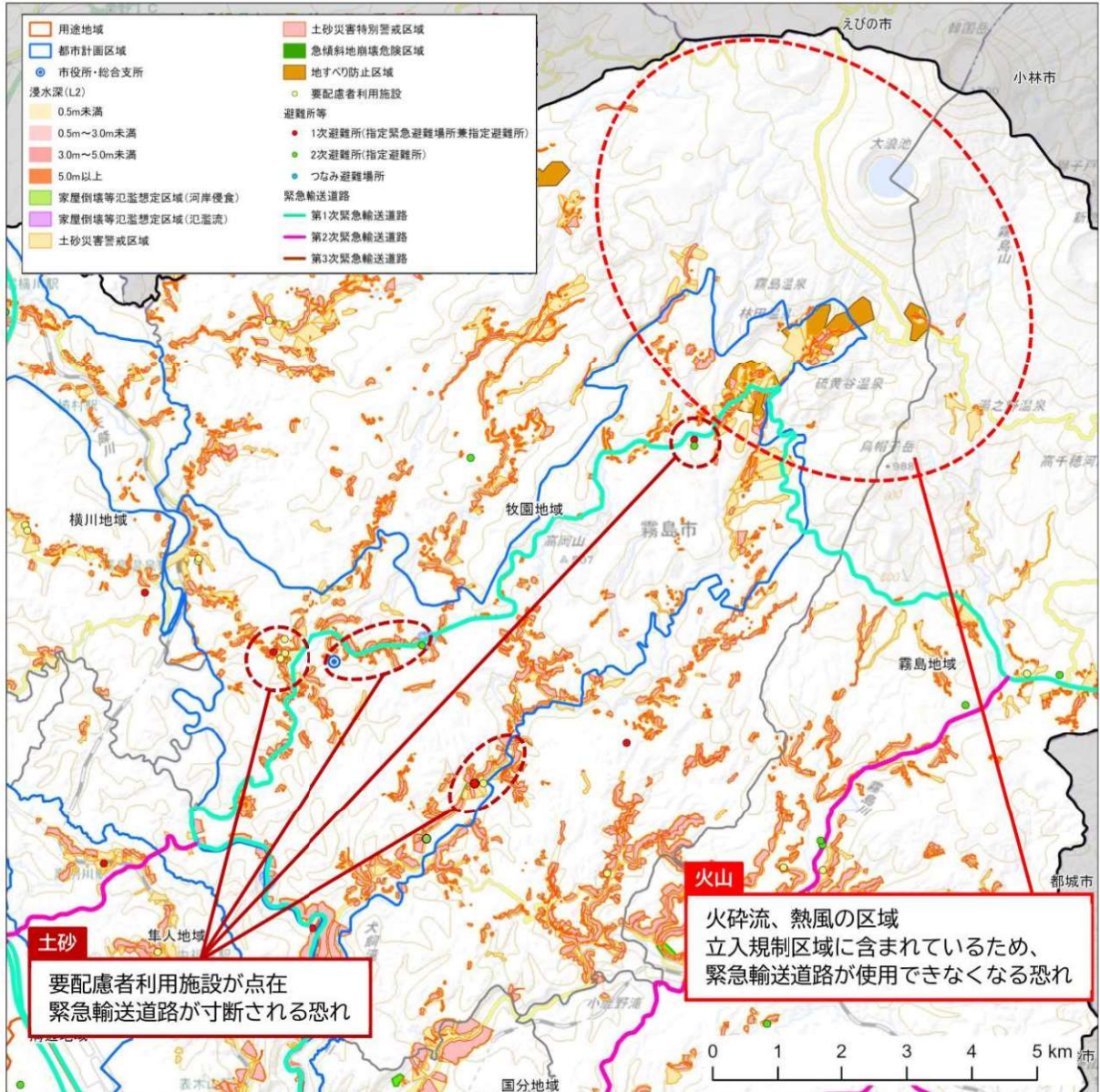


図 6-48 牧園地域の課題



## 6-4-5 霧島地域における課題

表 6-10 霧島地域の課題一覧

土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、建物や要配慮者利用施設がみられるが、要配慮者利用施設については円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等を実施している。</li> <li>■土砂災害警戒区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。</li> </ul>
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■噴火警戒レベル3以上で立入規制区域に含まれるため、緊急輸送道路が使用できなくなる恐れがある。</li> </ul>



図 6-49 霧島地域の課題



## 6-4-6 隼人地域における課題

表 6-11 隼人地域の課題一覧

洪水災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広い範囲に浸水想定区域が分布しており、平屋や多数の要配慮者利用施設が立地している。天降川上流部では浸水深 3.0m～5.0m未滿の場所が分布し、建物や要配慮者利用施設が立地している。要配慮者利用施設については円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等を実施している。</li> <li>■ 洪水浸水想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、建物や要配慮者利用施設がみられるが、要配慮者利用施設については円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等を実施している。</li> </ul>
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 津波浸水想定区域内に、平屋や工場等の建物の立地が見られる。</li> </ul>



図 6-50 隼人地域の課題



## 6-4-7 福山地域における課題

表 6-12 福山地域の課題一覧

土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が指定されており、福山市民サービスセンターやその他の建物、要配慮者利用施設がみられるが、要配慮者利用施設については円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等を実施している。</li> <li>■土砂災害警戒区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。</li> </ul>
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■津波浸水想定区域内に、平屋や工場等の建物、要配慮者利用施設、指定緊急避難場所の立地が見られる。要配慮者利用施設については円滑な避難体制の構築や危険個所の調査等を実施しているとともに、1次避難所については災害種別に応じて検討のうえ、配置している。</li> <li>■津波浸水想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断される恐れがある。</li> </ul>

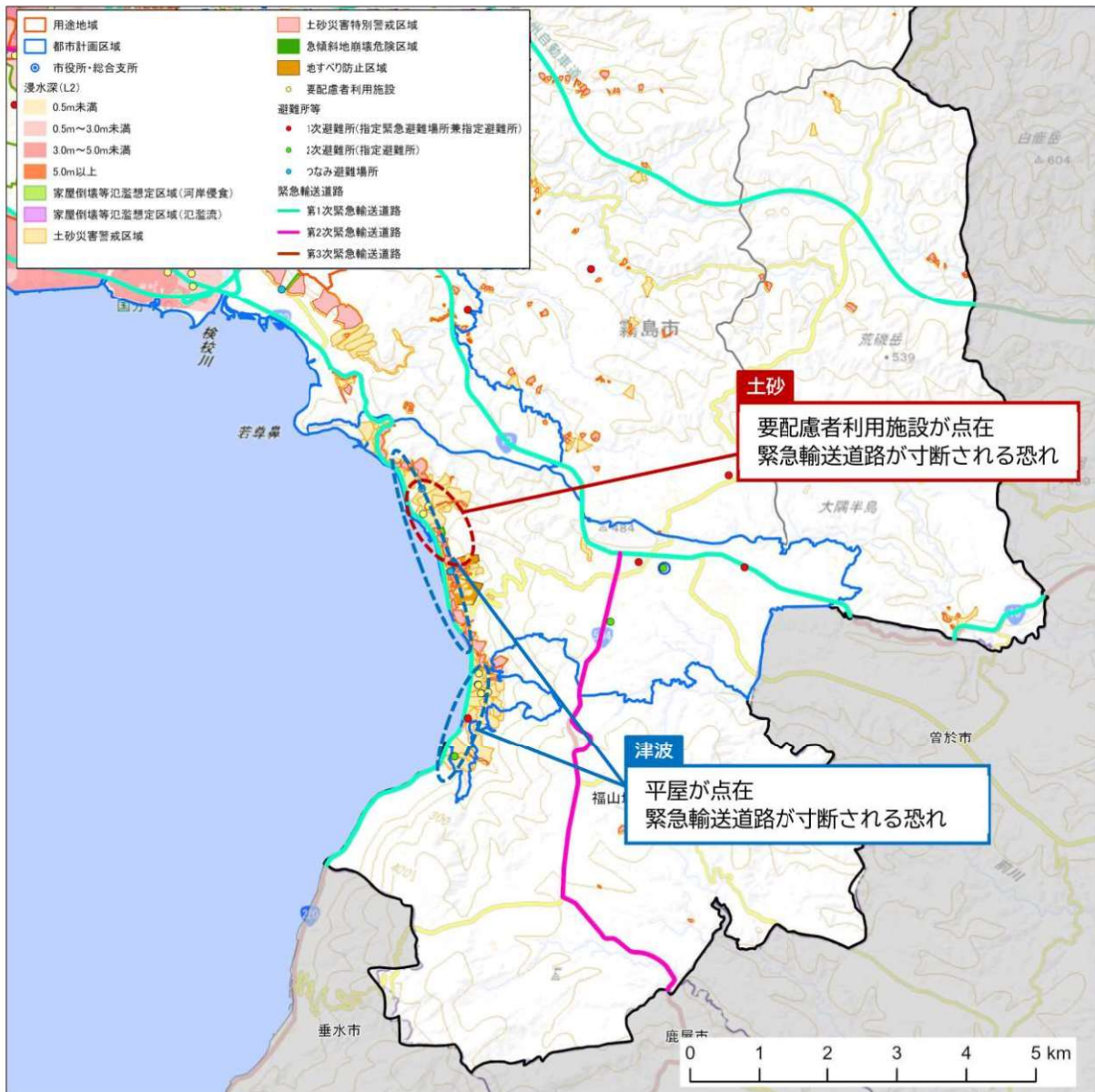


図 6-51 福山地域の災害区域

## 6-5 防災まちづくりの将来像・取組方針

防災・減災対策の推進に向けては、「霧島市都市計画マスタープラン」の基本目標の一つとして掲げられている『安全で安心して生活できる災害に強い都市づくり』を防災指針における将来像として位置づけるとともに、本市の防災に係る各種計画との整合を図り、以下の方針に基づいて取組を推進していく。

### ■都市づくりの理念

世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市

出典：霧島市総合計画（平成30年3月）

### ■防災まちづくりの将来像

安全で安心して生活できる災害に強い都市づくり

出典：霧島市都市計画マスタープラン（令和2年3月）

### ■防災指針における対応方針(ターゲット)

まもる ～災害から命をまもるまちづくり～

#### ◇防災に関する基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④迅速な復旧復興が図られること

出典：霧島市国土強靱化計画（令和2年7月）

#### ◇防災指針での取組方針

##### ○災害リスクの回避

- ✓ 災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制
- ✓ 災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域から除外することによる立地誘導

##### ○災害リスクの低減

- ✓ ハード、ソフトの防災・減災対策

出典：立地適正化計画作成の手引き P175（令和4年4月 国土交通省）



## 6-5-1 洪水災害に対する方針

---

本市では、居住や都市機能が集積している市街地の一部に洪水浸水想定区域が指定されている。これらの区域を居住誘導区域から除くことは、本市の今後のまちづくりを検討するうえで現実的ではないと判断し、一定の浸水深以下の洪水浸水想定区域は居住誘導区域に含めることとしている。

そのため、近年増加しつつある集中豪雨や台風による水害リスクの少ない方向（区域）に、居住や都市機能の誘導を図るとともに、河川及び治水施設等の整備や河道掘削等のハード対策、防災情報の提供や住民の防災活動の促進等のソフト対策を組み合わせ取組を推進する。

## 6-5-2 土砂災害に対する方針

---

本市では、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を居住誘導区域から除外しているものの、市内の多くの箇所ではこれらの区域が指定されている。

そのため、土砂災害リスクについては平常時から住民に向けた情報の周知、啓発を図る。また土砂災害リスクの高い区域を対象に、県との連携を図りながら土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、指定済みの区域については土砂災害に対するハード対策を推進する。また、新たに土砂災害警戒区域等が指定された場合については、居住誘導区域の見直しを行う。

## 6-5-3 津波災害に対する方針

---

本市では、津波浸水想定区域を居住誘導区域から除外している。

津波浸水想定区域が指定されている沿岸部は農地や工場の立地が中心であり、津波に関する情報発信や住民への啓発等のソフト対策を中心に推進する。

## 6-5-4 火山災害に対する方針

---

本市の牧園地域、霧島地域は、霧島山（硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢）による火砕流や熱風の影響を受けることが予測される。また本市の全域において、桜島の噴火による降灰や降下火砕物による影響が予測される。

火山災害に対しては、避難道路整備等のハード対策とともに、住民に対する危険性の周知や防災知識の普及啓発等のソフト対策を組み合わせ取組を推進する。

## 6-6 具体的な取組、取組スケジュール

### (1) 具体的な取組

都市計画マスタープラン、地域防災計画、国土強靱化計画等の関連計画との整合を図りつつ、「災害リスクの回避」及び「災害リスクの低減」に必要なハード、ソフトの取組を推進し、防災まちづくりの実現を目指す。

#### ① 洪水災害リスクに対する取組

##### ア 災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外

リスクの回避

- 家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生する恐れがある家屋倒壊等氾濫想定区域では、人命被害が発生する恐れがあることから、居住誘導区域に含めないこととする。
- 浸水深 3.0m以上では、建物の2階の床を超えて浸水する恐れがあり、垂直避難が困難になる恐れがあることから、浸水深 3.0m以上の区域は居住誘導区域に含めないこととする。

##### イ 河川災害の防止事業の推進

リスクの低減

- 河川環境にも十分配慮しながら河川及び治水施設等の整備に努める。
- 河川堤防の災害防止対策の必要な区間について河川及び治水施設等の整備に努める。

##### ウ 重要水防箇所等の把握、周知

リスクの低減

- 重要水防箇所及び水防箇所について、住民への周知に努める。

##### エ 関係機関との連携による取組の推進

リスクの低減

- 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく、「始良・霧島地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」において、県、気象庁等と連携・協力し、水害に強い地域づくりに取り組む。
- 県との連携・協力により、河道掘削、護岸整備等のハード対策の推進や河川管理施設の適切な維持管理や防災情報の充実・提供等のソフト対策を推進する天降川水系流域治水プロジェクトを推進する。



## ○流域治水について

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方である。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、以下の対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

- ①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ②被害対象を減少させるための対策
- ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策



出典：国土交通省 水管理・国土保全局 「流域治水」の基本的な考え方

## ② 土砂災害リスクに対する取組

### ア 災害リスクの高いエリアの居住誘導区域からの除外 リスクの回避

- 土砂災害は発生から被害を受けるまでの時間が非常に短く、人命・財産に対する被害に直結する恐れがあることから、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）について、居住誘導区域から除外する。

イ 土砂災害の防止対策 **リスクの低減**

- 県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の構造の規制への指導、既存住宅の移転促進（土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用）等のソフト対策を推進する。
- 居住誘導区域と地域生活拠点とを接続する緊急輸送道路の沿道で、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されている区域については、災害時に緊急輸送道路を確保するための土砂災害対策を推進する。

ウ 災害危険箇所等の調査結果の周知 **リスクの低減**

- 県等の防災関係機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。
- 災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、県等の調査結果を周知・公表する。また、災害危険箇所以外のその他の災害危険予想箇所についても住民に周知する。
- 災害危険箇所に係る1次避難所（指定避難所兼指定緊急避難場所）及び2次避難所（指定避難所）、避難路、避難方法等を明記したハザードマップについて住民に周知する。

エ 農地災害の防止対策 **リスクの回避** **リスクの低減**

- 排水路、農業用ため池、排水機場等の農地災害・保全施設の整備を行い、農村地域の被害発生防止に努める。
- 防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップの周知により、減災対策にも努める。

③ 津波災害リスクに対する取組

ア 災害リスクの高いエリアの居住誘導区域からの除外 **リスクの回避**

- 津波による人命・財産への被害を回避することを目的に、津波浸水想定区域を居住誘導区域から除外する。

イ 海岸堤防等の老朽化対策 **リスクの低減**

- 海岸堤防等の倒壊による浸水被害等の発生を抑えるため、管理者である県等との連携を図りながら、現状の海岸堤防等の施設の点検を行うなど、老朽化対策を推進する。

ウ 津波災害に対する広報 **リスクの低減**

- 地震等で津波に関する予警報が発表された場合は、防災行政無線や消防車、広報車によるほか、携帯電話等のきりしま防災・行政ナビ（アプリ）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ（FMきりしま含む）等の広報体制を整備し、迅速に避難指示等の伝達を行う。



## エ 津波災害に関する意識啓発の推進 リスクの低減

- 防災講座、広報誌、パンフレット、ハザードマップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の各種広報媒体を活用し、住民等に対して、地震・津波に関する基礎知識、地震・津波災害危険の実態、地震・津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。

## ④ 火山災害リスクに対する取組

### ア 火山災害に強い地域づくり リスクの回避 リスクの低減

- 常日ごろから道路改良、のり面や擁壁の点検に努めるとともに、道路上に堆積した火山灰等、障害物を速やかに除去できる体制の整備を図り、避難道路として整備を進める。
- 広範囲の住民や宿泊施設等に噴火等の情報を伝えるモーターサイレンを適正に維持管理し、緊急時に着実な情報伝達の実施を図る。

### イ 火山災害に関する意識啓発の推進 リスクの低減

- 防災週間や防災関連行事等を通じ住民等に対し、霧島山火山防災マップを示しながら、その危険性を周知させるとともに防災知識の普及、啓発を図る。

### ウ 避難計画等の周知 リスクの低減

- 霧島山の各火口の噴火警戒レベルに基づき、噴火活動が活発化した場合に住民や登山者等の安全を確保し、円滑な避難行動が行えることを目的とした避難計画について住民に周知する。

### エ 関係機関との連携による取組の推進 リスクの低減

- 桜島火山防災協議会及び同火山防災連絡会に参加し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に必要な協議を行う。

## ⑤ その他、人命の保護に係る取組

### ア 防災的土地利用の推進 リスクの回避 リスクの低減

- 既成市街地及び周辺地域において、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消や避難路の確保を図る。
- 新規開発等の事業に際して、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、大規模宅地造成や危険斜面の周辺等における開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。
- 建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化の促進を図る。
- 消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。
- 防災、防犯、衛生及び景観等の観点から、安全で安心な住環境の確保のため、老朽化した危険な空き家の除却を推進する。

- 市街地における浸水被害を防止するため、雨水を排除するための公共下水道の整備に取り組むとともに、下水道施設の適切な維持管理のため、ポンプ場等の改築を推進する。

#### イ 建築物災害の防止対策の推進 リスクの回避 リスクの低減

- 木造及び準耐火構造の公営住宅について、改修等による住宅不燃化の推進を図る。
- 建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等に関する普及・啓発を図る。
- がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。
- 防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮したうえで耐震改修を推進する。
- 公表済みの大規模盛土造成地マップの精度の向上のため、今後現地調査に向けた計画を検討し、引き続き安全性の検証に努める。

#### ウ 防災空間の確保 リスクの低減

- 災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。
- 公園等を計画的に配置・整備し、避難地としての機能を強化する。

#### エ 通信・広報体制の整備 リスクの低減

- 防災行政無線の整備、防災行政無線と地域コミュニティ無線の接続のための整備及びきりしま防災・行政ナビの利用促進を図る。
- 防災行政無線を適正に維持管理し、緊急時に着実に情報を伝達できる体制づくりを推進する。
- 県が整備したLアラートを活用するとともに、インターネットによる市ホームページ、SNSなどの多様な媒体の活用体制の整備に努める。

#### オ 消防体制の整備 リスクの低減

- 消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。



カ 住民の防災活動の促進 **リスクの低減**

- 広報物、印刷物やラジオ、テレビ等の各種媒体を活用し、地域防災計画の概要や災害予防措置等の防災知識の普及・啓発を推進し、また、学校教育・社会教育においても防災知識の普及・啓発を図る。
- 市、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動に関するノウハウを獲得することを目標に、防災訓練を実施する。
- 災害時に情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成・強化を図る。
- 社会福祉協議会と連携して住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう連携体制を整備する。
- 要配慮者の実態を把握するとともに、個別避難計画の作成に努め、関係機関等との間で情報の共有を図る。

(2) 地域別の取組

① 国分地域の取組

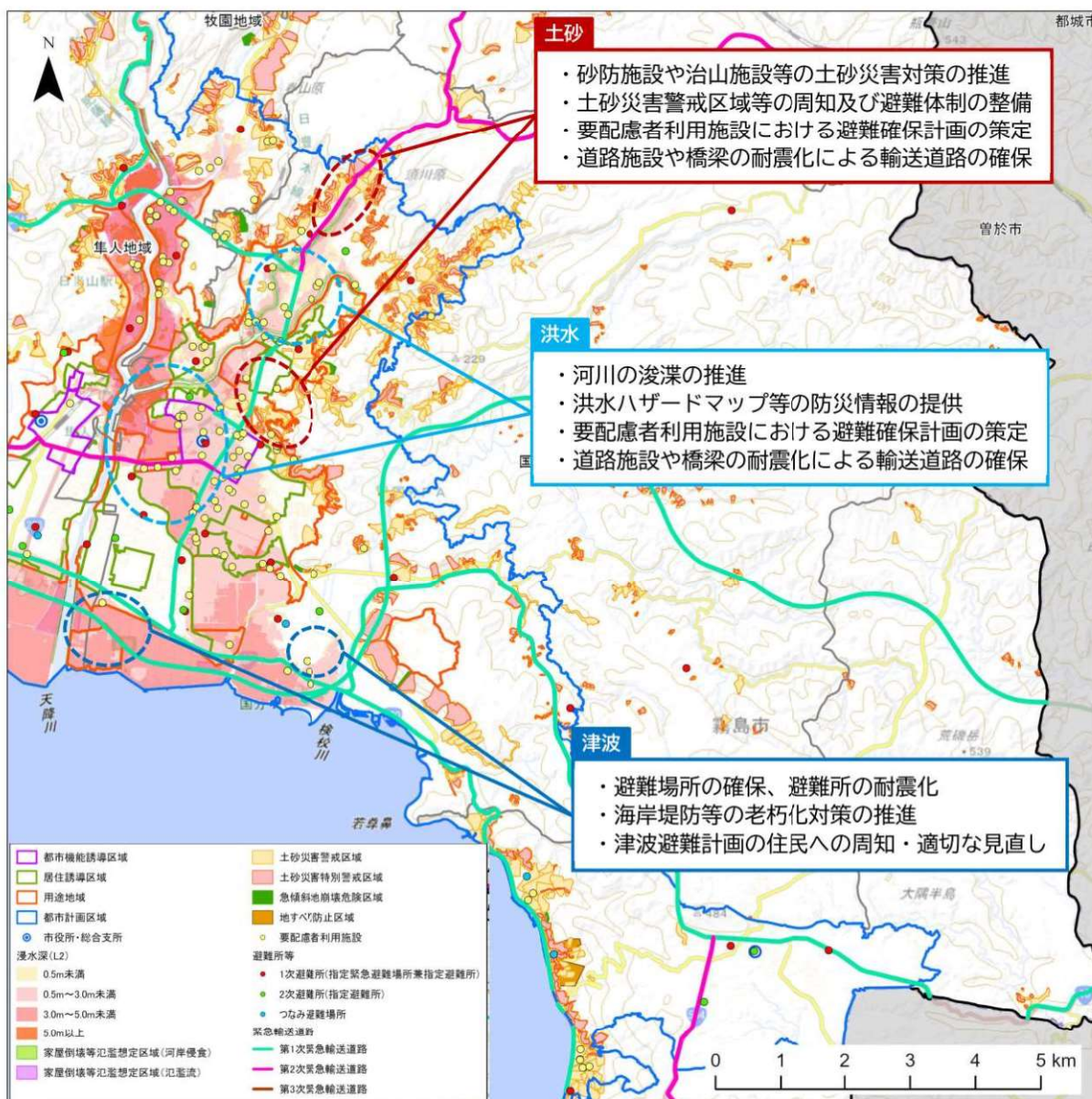


図 6-52 国分地域の取組図



② 溝辺地域の取組

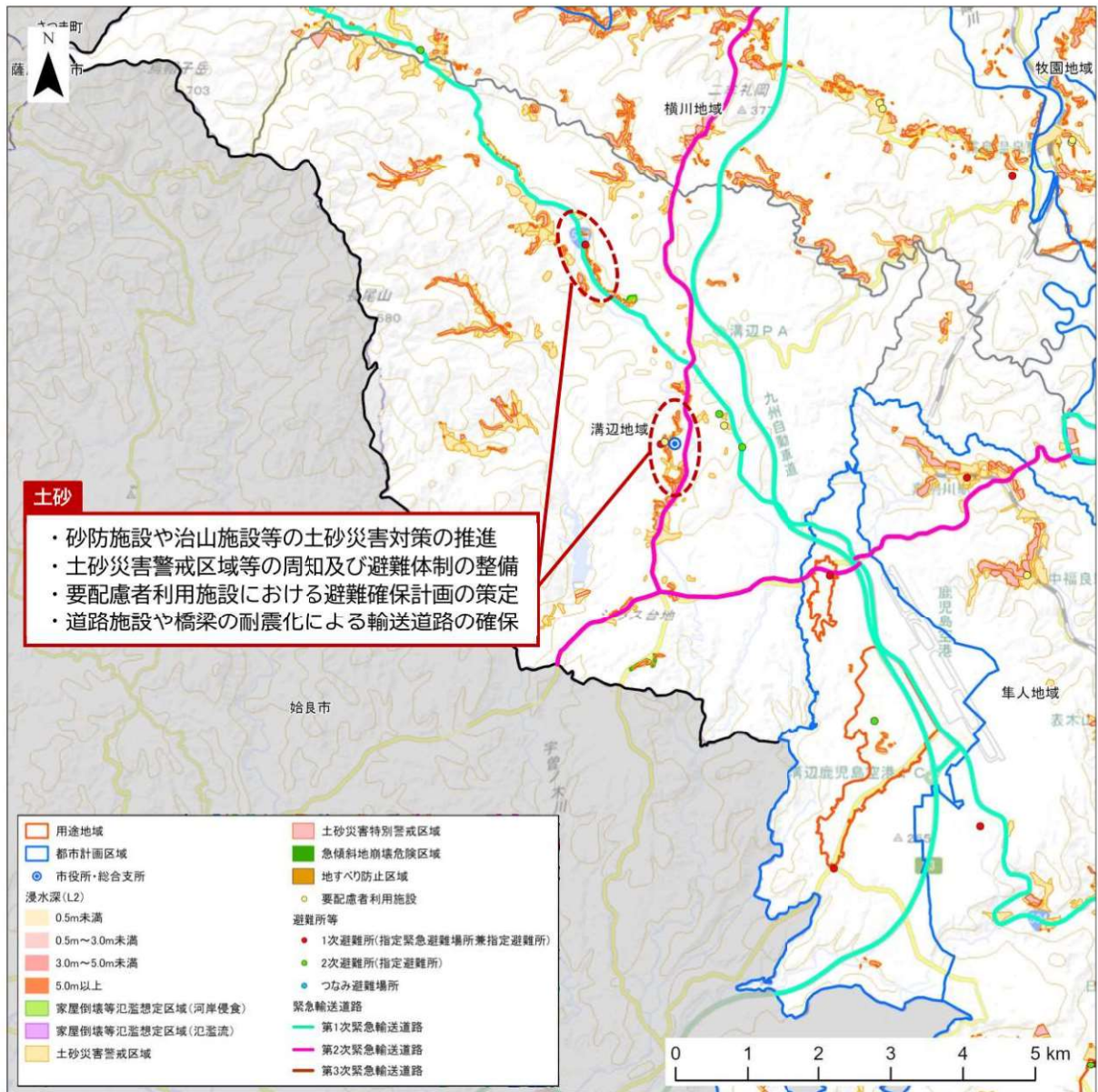


図 6-53 溝辺地域の取組図

### ③ 横川地域の取組

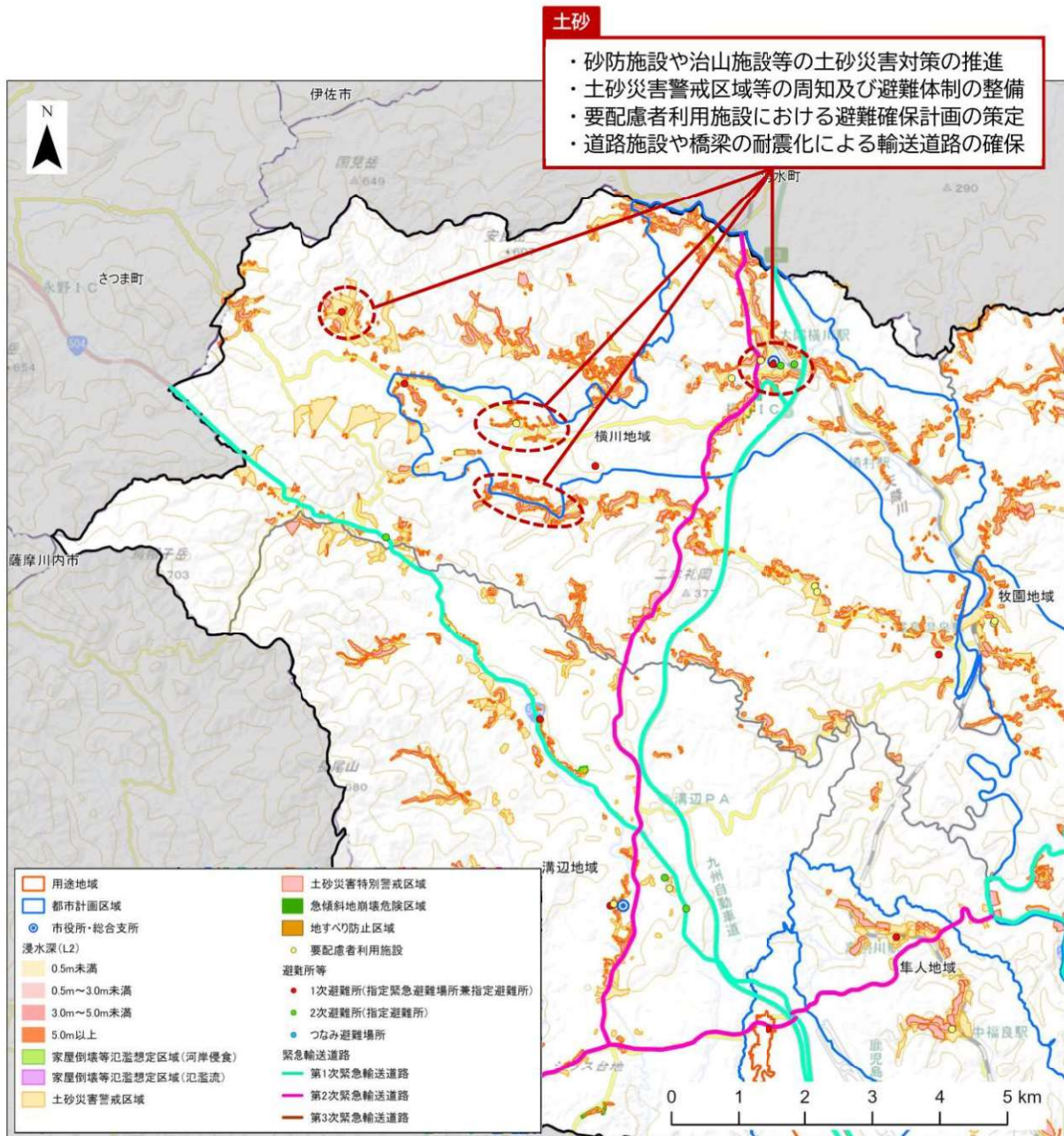


図 6-54 横川地域の取組図



④ 牧園地域の取組

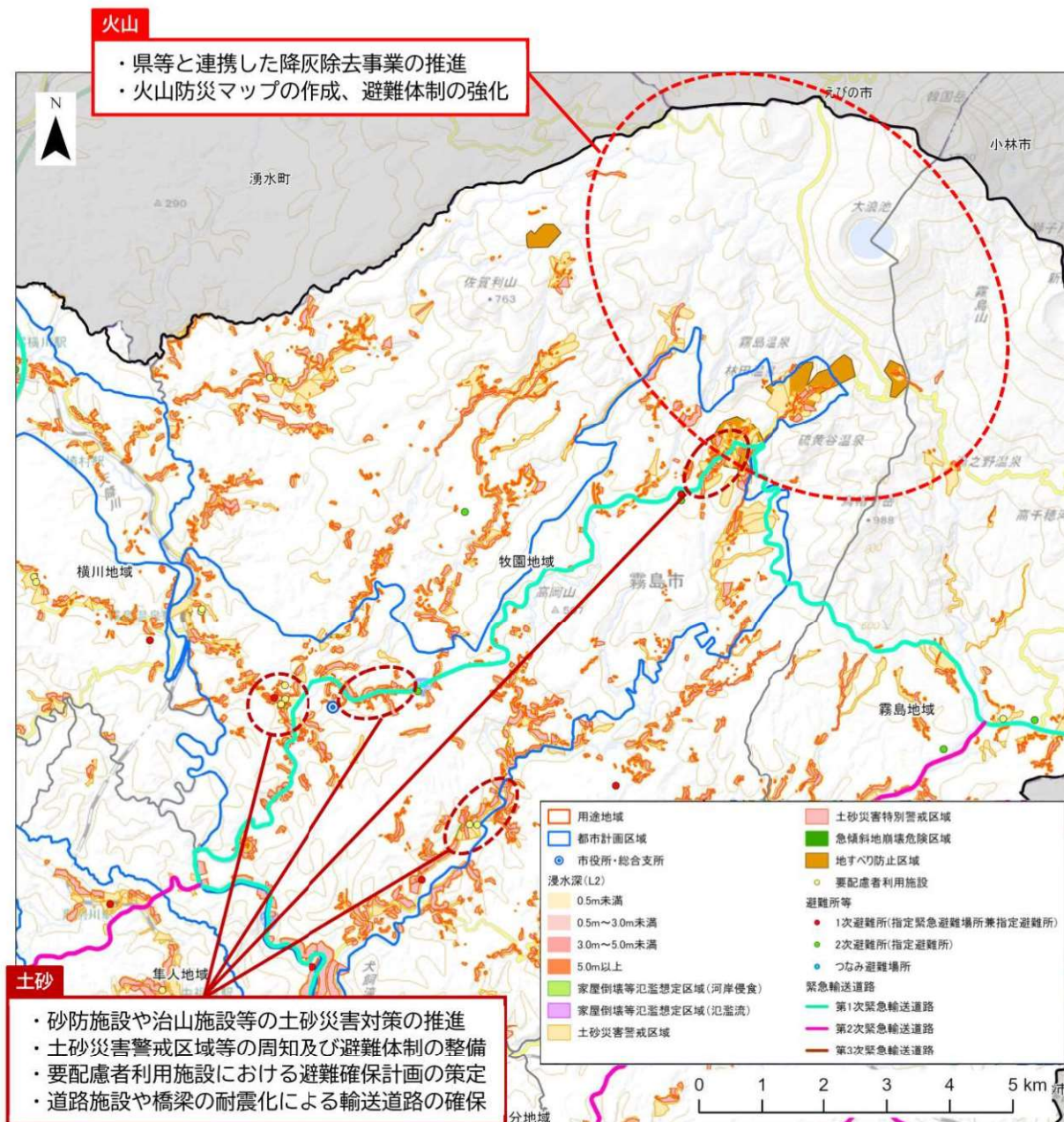


図 6-55 牧園地域の取組

⑤ 霧島地域の取組

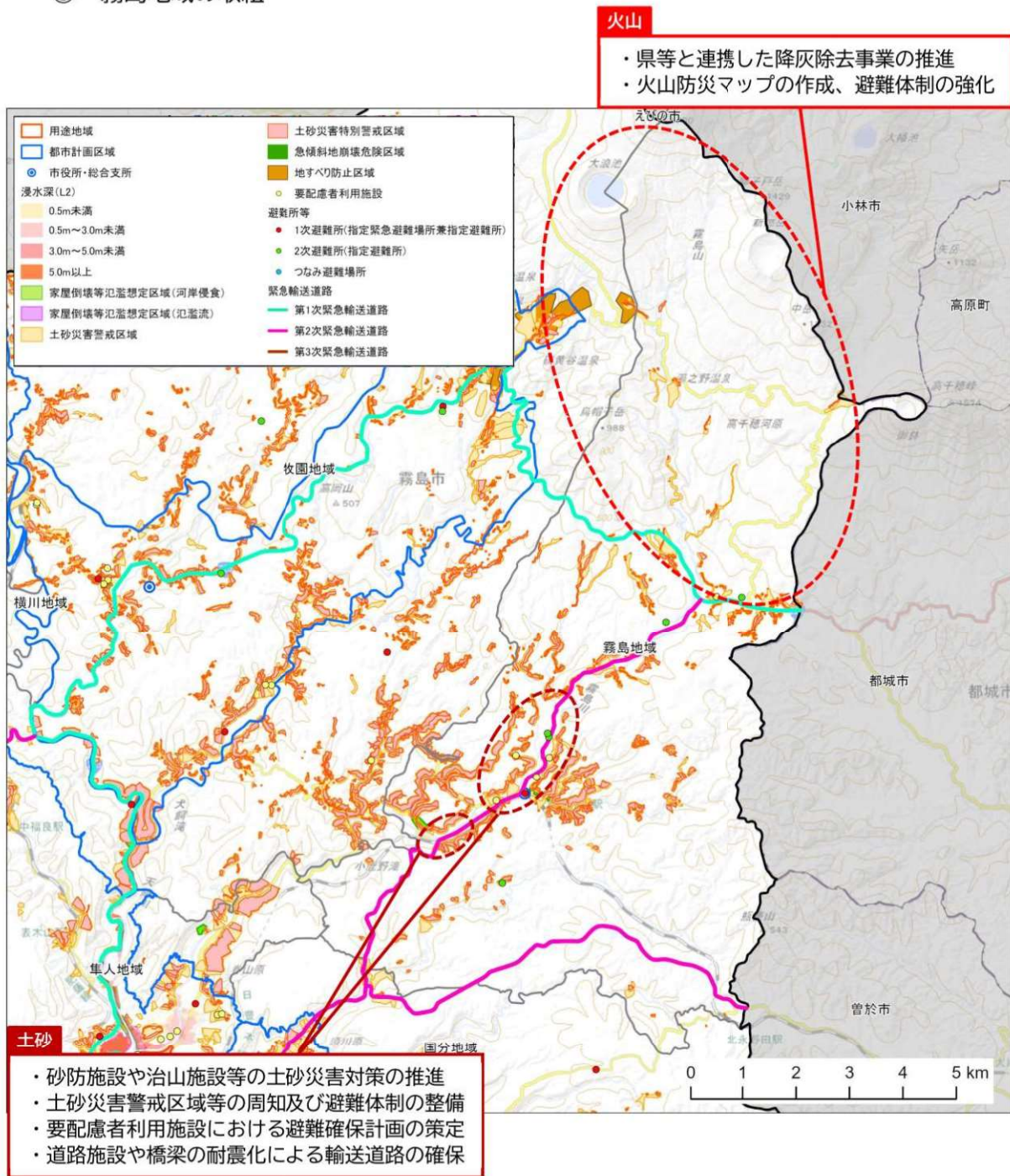


図 6-56 霧島地域の取組



⑥ 隼人地域の取組

土砂

- ・ 砂防施設や治山施設等の土砂災害対策の推進
- ・ 土砂災害警戒区域等の周知及び避難体制の整備
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定
- ・ 道路施設や橋梁の耐震化による輸送道路の確保



- 洪水
- ・ 河川の浚渫の推進
  - ・ 洪水ハザードマップ等の防災情報の提供
  - ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定
  - ・ 道路施設や橋梁の耐震化による輸送道路の確保

津波

- ・ 避難場所の確保、避難所の耐震化
- ・ 海岸堤防等の老朽化対策の推進
- ・ 津波避難計画の住民への周知・適切な見直し

図 6-57 隼人地域の取組

⑦ 福山地域の取組

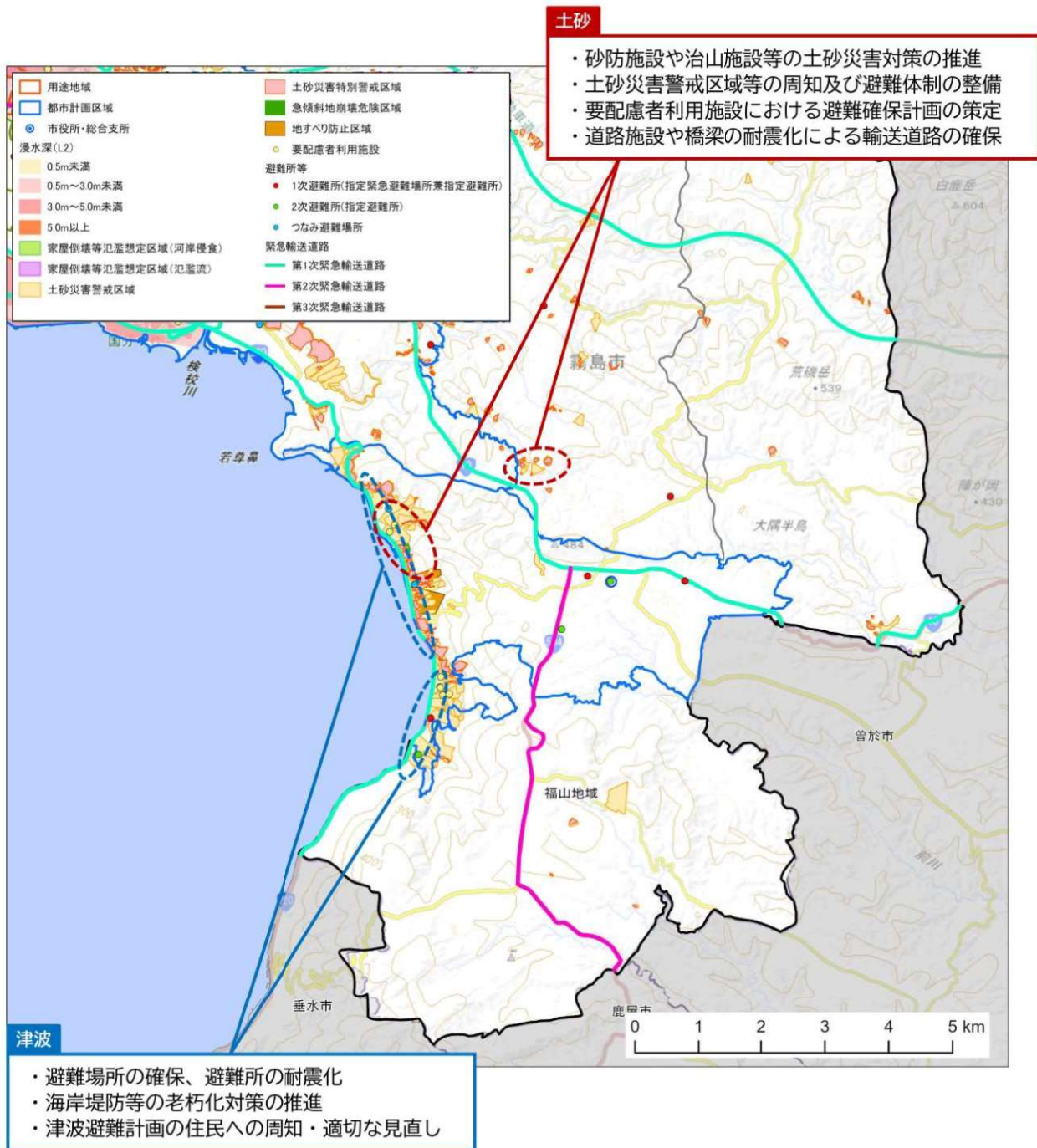


図 6-58 福山地域の取組



### (3) 取組スケジュール

取組に関するスケジュールを以下に示す。スケジュールは目標年次に至るまで短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）の達成目標について設定する。

表 6-13 取組スケジュール

分類	施策	実施主体			実施時期の目標		
		国	県	市	短期 5年	中期 10年	長期 20年
洪水対策	○家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域から除外				→		
	○浸水深 3.0m以上の区域を居住誘導区域から除外				→		
	○河川及び治水施設等の整備事業の推進				→	→	→
	○重要水防箇所及び水防箇所の住民への周知				→	→	→
	○県、気象庁等との連携・協力による、水害に強い地域づくり				→	→	→
	○天降川水系流域治水プロジェクトの推進				→	→	→
土砂災害対策	○土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を居住誘導区域から除外				→		
	○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の構造の規制への指導、既存住宅の移転促進（土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用）等のソフト対策の推進				→	→	→
	○居住誘導区域・地域生活拠点と接続する緊急輸送道路沿道の土砂災害対策の推進				→	→	→
	○計画的な災害危険箇所の防災点検の実施				→	→	→
	○災害危険箇所の調査結果及びその他の災害危険予想箇所の周知・公表				→	→	→
	○ハザードマップの住民への周知				→	→	→
	○排水路、農業ため池、排水機場等の農地災害・保全施設の整備				→	→	→
	○被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップの周知				→	→	→
津波対策	○津波浸水想定区域を居住誘導区域から除外				→		
	○海岸堤防等の老朽化対策				→	→	→
	○防災行政無線、消防車、広報車のほか、アプリやメール、テレビ、ラジオによる迅速な避難指示等の伝達				→	→	→
	○各種広報媒体を活用し、地震・津波に関する基礎知識、地震・津波災害危険の実態、地震・津波からの避難の考え方や対策内容について普及・啓発				→	→	→
火山災害対策	○避難道路の整備				→	→	→
	○モーターサイレンの適正な維持管理				→	→	→
	○霧島山火山防災マップを活用した危険性の周知と防災知識の普及、啓発				→	→	→
	○避難計画の周知				→	→	→
	○桜島火山防災協議会等への参加				→	→	→
その他の取組	○土地区画整理事業の推進による老朽木造住宅密集市街地等の防災上危険な市街地の解消				→	→	→
	○計画的な防災に配慮した土地利用への誘導等				→	→	→
	○防火地域及び準防火地域の指定による建築物の不燃化の推進				→	→	→
	○消防施設等の整備と市街地における貯水槽等消防水利の整備				→	→	→

分類	施策	実施主体			実施時期の目標		
		国	県	市	短期 5年	中期 10年	長期 20年
その他の取組	○老朽化した危険な空き家の撤去				→	→	→
	○公共下水道（雨水）の整備及び下水道施設の改築				→	→	→
	○木造及び準耐火構造の公営住宅の住宅不燃化の推進				→	→	→
	○建築物の不燃化等に関する普及・啓発				→	→	→
	○がけ地近接等危険住宅の移転の普及・啓発				→	→	→
	○防災基幹施設や公共施設等の耐震改修の推進				→	→	→
	○災害に強い道路の整備				→	→	→
	○避難地となる公園等の計画的な配置・整備				→	→	→
	○防災行政無線の整備、防災行政無線と地域コミュニティ無線の接続のための整備及びきりしま防災・行政ナビの頒布				→	→	→
	○防災行政無線の適正な維持管理				→	→	→
	○Lアラートの活用、市ホームページ、SNSなどの多様な媒体の活用体制の整備				→	→	→
	○消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備				→	→	→
	○各種媒体を活用した防災知識の普及・啓発、学校教育・社会教育における防災知識の普及・啓発				→	→	→
	○防災訓練の実施				→	→	→
	○地域住民による自主防災組織の育成強化				→	→	→
○防災ボランティア活動の啓発、防災ボランティア活動の連携体制の整備				→	→	→	
○個別避難計画の作成				→	→	→	



#### (4) 居住誘導区域における取組

これまで記載した具体的な取組のうち、居住誘導区域内で実施する取組について、取組の内容と位置を整理した。

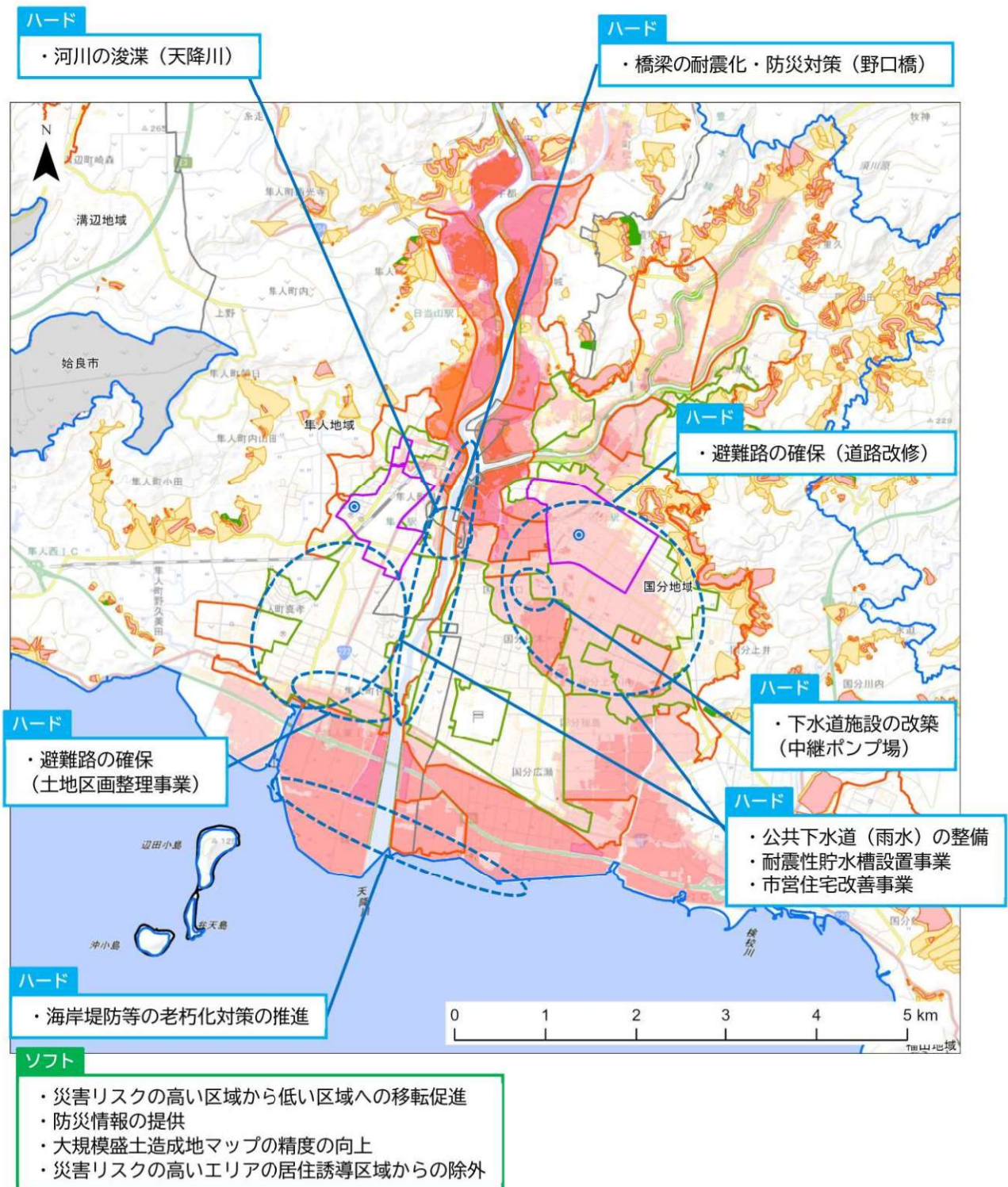


図 6-59 居住誘導区域の取組図